

岡山県地域防災計画

(風水害等対策編)

令和 2 年 2 月

岡山県防災会議

岡山県地域防災計画（風水害等対策編） 目次

第1編 総 則

第1章 総 則

第1 計画の目的及び基本理念	1
第2 計画の構成	1
第3 災害の想定	2
第4 用語の意義	2
第2章 防災会議	5
第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
第1 実施責任	6
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	7
第4章 岡山県の概要	
第1 自然的条件	19
第2 社会的条件等	23

第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

第1 気象等観測施設・設備等	25
第2 消防施設・設備等	25
第3 通信施設・設備等	25
第4 水防施設・設備等	26
第5 救助施設・設備等	27
第6 医療救護用資機材等	28
第7 その他の施設・設備等	28

第2章 防災業務体制の整備

第1 職員の体制	29
第2 情報収集・連絡体制	29
第3 防災関係機関相互の連携体制	30
第4 業務継続体制の確保	33

第3章 自然災害予防対策

第1節 治山対策	34
第2節 造林対策	36
第3節 砂防対策	37
第4節 河川防災対策	40
第5節 雨水出水対策	43
第6節 海岸防災対策	45
第7節 ため池等農地防災対策	47

第8節	都市防災対策	49
第9節	地盤沈下対策	52
第10節	文教対策	53
第11節	文化財保護対策	55
第12節	危険地域からの移転対策	56
第4章 事故災害予防対策		
第1節	道路災害予防対策	57
第2節	鉄道災害予防対策	59
第3節	海上災害予防対策	61
第4節	大規模な火災予防対策	64
第5節	林野火災の防止対策	66
第6節	高層建築物・地下街等の保安対策	68
第7節	危険物等保安対策	70
第8節	高圧ガス保安対策	72
第9節	火薬類保安対策	74
第10節	有害ガス等災害予防対策	76
第11節	爆発・火災等労働災害予防対策	77
第5章	複合災害対策	78
第6章 防災活動の環境整備		
第1節	防災訓練	79
第2節	防災知識の普及	83
第3節	自主防災組織の育成及び消防団の活性化	89
第4節	企業防災の促進	91
第5節	住民及び事業者の地区防災活動の推進	93
第6節	災害教訓の伝承	94
第7章	要配慮者等の安全確保計画	95
第8章 防災対策の整備・推進		
第1節	防災に関する調査研究の推進	100
第2節	緊急物資等の確保計画	101
第3節	公共用地等の有効活用	102
第4節	被災者等への的確な情報伝達活動	102
第5節	災害救助基金等の整備	102
第3編 災害応急対策計画		
第1章	防災組織・防災体制	103
第2章 防災活動		
第1	予報及び警報等	106
第2	通信連絡	111
第3	情報の収集・伝達	116

第3章	災害広報及び報道	168
第4章	罹災者の救助保護	
第1節	災害救助法の適用	171
第2節	避難の勧告等及び避難所の設置	174
第3節	救 助	187
第4節	食料の供給	189
第5節	飲料水の供給	192
第6節	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	193
第7節	医療・助産	195
第8節	遺体の捜索・検視・処理・埋火葬	198
第9節	防疫・保健衛生	200
第10節	廃棄物処理等	203
第11節	住宅の供与・応急修理及び障害物の除去	205
第12節	文教災害対策	208
第5章	社会秩序の維持	211
第6章	交通規制	212
第7章	輸 送	214
第8章	電気・通信サービス・ガス・水道の供給	217
第9章	防災営農	221
第10章	水 防	224
第11章	流木の防止	227
第12章	雪害対策	229
第13章	事故災害応急対策	
第1節	道路災害対策	231
第2節	鉄道災害対策	233
第3節	海上災害対策	235
第4節	航空機事故災害対策	244
第5節	大規模な火災対策	249
第6節	林野火災対策	251
第7節	地下街等におけるガス災害対策	254
第8節	危険物等災害対策	257
第9節	高圧ガス災害対策	260
第10節	火薬類災害対策	263
第11節	有害ガス等災害対策	266
第14章	集団事故災害対策	267
第15章	自衛隊の災害派遣	269
第16章	広域応援・雇用	276
第17章	ボランティアの受入れ、活動支援計画	280
第18章	義援金の募集・受付・配分	283

第4編 災害復旧・復興計画

第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	284
第2節	被災者等の生活再建等の支援	284
第3節	被災中小企業の復興の支援	287
第4節	公共施設等災害復旧事業	288
第5節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	289
第6節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	291
第7節	復旧・復興推進本部	293

第 1 編 総 則

第 1 章 総 則

第 1 計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、岡山県防災会議が岡山県の地域に係る国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たっては、国、県及び市町村並びに指定公共機関は、国土強靱化基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国及び県並びに市町村を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県及び市町村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じていく。

また、いっすい 洪水、たんすい 湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

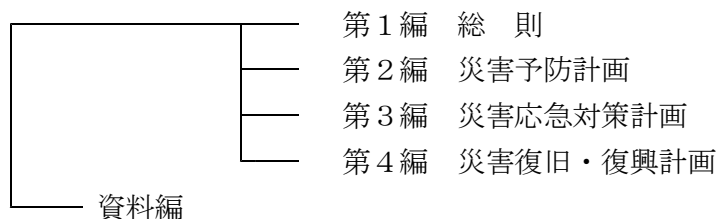
第 2 計画の構成

岡山県地域防災計画は、「風水害等対策編」「地震・津波災害対策編」及び「原子力災害等対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岡山県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「岡山県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図る。

本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

本計画は、「災害の予防」、「災害の応急対策」及び「災害の復旧・復興」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

[岡山県地域防災計画（風水害等対策編）]



第3 災害の想定

本計画の作成に当たっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震・津波災害対策及び原子力災害等対策は別編とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 高潮による災害
- 4 上記1～3のほか異常気象による災害
- 5 大規模な火災
- 6 危険物の爆発等による災害
- 7 可燃性ガスの漏えい・拡散等による災害
- 8 有害ガスの漏えい・拡散等による災害
- 9 道路構造物の被災等による道路災害
- 10 鉄道における災害
- 11 航空機事故による災害
- 12 海上における災害
- 13 その他の特殊災害

(資料編)

第2章 岡山県の災害史（整理番号：201～205）

第4 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県本部
岡山県災害対策本部をいう。
- (2) 県地方本部
岡山県地方災害対策本部をいう。

- (3) 県現地本部
岡山県現地災害対策本部をいう。
- (4) 市町村本部
市町村災害対策本部をいう。
- (5) 県防災計画
岡山県地域防災計画をいう。
- (6) 市町村防災計画
市町村地域防災計画をいう。
- (7) 県本部長
岡山県災害対策本部長をいう。
- (8) 県地方本部長
岡山県地方災害対策本部長をいう。
- (9) 県現地本部長
岡山県現地災害対策本部長をいう。
- (10) 市町村本部長
市町村災害対策本部長をいう。
- (11) 防災関係機関
県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体
その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (12) 県水防計画
水防法（昭和24年法律第193号）第7条に基づき知事が定める岡山県水防計画をい
う。
- (13) 県水防本部
県水防計画に定める岡山県水防本部をいう。
- (14) 県水防本部長
県水防計画に定める岡山県水防本部長をいう。
- (15) 県警察
岡山県警察をいう。
- (16) 避難場所
災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場
所。
- (17) 指定緊急避難場所
災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための
立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために
緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの。
- (18) 避難所
公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。
- (19) 指定避難所
災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、

被災者等が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。

(20) 要配慮者

高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

(21) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

第2章 防災会議

1 県防災会議

県の地域に係る防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づく県の附属機関として設置され、県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、都道府県知事の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する知事への意見の陳述、各機関の実施する災害復旧に関する連絡調整を行う。

2 市町村防災会議

市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村の業務を中心に、当該市町村区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市町村の附属機関として設置され、市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

3 市町村地域防災計画等の作成又は修正

(1) 市町村地域防災計画

市町村防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき市町村地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

市町村地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、各市町村で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、市町村地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

(2) 地区防災計画

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

2 市町村

市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市町村が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく立退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体が実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- (22) 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (24) 市町村が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請等を行う。
- (26) 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

2 県警察

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

3 市町村

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。
- (14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (17) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (22) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (23) 救助実施市である岡山市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。

4 指定地方行政機関（注）（ ）内は、県内に所在する主な下部機関。

[中国四国管区警察局]

- (1) 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。

- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- (4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- (5) 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。
- (5) 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。
- (6) 船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。
- (7) 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
- (8) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (9) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局（岡山空港出張所）]

- (1) 岡山空港の管理の監督に関する業務を行う。なお、岡南飛行場については、大阪空港事務所がこれを行う。
- (2) 管理する航空保安施設等の管理運用を行う。
- (3) 航空機の運航の監督及び航行の方法に関する業務を行う。
- (4) 航空情報に関する業務を行う。
- (5) 障害物件等の設置について、空港管理者への必要な助言を行う。
- (6) 航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講じる。
- (7) 岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の処理に関する業務を行う。
なお、岡山空港及びその周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。

[第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）]

- (1) 警報等の伝達及び情報の収集を行う。
- (2) 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。
- (3) 海難の発生その他事情により、必要に応じて、船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
- (4) 航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。
- (5) 緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。
- (6) 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。
- (7) 大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。
- (8) 危険物積載船に対し、必要に応じて、移動又は航行の制限若しくは禁止を命じる。

[大阪管区気象台（岡山地方気象台）]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- (7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (8) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

- (9) 知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。

[中国総合通信局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- (4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局]

(岡山河川事務所、岡山国道事務所)

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。
- (4) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、洪水浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- (5) 一般国道2号、30号、53号、180号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管

理及び道路情報の伝達を行う。

(宇野港湾事務所)

- (1) 港湾施設の整備と防災管理を行う。
- (2) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の指導及び実施を行う。
- (3) 海上の流出油等に対する防除措置を行う。
- (4) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧事業の指導及び実施を行う。

(共通)

- (1) 緊急を要すると認められる場合は、申合せに基づく適切な応急措置を実施する。

[中国四国防衛局]

- (1) 米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[中国地方測量部]

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
- (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

5 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊等）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の搜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (7) 応急医療・救護・防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 炊飯及び給水を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。

- (11) 危険物の保安及び除去を行う。
- (12) その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 指定公共機関

[日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）]

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

[日本銀行（岡山支店）]

- (1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

- (2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

- (3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、必要な措置を講じる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

- (4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ、関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜^{べんぎ}払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分^{ふとふ}の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

- (5) 各種金融措置に関する広報

上記（3）及び（4）で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

- (6) (1) から (5) までの掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。

[西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）]

- (1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等の警報を市町村へ連絡する。

[株式会社NTTドコモ（岡山支店）、KDDI株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本赤十字社（岡山県支部）]

- (1) 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- (2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し、給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- (4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集等を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難勧告等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力株式会社（岡山支社）]

- (1) 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

[日本通運株式会社（岡山支店）]

- (1) 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

[西日本高速道路株式会社（中国支社）、本州四国連絡高速道路株式会社（岡山管理センター）]

- (1) 災害防止に関すること。
- (2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること。

[国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）]

原子力災害の防止及び応急対策を行う。

7 指定地方公共機関

[各民間放送会社（RSK山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山高エム放送株式会社）]

日本放送協会に準ずる。

[各ガス事業者（岡山ガス株式会社）]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。
- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[一般社団法人岡山県トラック協会]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準ずる。

[公益社団法人岡山県医師会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。

- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※ 日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT（ジェイマット））。

[公益社団法人岡山県看護協会]

公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

[一般社団法人岡山県LPガス協会]

- (1) LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- (2) 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。

[智頭急行株式会社]

- (1) 旅客鉄道事業に係る車両・施設・設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を行う。
- (2) 災害から人命及び施設等を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救助、救護等に必要な措置を講ずる。
- (3) 災害時における鉄道輸送の確保を行うとともに、万一不通になった場合は、自動車等による代替輸送、振替輸送等を行う。
- (4) 県、市町村の防災活動が円滑に行われるよう、災害時における緊急輸送のための交通の確保に協力する。

[一般社団法人岡山県建設業協会]

災害時における被害情報の収集・伝達への協力及び公共施設からの障害物の撤去、応急復旧への協力に関すること

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[水防管理団体]

- (1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
- (2) 水防計画の作成及びその実施を推進する。

[水道事業者]

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

[農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等）]

被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

[文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会等）]

被災者の応急救助活動及び義援金の募集等について協力する。

[危険物施設の管理者]

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[災害拠点病院]

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出しを行う。

※ 災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマット））

災害の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

[災害時精神科医療中核病院]

- (1) 災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。
- (2) 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
- (3) 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。
- (4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れ・派遣を行う。

※ 災害派遣精神医療チーム（DPAT（ディーパット））

災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

[その他重要な施設の管理者]

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

（資料編）

第12章 災害時協定等（整理番号：12001～12521）

第4章 岡山県の概要

第1 自然的条件

1 位置及び面積

岡山県は中国地方の東部に位置し、山陽道のほぼ中央にあたり、東は兵庫県、西は広島県、北は中国山地で鳥取県と接し、南は瀬戸内海の一部である備讃瀬戸を隔てて香川県と接している。

県土の面積は、7,112,72km²で、国土面積の1.9%を占めている。

〔岡山県の位置〕

方 位	地 名	経 度 ・ 緯 度
東 端	美作市後山	東経 134 度 24 分
西 端	新見市神郷油野	東経 133 度 16 分
南 端	笠岡市六島	北緯 34 度 17 分
北 端	苫田郡鏡野町上斎原	北緯 35 度 21 分

2 地 勢

北部県境は、陰陽の分水嶺^{ぶんすいれい}である中国山地が東西に走って岡山県の屋根を作り、海拔1,200mを超える後山、那岐山、三国山及び上蒜山^{かみひるぜん}がそびえ立っている。この山地を南下して津山から新見を東西に結ぶ盆地が形成され、再び隆起して中部高原を形成し、無数の溪谷丘陵を織りなし、緩く南に傾斜して岡山平野を展開しつつ瀬戸内海に至っている。

また、吉井川、旭川、高梁川の三大河川は、いずれも北部山間地帯にその源を発し、多くの支流を集めながら南流して瀬戸内海に注いでいる。

海岸線は曲折して、その総延長は約537km余に及び、大小の島々が点在して瀬戸内海の多島美を作っている。

県土の地形区分は、山地69.3%、丘陵地16.9%、山麓・台地2.1%、低地11.7%となっており、その概要は次のとおりである。

(1) 地形の概要

岡山県の地形は、北の中国山地から南の瀬戸内海まで階段状に低くなっており、5つの地域に大別される。

① 中国脊梁^{せきりょう}山地

高度900～1,300mの山頂が東西に連なる中起伏・小起伏の山地で、早壮年期的な

地形を示している。主なものとして、備北山地、^{ひるぜん}蒜山山地、那岐山山地、後山山地がある。

② 吉備高原山地

岡山県の中央部を占め、300～600mの山陵が連なる台地上の山地で、西部でよく発達し、東部ではその特徴が薄れている。

吉備高原は隆起準平原と呼ばれ、幼年期の地形を示している。

この山地の西部石灰岩地域は、阿哲台、上房台と呼ばれ、石灰岩地帯特有のカルスト地形が発達している。

吉備高原と中国脊^{せきりょう}梁山^{りやうざん}山地との間には、津山、新見などの盆地が東西に連なっている。

③ 瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

300m内外の小起伏山地と200m以下の丘陵地が断続し、間に岡山平野を中心とする平野が広がり、山地、丘陵、平野の交錯した地形となっている。主なものは、寄島山地、児島山地、笠岡丘陵地、御津丘陵地、邑久丘陵地などがある。

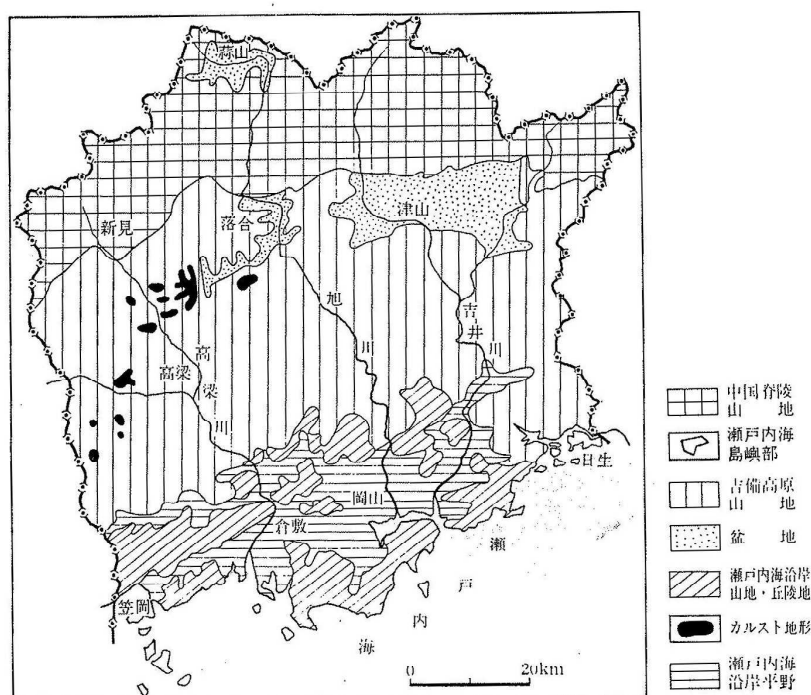
④ 瀬戸内海沿岸平野

吉井川、旭川、高梁川の三大河川の沖積作用によって形成されたもので、岡山平野を中心として、鴨方低地、小田川低地、和気低地などがある。

⑤ 瀬戸内海島しょ部

海岸山地や丘陵地の一部が沈んでできたもので、特に、片上湾から日生諸島にかけては顕著な沈水地形を示している。島しょ部は、笠岡諸島、牛窓諸島、日生諸島がある。

[岡山県の地形地域区分]



(2) 地質の概要

岡山県の地質構造は、古生代、中生代、新生代の約3.5億年を経て形成されたものであり、全体の基盤を構成しているものは、古生層の粘板岩、石灰岩、砂岩、チャート、輝緑凝灰岩等である。中生層には花崗岩類、流紋岩、安山岩等の火山岩類の他に三疊紀層、ジュラ紀層、白亜紀層等が分布している。新生層は洪積層、沖積層、第三紀層等が分布している。

① 中国脊梁山地

中生代の花崗岩、火山岩類を主として中央部に結晶片岩、非石灰岩があり、洪積層、超塩基性岩が点在し、北西部にはジュラ紀層がみられる。

② 吉備高原山地

北部は、結晶片岩、非石灰岩が中生代の火山岩類を取り囲んであり、西部と南東部には、火山岩類が、中央には花崗岩と非石灰岩がみられ、その他に第三紀層、斑れい岩が東部に、石灰岩、白亜紀層が西部に点在し、玄武岩が西北部のカルスト地形の中にみられる。

③ 瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

大部分が花崗岩類で占められ、他に洪積層、火山岩類、非石灰岩類が点在する。

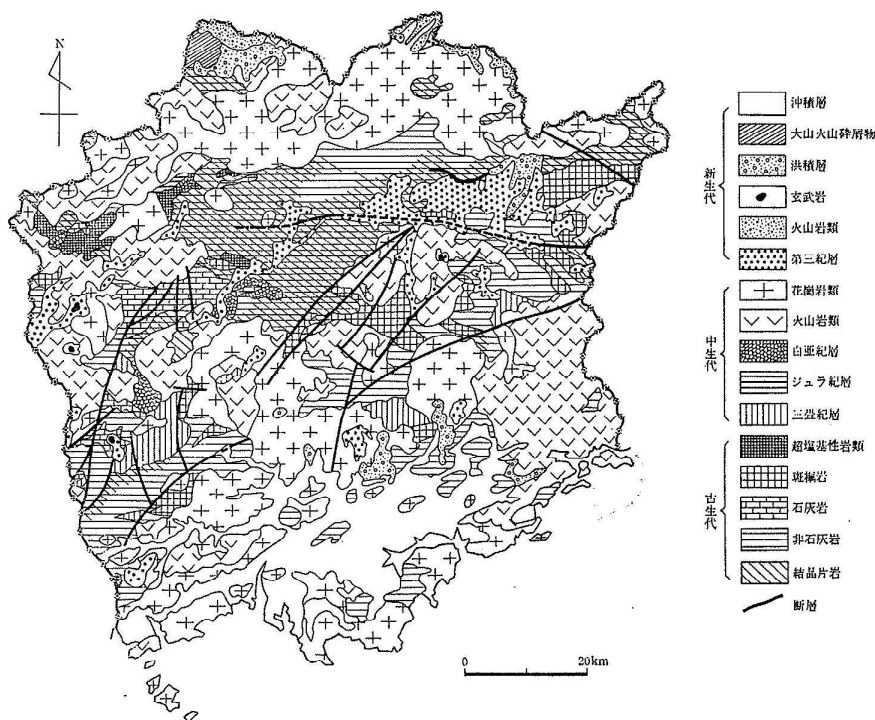
④ 瀬戸内海沿岸平野

大部分が沖積層からなっている。

⑤ 瀬戸内海島しょ部

日生諸島は火山岩類であるが、他の島々は花崗岩類からなっている。

[岡山県の地質図]



(3) 河川の概要

岡山県には、東から吉井川、旭川、高梁川の三大水系があり、その流域面積は、いずれも2,000km²前後であり、これら三大河川の流域面積を合わせると県全体の面積の約83%を占めており、一、二級水系522河川が県内を網の目のように流下している。

また、三大河川は、水源を北部の中国山地に発し、上流部盆地を経て、県中部丘陵地帯の狭小な溪谷を蛇行し、南部平野を緩勾配^{かんこうばい}で貫流し、瀬戸内海に注いでいる。

① 吉井川

岡山県の東部を流れ、延長約133km（支派川を含む1,060.8km）、流域面積2,110km²で源は鳥取県境の苫田郡鏡野町上斎原三国山（標高1,252m）に発し、加茂川、吉野川等214の支派川を合わせ津山市、久米郡、赤磐市、和気郡、瀬戸内市等を経て、岡山市東区西大寺から児島湾へ注いでいる。

② 旭川

岡山県の中央部を流れ、延長約142km（支派川を含む825.3km）、流域面積1,810km²で、源は鳥取県境の真庭市蒜山朝鍋鷲ヶ山（標高1,081m）に発し、新庄川、備中川、宇甘川等146の支派川を合わせ、久米郡等を経て岡山市に至り児島湾へ注いでいる。

③ 高梁川

岡山県の西部を流れ、延長約111km（支派川を含む654.1km（広島県を含む889.7km））、流域面積1,985km²（広島県を含む2,670km²）で、源は新見市花見の花見山に発し、西川、小坂部川、成羽川、小田川等94（広島県を含む120）の支派川を合わせ新見市、高梁市、総社市等を経て、倉敷市水島から瀬戸内海へ注いでいる。

3 気 候

岡山県は、北部を東西に中国山地が走り、南部は瀬戸内海に面して、気温・降水量の面からみれば北部・中部・南部の3区域に分けられる。

瀬戸内海に面した南部は、温暖で降水量は年間を通じて少ないことが特徴である。これに反し、中国山地を主体とする北部は、山陰的な性格を帯びて気温は低く降水量は年間を通じて多い。吉備高原を主体とする中部は、一般に温暖で降水量は梅雨期・台風期を除き少ない。

四季を通じての気候変化は次のとおりである。

〔春〕

3月は天気変化が激しく、移動性高気圧に覆われて非常に暖かい日があるかと思うと、日本海を通過する低気圧の影響により、強風が吹き荒れ、北部では雪やあられが降る日がある。4月になると冬の季節風も次第に衰え、大陸からの移動性高気圧に頻繁に覆われるようになる。このため、4月下旬から5月下旬にかけての晴れた夜は冷え、晩霜の被害を受けることがある。瀬戸内海一帯は4月から梅雨期にかけて頻繁に濃霧が発生する。

〔夏〕

6月上旬から7月下旬にかけては梅雨期で、梅雨末期には梅雨前線の活動が活発となり、集中豪雨がしばしば発生する。しかし、年によってはから梅雨となり、南部で

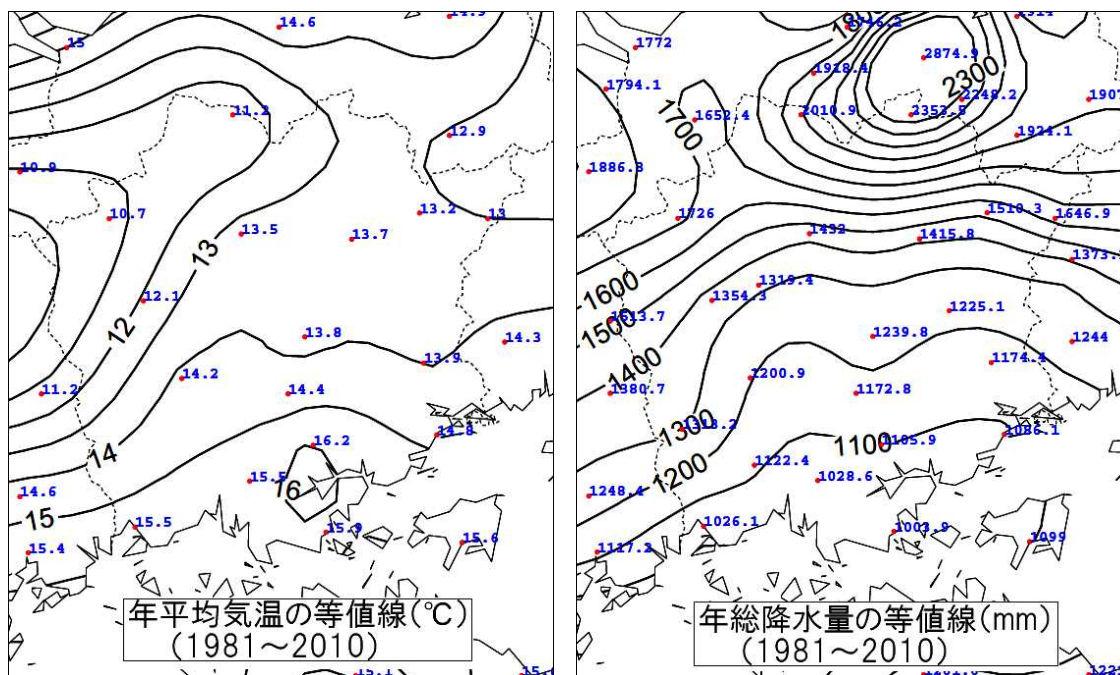
は干ばつを起こすことがある。梅雨明け後から9月上旬までは真夏の気候で、南部では夕風^{ゆうなぎ}となり熱帯夜が続く。北部はにわか雨、雷雨が多発し、8月も終わりに近づくと本格的な台風シーズンが始まる。

[秋]

9月は台風の襲来が多く、これに伴って大雨、強風、高潮の被害を受けることがある。台風が岡山県の南東方を紀伊半島方面に北東進するときなどに、勝田郡的那岐山麓地方では広戸風が吹き荒れ局地的に大被害を及ぼすことがある。10月に入ると高気圧と低気圧とが交互に現われ、移動性高気圧に覆われた日の夜間は晴れて冷え込む。中・北部では濃霧が発生し、下旬には山間部で初霜がみられる。

[冬]

11月中旬を過ぎると大陸から寒波が押し寄せ、下旬には北部山間部で初雪が降る。12月に入ると冬型の気圧配置も顕著になり、北部は風雪が強まり、中・南部は強風が吹き空気が乾燥する。



第2 社会的条件等

1 人口

岡山県の人口は、昭和40年を底に増加を続けてきたが、平成27年国勢調査による平成27年10月1日現在の人口は1,921,525人となり、前回調査（平成22年）より、23,751人減少している。全国人口に占める割合は1.51%である。

一方、同時点での人口密度は1km²当たり270.1人で、市町村別でみると800人を超えるのは、岡山市、倉敷市、早島町、里庄町の4市町であり、県南圏域に人口が密集している。

2 都市化

都市周辺部における山地、丘陵地の開発や低地への住宅地の開発が進み、新たな市街地を形成している。都市部においても建物の高層化が進み、瀬戸中央自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道（岡山道）などの高速道路網も整備されている。

また、高梁川の河口の倉敷市水島地区を中心にして、石油コンビナート等特別防災区域があり、石油精製、石油化学、電力、製鉄及び各種製造業等の高度に発展した工業施設が立地している。

3 生活環境の変化

宅地化や都市的土地利用の増加などによる都市化や、工業化などの産業構造の変化は、本県におけるさまざまな生活環境^{へんぽう}を変貌させた。

農地から宅地や工業用地への転用による土地利用、景観の変化、都市部への人口流入、都市化の進展に伴う地域住民のライフスタイルの変化、電気・水道・ガス・電話などのライフライン及び交通網などの基盤整備の進展、都市的土地利用の拡大に伴う商業施設や文化施設の増加及び生活水準の向上等、生活環境の変化は多岐にわたり、しかも急激な変化であったといえる。

4 防災上の問題点

都市部における宅地化や無秩序な宅地開発に伴い、集中豪雨時における雨水出水による低平地の浸水や盛土造成による新興住宅地周辺の土砂災害などの自然災害を引き起こす問題が顕著に増加しており、また、住宅地付近における安全地帯や避難場所の減少あるいは縮小、避難する際の用水路への転落などの課題がある。

また、市街地における高層建築物の増加や危険物を包蔵する特殊建築物の増加、危険物施設の大規模化等、また、交通の輻輳^{ふくそう}や道路混雑等の激化による大規模な交通災害発生^{ふくそう}の危険性など、事故災害を引き起こす問題も増加している。

さらに、ライフスタイルの変化や都市化の進展に伴う共同体意識の希薄化等、近隣住民による助け合いである共助の劣化も大きな問題となっており、自主防災組織の育成と強化がますます重要となってきた。

これらの問題は社会・経済的条件に起因した人為的及び社会的災害あるいはこれらの災害を誘発する危険性を内包したものであり、今後の防災対策をより困難にするため、自助・共助の取組促進など、適切に対応する必要がある。

（資料編）

第1章 岡山県の概要（整理番号：101～102）

第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

第1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

(資料編)

第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：501（1）～（3））

第2 消防施設・設備等

- 1 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。
- 2 市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

(資料編)

第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：504）

第3 通信施設・設備等

1 災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市町村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である市町村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

さらに、岡山県情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害時においても安定した通信を確保し、Webサイト、電子メール等を通じた県民への各種防災情報の安定提供に努める。

なお、災害時の情報収集伝達等を迅速かつ確実に行うため、岡山県防災情報ネットワークを機能強化する。

2 医療情報

消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

県、市町村及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 防災情報

市町村、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位、潮位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報をWebサイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じて県民へ提供する岡山県総合防災情報システムの機能の充実を図る。

4 電気通信設備

電気通信事業者は、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。

（資料編）

第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：503）

第4 水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

また、重要水防箇所の評定規準に適合した抽出ができているかを総点検し、必要に応じて重要水防箇所を見直す必要がある。

（資料編）

第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：505）

第5 救助施設・設備等

- 1 効率的な救助・救急活動を行うため、職員の安全確保を図りつつ、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- 2 人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車、船舶、救命ボート、ヘリコプター等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。
- 3 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- 4 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- 5 市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 6 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 7 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 8 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 9 指定された指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 10 市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

- 11 必要な物資の備蓄に当たっては、県民が最低限備蓄すべきものや県と市町村等の役割分担を明確にした上で、計画的な備蓄を進める。

(資料編)

第6章 必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：601）

第7章 避難救護に係る施設・設備（整理番号：701）

第6 医療救護用資機材等

- 1 県、市町村及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- 2 県、市町村、医療関係機関、鉄道事業者、空港管理者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

(資料編)

第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104）

第7 その他の施設・設備等

災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等の整備、改善及び点検を実施する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的を実施する。

(資料編)

第9章 車両・機材等の保有状況（整理番号：901）

第2章 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。
- 2 各機関は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 4 県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- 5 県は、夜間、休日等の職員の緊急呼び出しについては、岡山県防災・危機管理センターに入った情報を災害連絡要員に電話等によって連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指名しておく。

第2 情報収集・連絡体制

- 1 市町村、消防本部等がより迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。
- 2 風水害等により、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合等を想定し、県職員が被災市町村の情報収集のため、リエゾン（情報連絡員）として被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定め、迅速に情報を収集できるよう努める。
- 3 県は、Web会議システム等を活用し、市町村等とリアルタイムで情報共有できるよう努める。
- 4 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、沿岸ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- 5 衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するお

そのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

- 6 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 7 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- 8 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
 - (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
 - (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

国は、県及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（総括支援チームによる支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、県、市町村等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、県、市町村等は、燃料、発電機、建設機械等の

応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。また、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運航の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等、航空機により行うため、必要がある場合は、県災害対策本部内に関係機関の職員で構成する航空運用調整グループを設置し、航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行う。

- 2 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 3 市町村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 4 市町村は、避難指示（緊急）等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 5 県及び市町村は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- 6 市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 7 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 8 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 9 県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- 10 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- 11 県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図る。

- 12 県及び市町村は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。
- 13 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 14 県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平素から連携体制の強化を図る。
- また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。
- 15 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練・研修等を通じて、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築を図るなど、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。
- 16 県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備に努め、国等が実施する研修・訓練に参加し、質の維持及び向上を図る。
- 17 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- 18 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。
- 19 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- 20 県及び市町村、中国電力株式会社は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。

(資料編)

第12章 災害時協定等（整理番号：12001～12521）

第4 業務継続体制の確保

- 1 県、市町村、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- 2 県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- 3 県及び市町村は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- 4 市町村は、躊躇なく避難指示（緊急）等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3章 自然災害予防対策

県、市町村、指定地方行政機関は、風水害に強い県土の形成を図るため、治山、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、治水、海岸保全、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第1節 治山対策

1 方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

2 主な実施機関

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

県（農林水産部）

市町村

3 実施内容

（1）山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムを設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。

（2）水源地域整備事業

水源かん養及び水土保持機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

（3）防災林造成事業

雪崩、潮風、高潮、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。

（4）地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。

（5）山地災害危険地区調査

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

（6）山地災害危険地区等の周知

山地災害危険地区等の市町村防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の

設置等について、市町村を指導し、地域住民等への周知を行うとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

(7) 防災工事の実施

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

4 関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治山、砂防、河川、国有林治山等それぞれの防災事業について、相互間の調整を行い、事業の効率化、適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

山地災害危険地対策は、危険溪流の周知、警戒体制の整備等連絡調整して効果的に推進する。

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第3節砂防対策に定めるところによる。

（資料編）

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：405）

第2節 造林対策

1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

2 主な実施機関

市町村

森林組合

森林所有者等

3 実施内容

- (1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため適切な間伐等の保育を普及啓発する。
- (2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

4 関連調整事項

県は、森林農地整備センター、おかやまの森整備公社等関係機関と連携を図り、効果的に普及啓発する。

第3節 砂防対策

1 方 針

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するために、適切に土砂災害警戒情報を発表する。

さらに、重大な土砂災害の急迫している状況においては、市町村長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を発表する。

2 主な実施機関

中国地方整備局
岡山地方気象台
県（土木部）
市町村

3 実施内容

(1) 土砂災害危険箇所の点検

県は、市町村と連携して土砂災害危険箇所を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

市町村は、上記危険箇所について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

[土砂災害危険箇所]

- ・土石流危険渓流
- ・地すべり危険箇所
- ・急傾斜地崩壊危険箇所

(2) 土砂災害防止法に基づく調査・指定等

ア 基礎調査の実施

県は、土砂災害防止法の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生じる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行い、その結果を市町村に通知するとともに、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）

として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じる。

- (ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生じる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要が生じた場合、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を検討する。

ウ 警戒避難体制の整備等

市町村防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。

- (ア) 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
- (イ) 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- (ウ) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (エ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (オ) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

警戒区域の指定を受けた市町村は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(3) 警戒避難体制の支援

ア 土砂災害警戒情報等

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。

イ 緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水^{へいそく}を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水^{へいそく}、地すべり^{たんすい}

による重大な土砂災害の急迫している状況においては、市町村長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水^{たんすい}を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水^{へいそく たんすい}）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

(4) 防災工事の実施

土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。

ア 砂防事業

土石流や流木を捕捉する砂防堰堤^{えんてい}、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

イ 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて防止施設の整備を図る。

エ 雪崩対策事業

豪雪地帯に指定された市町村において、積雪による雪崩災害に対処するため予防柵、防止柵等の雪崩防止施設の整備を図る。

4 関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治水砂防行政及び治山行政の調査、計画、工事、管理、その他の事務について、両者で所要の連絡調整を行い、事業執行の適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の整備等総合的な土砂災害対策を効果的に推進するための連絡調整を図る。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：405）

第4節 河川防災対策

1 方針

洪水、高潮等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。洪水予報河川及び水位周知河川については、あらかじめ洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、適切に洪水予報を行うとともに、水位周知河川において、避難判断水位及び洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に当該河川水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。また、河川改修だけでは限界があるため、住民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

2 主な実施機関

中国地方整備局（岡山河川事務所）
岡山地方气象台
県（土木部）
市町村
水防管理者

3 実施内容

（1）被害軽減を図るための措置

ア 洪水予報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方气象台と共同して洪水予報を発表する。

イ 水防警報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの水防警報河川について、洪水による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報を発表する。

ウ 避難判断水位情報

県は、水位周知河川について、避難判断水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに県水防計画で定める関係市町村に通知する。

エ 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

県は、水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。また、中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、市町村長による洪水時における避難指示（緊急）等の発令に資するよう、

市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

オ 洪水浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間等を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するように努める。

市町村は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

カ 円滑かつ迅速な避難の確保

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、市町村防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、市町村地域防災計画において、次の施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（ア）地下街等

洪水浸水想定区域内に地下街等不特定かつ多数の者が利用する地下施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

（イ）要配慮者利用施設等

高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

（ウ）大規模工場等

大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するものであって、所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

（2）河川改修事業等の実施

ア 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直

ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂^{たいせき}の除去等を実施する。また、緊急度の高い箇所から樹木伐採等を実施する。

イ 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭^{きようさく}窄部の拡幅、堆積土砂^{たいせき}の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施工するとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。また、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努める。

ウ 総合治水対策

近年、都市化の進展と流域の開発等に伴い、水害リスクの高まっている地域においては、河川改修や都市排水設備などの治水対策を積極的に進めるとともに、その流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保するなどの総合的な治水対策を推進することにより、水害の防止又は軽減を図る。

4 関連調整事項

(1) 危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（ダム^{たいさ}の堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

(2) 重要水防箇所の見直し

毎年、出水期前に重要水防箇所の見直しを実施する。

(3) 利水施設の設置及び運営

発電やかんがい用のダム等利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

(4) 他事業との調整

ア 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

イ 都市排水や農地排水など排水対策事業との調整を行うよう考慮する。

(5) 堤防及び付属施設の管理の徹底についても考慮する。

(資料編)

第2章 岡山県の災害史（整理番号：202、203）

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：401、407）

第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：505）

第5節 雨水出水対策

1 方針

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、水位周知下水道について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該下水道水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

2 主な実施機関

県（土木部）

市町村

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）情報

市町村は、水位周知下水道について、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

イ 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等

市町村は、水位周知下水道について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

ウ 円滑かつ迅速な避難の確保

（ア）市町村防災会議は、雨水出水浸水想定区域の指定があった場合には、市町村防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（イ）雨水出水浸水想定区域をその区域に含む市町村は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに雨水出水浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(2) 雨水出水対策事業の実施

浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠^{かんきょ}等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

4 関連調整事項

(1) 県及び指定管理団体は、水防計画に下水道管理者の協力に関する事項を定め、下水道管理者と連携した水防活動体制を確保する。

(2) 河川改修事業・農地防災事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第6節 海岸防災対策

1 方針

海水による浸食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、浸食対策事業等を実施し、県土の保全を図る。また、水位周知海岸については、あらかじめ高潮浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、高潮氾濫危険水位に当該海岸水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

2 主な実施機関

県（土木部、農林水産部）

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 水防警報

県は、水防警報海岸について、高潮による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報の発表を行う。

イ 高潮特別警戒水位（高潮氾濫危険水位）情報

県は、水位周知海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

ウ 高潮浸水想定区域の指定、公表等

県は、水位周知海岸について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

エ 円滑かつ迅速な避難の確保

(ア) 市町村防災会議は、高潮浸水想定区域の指定があった場合には、市町村防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街等、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮氾濫危険水位情報等の伝達方法を市町村地域防災計画に定める。

(イ) 高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに高潮浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(2) 海岸保全対策の実施

海岸保全対策の実施においては、住民の生命と財産を守ることを第一とし、さらに防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支障や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重点的に行う。

ア 高潮対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門^{ひもん}等の新設又は既存施設の補強改修等を実施する。

イ 浸食対策事業

浸食による被害が発生するおそれがある海岸に浸食防止対策を行い、背後地の保全を図る。

4 関連調整事項

海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（国土交通省所管）、港湾海岸（国土交通省所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので、緊密な連絡調整を図るよう考慮する。

（資料編）

第2章 岡山県の災害史（整理番号：201～203）

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：404）

第7節 ため池等農地防災対策

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて県土の保全に資する。

2 主な実施機関

中国四国農政局
県（農林水産部）
市町村
土地改良区

3 実施内容

(1) ため池整備

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点ため池」という。）のうち、老朽化の著しいものや早急に整備を要するものについて、堤体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設、改良又は廃止を推進する。市町等の管理者は、防災重点ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

(2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により^{たんすい}湛水被害のおそれのある地域において、排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

(3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水、塩害の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路、堰堤等の新設、改修を計画的に実施する。また、排水路については、市町村等の管理者が適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

(4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために^{ようへき}擁壁、土砂ダム^{えんてい}堰堤、水路等の新設、改修を行う。

(5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

4 関連調整事項

- (1) ため池の危険箇所を十分把握し、それを基に改修工事等を実施するよう考慮する。
- (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- (3) 土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、「第3節 砂防対策」に定めるところによる。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：405（5）～（8）、408）

第8節 都市防災対策

1 方針

都市区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

2 主な実施機関

県（土木部）

市町村

土地区画整理組合等

3 実施内容

都市計画の各種マスタープラン等において、都市づくりの方針に「災害に強い都市づくり」を掲げ、以下の施策を実施する。

(1) 都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

ア 土地区画整理

市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備し、計画的な市街化を図る。

イ 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

ウ 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

(2) 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

ア 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

イ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠^{かんきょ}の新設又は改修を行

い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

(3) 都市防災対策の推進

防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

ア 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、市町村が地域を指定し、必要な規制を行う。

イ 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

ウ 住宅地区改良事業

住環境の整備改善を行うとともに集団的に改良住宅を建築し、都市における災害の防止を図る。

エ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生じるおそれが著しい区域を国土交通大臣が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

オ 災害危険区域の指定及び対策

高潮、出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施工し、県民の人命及び財産の保全に努める。

(4) 防災建築物の整備促進

都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

ウ 市街地再開発事業

都市計画区域を指定している市町村で、かつ用途地域を設定して区域内において市街地再開発事業を施行する組合に対して補助を行い、防災に配慮した建築物の建設を促進する。

4 関連調整事項

(1) 都市施設の整備

土地区画整理、街路の整備、公園緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業の相互の連携を図り、防災面にも配慮した安全で住みよい都市の早期整備に努める。

(2) 都市排水対策の推進

効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との整合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：409）

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1006）

第9節 地盤沈下対策

1 方針

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制することを重点とし、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置を講じる。

2 主な実施機関

中国地方整備局
県（環境文化部、土木部）

3 実施内容

(1) 地下水汲上げの規制

地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。

(2) 堤防の嵩上げ等

地盤沈下の起こっている地域においては、河口ポンプの増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

(3) 代替水の整備

地下水汲上げの代替措置として工業用を始めとする各用途に必要な施設の整備を図る。

4 関連調整事項

(1) 地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。

(2) 現に地盤沈下の起こっている地域においては、暫定的に堤防の嵩上げ等の防災対策を進めるよう考慮する。

第10節 文教対策

1 方 針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を確保し、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 主な実施機関

県（総務部、教育委員会）

市町村

国公立各学校管理者

3 実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

県及び市町村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

県及び市町村は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災知識の普及

県及び市町村は、PTA、青少年団体、婦人団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

(4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、建築に当たっては、十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い、整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう、適切な予防措置を講じる。

第11節 文化財保護対策

1 方 針

文化財の保護のため県民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 主な実施機関

県（教育委員会）

市町村

3 実施内容

- (1) 文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- (3) 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- (5) 文化財及び周辺の環境整備を実施する。

第12節 危険地域からの移転対策

1 方 針

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

2 主な実施機関

県（土木部、危機管理課）

市町村

3 実施内容

（1）集団移転促進事業

豪雨、洪水、高潮等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適當な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

（2）がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限をしている区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第4章 事故災害予防対策

第1節 道路災害予防対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

2 主な実施機関

中国地方整備局（岡山国道事務所）
西日本高速道路株式会社（中国支社）
本州四国連絡高速道路株式会社
県（土木部、農林水産部）
県公安委員会、県警察
市町村

3 実施内容

（1）道路防災対策

ア 実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

（2）トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

（3）交通管理体制の整備

県、県警察、市町村等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

（4）情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(5) 広 報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 関連調整事項

関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう配慮する。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：402、403）

第12章 災害時協定等（整理番号：12007）

第2節 鉄道災害予防対策

1 方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

2 主な実施機関

西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）

鉄軌道事業者（水島臨海鉄道株式会社、岡山電気軌道株式会社、智頭急行株式会社、井原鉄道株式会社）

本州四国連絡高速道路株式会社

県（県民生活部、土木部）

県警察

市町村

3 実施内容

(1) 鉄軌道交通の安全のための啓発

関係機関は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア 大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施

イ 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施

ウ 防護無線その他の列車防護用具の整備

エ 建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実

オ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上

カ 乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施

キ トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検

ク 災害により列車の運転に支障が生じるおそれのあるときの線路の監視

(3) 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上

イ 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実

ウ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

(4) 鉄軌道交通環境の整備

ア 鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

（ア）軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備

（イ）列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実

イ 関係機関は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の充実、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

(5) 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努める。

(6) 安全施設等の整備

関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。

(7) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。

ア 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化

イ 事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備

ウ 施設、車両の構造図等の資料の整備

(8) 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、県警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

第3節 海上災害予防対策

1 方針

本県海域は、海上交通の要衝であり、また、臨海部には石油コンビナートが立地するなど、海上での各種災害（油等危険物等の大量流出、海上火災、船舶の遭難、海難事故等）の発生する危険性がある。これら災害を防止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設、設備の防災構造化に努めるとともに、各種防災資機材の整備を促進する。

2 主な実施機関

中国地方整備局（宇野港湾事務所）

第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）

海上災害防止センター

県（土木部、農林水産部、危機管理課、消防保安課）

市町村

船舶所有者等

石油事業者

石油事業者団体

漁業協同組合

3 実施内容

（1）関係施設、設備の整備

ア 港湾施設

中国地方整備局、県は、船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地の確保、航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設の整備を行う。また、台風、高潮による災害時に被害を防止するため、防災施設の整備拡充を図る。

イ 漁港施設

県は、漁獲物の陸揚時に集中する漁船の交錯、荒天時の危険解消のため、県下一円に多数の静穏な泊地、けい留施設を整備し、災害を未然に防止する。

ウ その他船舶の収容施設

県は、ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、県下に拠点地区を設け収容し、海難事故等を防止する。

エ 無線の整備・点検

関係機関は、無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。

オ 航路標識の整備

航路標識事務所は、海上交通の安全の確保のため、航路標識の整備を促進する。

(2) 安全運航の確保

- ア 海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳^{ふくそう}する海域における航行管制、海上交通情報の提供等を行う。
- イ 海上保安部、県、船舶所有者等は、船舶の航行の安全のため、その通信手段を確保する。
- ウ 海上保安部は、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。
- エ 海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を行う。

(3) 関係資機材の整備

- ア 関係機関は、船舶、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。
- イ 県及び市町村は、油等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。
- ウ 関係機関は、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。
- エ 海上災害防止センター、船舶所有者等は、油等が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。
- オ 石油事業者及び石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油等防除資機材の整備を図る。
- カ 漁業協同組合は、油流出等の災害による漁業被害を防止するために必要な資機材を、県からの貸与を受けるなどして整備を促進する。

(4) 防災訓練

- ア 海上保安部、消防機関及び警察機関等を始め、地方公共団体、海上災害防止センター、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し、油等危険物の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。
- イ 県及び市町村は、油等流出災害への対応を迅速かつ的確に実施するため、海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

4 その他

県及び港湾・漁港管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 関連調整事項

(1) 協力支援体制の整備

海上保安部、県、市町村及び関係事業者等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

(2) 情報収集、伝達体制の強化

油流出等海難事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安部、中国地方整備局、市町村（消防機関）、県、県警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

(3) 関係機関の連携強化

油等の大量流出事故の発生に備え、海上保安部、県、市町村、関係団体、事業所等官民一体となった「水島地区排出油等防除協議会」及び「岡山県東部大量排出油等災害対策協議会」及び「備讃海域排出油等防除協議会連合会」が設けられるなど広域的な排出油等防除体制が整備されているが、緊密な情報連絡や訓練・研修等を通じて、一層の連携強化と防除機能の向上に努める。

(資料編)

第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：504）

第9章 車両・機材等の保有状況（整理番号：906）

第4節 大規模な火災予防対策

1 方針

大規模な火災の発生の防止や大規模な火災から県民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

2 主な実施機関

事業者

県（消防保安課、農林水産部、土木部）

市町村

3 実施内容

(1) 災害に強いまちの形成

ア 県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 県、市町村、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ 県及び市町村は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(2) 大規模な火災防止のための情報の充実

気象台は、大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努める。

(3) 防災知識の普及

県、市町村、公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

(4) 消火活動関係

ア 県及び市町村は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 県及び市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に

努める。

ウ 市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第5節 林野火災の防止対策

1 方 針

県民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 主な実施機関

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

県（農林水産部、消防保安課）

市町村

森林組合等

3 実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

ア 山火事予防協議会等の開催

県及び市町村等は、山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

県及び市町村等は、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、県民の林野火災予防意識の啓発に努める。

(2) 警報伝達の徹底

ア 市町村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、市町村火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 県、市町村及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

(3) 巡視、監視の強化

ア 市町村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

イ 県は、航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時一般の注意の喚起に努める。また、常に、市町村、消防機関等と緊密に連携をとり、火災予防に努める。

(4) 火入れ指導の徹底

火入れに当たって、市町村は、火入れに関する条例及び市町村火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

- ア 森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。
- イ 県及び市町村は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設の整備

- ア 県は、林野火災多発地域に対して予防・消防機材及び防火管理道等の整備を図る。
- イ 市町村は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。
- ウ 県及び市町村は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。
- エ 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

- ア 県は、大規模な林野火災発生時に、市町村及び消防の一部事務組合からの支援要請があった場合は、消防防災ヘリコプターを出動させ、火災状況の偵察や空中消火を実施し、市町村等の消防活動を支援する。
- イ 県及び市町村等は平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。
- ウ 県は空中消火用資機材を整備するとともに、岡山県下林野火災広域応援対応マニュアルの適切な運用を通じて空中消火体制の強化に努める。

4 関連調整事項

- (1) 各機関が実施している各種の巡視を調整統合して、県下一円にわたる総合的な巡視計画を立てられるよう考慮する。
- (2) 諸施設等の整備に当たっては、各機関相互で連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

(資料編)

第2章 岡山県の災害史（整理番号：204）

第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1101（14））

第6節 高層建築物・地下街等の保安対策

1 方針

高層建築物及び不特定多数の者が出入りする百貨店等特定防火対象物の地階、並びに地下街（以下「高層建築物・地下街等」という。）における災害（火災、ガス事故、浸水被害等）の発生及び拡大を未然に防止するための対策を講じる。

2 主な実施機関

高層建築物・地下街等の所有者、管理者、占有者
ガス供給事業者
中国経済産業局
中国地方整備局（岡山河川事務所）
県（危機管理課、消防保安課、土木部）
市町村

3 実施内容

(1) 高層建築物・地下街等の実態把握

災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるための諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を行う。

(2) 関係機関等の対策

ア 高層建築物・地下街等所有者等

(ア) 防火避難施設・消防用設備等の整備及び点検等

- a 法令に適合した消防用設備の整備及び定期点検
- b 耐火構造、防火構造及び防火区画の整備及び改修促進
- c 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- d 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の整備及び定期点検

(イ) 防火管理体制の強化充実

- a 防火管理者の適正な選任
- b 消防計画の整備充実
- c 自衛消防組織の整備充実
- d 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- e 共同防火管理体制の確立
- f 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- g その他防災上必要な事項

(ウ) 浸水対策の実施（地下街等の所有者等）

- a 浸水防止施設設置の促進
- b 避難誘導計画の整備充実
- c 浸水想定区域内の避難確保計画の策定

地下街等の所有者又は管理者は、市町村防災計画に位置付けられる浸水想定区域内の地下施設について、次の事項等について避難確保計画を作成し、市町村長に報告するとともに、公表を行う。

- ・防災体制、避難誘導に関すること
- ・避難確保対策施設の整備に関すること
- ・防災教育、訓練に関すること
- ・避難確保計画の公表方法等に関すること

d その他防災上必要な事項

(エ) 非常用通信施設の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

(オ) 利用者に対する責任

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画等の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

イ 消防機関（市町村）

(ア) 消防法に基づく査察を強化し、災害予防のための措置の徹底を図る。

(イ) ガス供給事業者との連携強化

ガス供給事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等の申合せを平常時から実施する。

(ウ) 消防施設等の整備充実

高層建築物・地下街等の災害に対するため、消防用設備・車両・資機材及び救急救助用車両・資機材等の整備充実に努める。

ウ ガス供給事業者

(ア) ガス漏れ警報設備等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街に対しては次の事項を行う。

- a 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- b 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- c 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。
- d 導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施し、ガス遮断装置の巡視点検をするほか、半年に1回安全使用の特別周知を行う。

エ 防災訓練等の実施

火災及びガス事故等を想定し、管理者、消防機関、警察等の連携の下に、1年に1回以上防災訓練を実施する。

オ 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業等は、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるとともに、その成果による最新技術及び設備・資機材の普及を促進する。

4 関連調整事項

関係機関等は、災害時に消防・救助活動が制約される可能性のある高層建築物について、ヘリコプターの屋上緊急発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

第7節 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

中国経済産業局

県（消防保安課、保健福祉部）

県警察

市町村

3 実施内容

危険物等施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

県・市町村は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため、点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

エ 漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

(2) 保安意識の高揚

県及び市町村は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

(3) 保安の強化

ア 県及び市町村は、関係法令の定めるところにより、危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

イ 市町村は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

(4) 事故原因の究明

県・市町村及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 危険物等の大量流出時の対策

ア 県及び市町村は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 県及び市町村は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 県及び市町村は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：411（1））

第8節 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者
高圧ガス輸送事業者
中国四国産業保安監督部
県（消防保安課）
市町村

3 実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより、高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・市町村は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

- ・従業者に対する保安教育の実施
- ・定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ・地域防災協議会の育成

ウ 事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。

(2) 保安意識の高揚

県及び市町村は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

(3) 保安指導の強化

県及び市町村は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

県・市町村及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：411（3））

第9節 火薬類保安対策

1 方 針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者

火薬類輸送事業者

中国四国産業保安監督部

県（消防保安課）

県警察

市町村

3 実施内容

火薬類施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・市町村は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

（1）事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

- ・ 従業者に対する保安教育の実施
- ・ 防災訓練等の実施
- ・ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

（2）保安意識の高揚

県及び市町村は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 火薬類取締法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 火薬類の取扱い指導

エ 危害予防週間の実施

(3) 保安指導の強化

県及び市町村は、関係法令の定めるところにより、火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化

イ 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

県・市町村及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：411（2））

第10節 有害ガス等災害予防対策

1 方 針

事業活動中の事故等により排出されたばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）により、人の健康又は生活環境に著しい被害が発生することのないよう、予防措置を実施する。

2 主な実施機関

ばい煙発生施設又は特定施設（以下「特定施設等」という。）の設置者
県（環境文化部）

市（大気汚染防止法により委任を受けた市 …………… 岡山市、倉敷市）
（特例条例により大気汚染防止法に係る事務の委任を受けた市 …… 新見市）
（特例条例により岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る事務の委任を受けた市 …………… 岡山市、倉敷市、新見市）
（ダイオキシン類対策特別措置法により委任を受けた市 …… 岡山市、倉敷市）

3 実施内容

（1）保守管理体制の強化

特定施設等の設置者は、事故等の発生を未然に防止するため、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の点検及び保安体制の整備強化を行う。

（2）立入検査

県又は市は、必要に応じ、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の機能を検査するとともに、事故防止について維持、管理等の指導を行う。

4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、自主検査・立入検査を徹底するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

（資料編）

第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1103（1））

第11節 爆発・火災等労働災害予防対策

1 方 針

大規模な爆発、火災等の労働災害の原因となる災害について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の定めるところにより、その防止を図る。

2 主な実施機関

岡山労働局

関係事業者

3 実施内容

(1) 関係設備の安全確保対策

ア 岡山労働局は、労働安全衛生法に基づき、化学設備、特殊化学設備による製造取扱いについて監督指導する。

イ 岡山労働局は、労働安全衛生法に基づき、ボイラー及び圧力容器の取扱い等について監督指導する。

ウ 関係事業者は、ボイラー及び圧力容器の安全確保に関する自主的な予防対策を実施する。

(2) 酸素欠乏等による災害予防対策

ア 岡山労働局は、タンク、船倉など酸素欠乏の危険がある場所、し尿処理槽、清掃工場の残灰ピットなど硫化水素発生場所における作業において、酸素欠乏症、硫化水素中毒による労働災害を防止するため「酸素欠乏症等防止規則」等による管理を指導する。

イ 関係事業者は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒による災害を防止するため、自主的な防災対策を実施する。

4 関連調整事項

ボイラー及び圧力容器による災害の予防対策の実施に当たっては、日本ボイラ協会と関係事業者等が一体となって、自主的な安全確保対策を促進する。

第5章 複合災害対策

1 方針

県、市町村等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

2 主な実施機関

県

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 対応計画の作成

県、市町村等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう、対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

県、市町村等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第6章 防災活動の環境整備

第1節 防災訓練

1 方針

災害を最小限にとどめるためには、県・市町村を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らの身は自ら守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

このため、県及び市町村は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、県民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

2 主な実施機関

県

市町村

防災関係機関

自主防災組織、民間協力団体、地域住民

3 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

市町村（水防管理団体）は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。

(ア) 実施事項

- a 観 測
- b 通 報
- c 作業工法
- d 輸 送
- e 樋門・陸閘等の開閉操作
- f 避 難

(イ) 実施時期

- a 指定水防管理団体は、出水期までに実施する。
- b その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて実施する。

イ 消防訓練

市町村は、市町村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

市町村その他防災関係機関、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ 情報収集伝達訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、さまざまな条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

オ 通信訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ 非常招集訓練

県、市町村及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ、実施する。

キ 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

ク 危険物等特殊災害訓練

県、市町村及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

ケ 鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関を始めとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

コ 航空機事故災害訓練

県、航空運送事業者、消防機関、警察機関を始めとする地方公共団体、国の機関等は相互に連携した訓練を実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ 実施の方法

県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

(3) 水害特別防災訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、市町村・防災関係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実働訓練との連携に努める。

- ・タイムラインの作成訓練
- ・防災配備体制の段階的強化訓練
- ・情報の収集・伝達訓練
- ・災害対策本部会議訓練
- ・避難勧告等の発令・伝達訓練
- ・避難及び避難所運営訓練

(4) 近県との防災訓練の実施

中国地方5県及び中国・四国地方9県では、災害等発生時の広域支援に関する協定に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日（基本合意書の締結）から導入している。県は、カウンターパート県を始め、近県と合同で防災訓練を実施することにより災害時の協力体制の強化を図る。

[中国 5 県のカウンターパート]

被災県	支 援 担 当 県			
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

[中国・四国のカウンターパート]

グループ 1	鳥取県・徳島県
グループ 2	岡山県・香川県
グループ 3	広島県・愛媛県
グループ 4	島根県・山口県・高知県

第2節 防災知識の普及

1 方針

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会のさまざまな主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、県民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある県民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、県及び市町村等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

2 主な実施機関

県

市町村

防災関係機関

日本赤十字社岡山県支部

岡山県社会福祉協議会

自主防災組織等

3 実施内容

(1) 防災教育

ア 住民に対する防災教育

(ア) 県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒等、社員を始め、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等さまざまな媒体を活用して、より魅力的な防災教育を行う。また、Webサイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の意味やその発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

(ウ) 防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する。

(エ) 県及び市町村は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切

迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(オ) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

(カ) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示（緊急）等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示（緊急）を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

(キ) 市町村は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・住民等が浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。
- ・土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ウ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

エ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の事業継続計画（ＢＣＰ）に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

(2) 防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会をとらえ、積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

(3) ボランティア活動のための環境整備

ア 県は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、岡山県災害救援専門ボランティア登録制度要綱に基づき、災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

また、県は、災害時に設置する県災害ボランティアセンターについて、平常時より市町村社会福祉協議会と連携し、設置に係る事前準備を行う。

イ 市町村は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時から市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

ウ 日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、県と協働し、災害時に個人で参加するボランティアを指導し効果的な活動が行えるよう、ボランティアコー

ディネーターの養成に努める。

エ 県、市町村、関係機関等は、防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平常時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

オ 県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時においてボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

カ 県及び市町村は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

キ 県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ク 県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

県、市町村、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、県民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

<各種の予防運動実施時期>

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ・ 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・ 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・ 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・ 水防月間（5月1日～31日）
- ・ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・ がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・ 危険物安全週間（6月第2週）
- ・ 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・ 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ・ 道路防災週間（8月25日～31日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ・ 防災の日（9月1日）

- ・救急の日（9月9日）
- ・救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・津波防災の日（11月5日）
- ・秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・雪崩防災週間（12月1日～7日）

第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

1 方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この県民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生じる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

2 主な実施機関

県（危機管理課、消防保安課）

市町村

大規模な災害の危険性を有する施設の管理者

3 実施内容

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 要配慮者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 要配慮者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

ア 市町村は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。

イ 市町村は、研修の実施などによる自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

ウ 市町村は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。

エ 市町村は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。

オ 県及び市町村は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

カ 県は、自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化のため、市町村等の推進活動を積極的に支援する。

キ 県は、市町村・県民等からの要望により地域へ出向き、防災知識の普及啓発や自主防災組織の重要性及び必要性等について周知するなどして、地域防災力の向上を図る。

(3) 消防団の充実・強化

県は、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

(資料編)

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1001）

第4節 企業防災の促進

1 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

2 主な実施機関

企業

県（危機管理課、産業労働部）

市町村

3 実施内容

ア 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。

イ 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

ウ ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。

エ 県、市町村及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

- オ 県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- カ 県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の取組等の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援に努める。
- キ 市町村及び商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。
- ク 県は、市町村及び商工会・商工会議所が共同して作成する事業継続力強化支援計画の認定を行う。
- ケ 県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- コ 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する避難確保計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。
- サ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。
- シ 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。

第5節 住民及び事業者の地区防災活動の推進

1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市町村防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

2 主な実施機関

自主防災組織、地域住民

企 業

市町村

3 実施内容

ア 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

イ 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第6節 災害教訓の伝承

1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、県及び市町村では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 主な実施機関

県

市町村

自主防災組織、地域住民

3 実施内容

ア 県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないように確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。

イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。

第7章 要配慮者等の安全確保計画

1 方針

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

2 実施責任者

県（危機管理課、保健福祉部、県民生活部）

市町村

社会福祉施設等関係機関

3 実施内容

(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等

ア 市町村は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

（ア）居住地、自宅の電話番号

（イ）家族構成

（ウ）保健福祉サービスの提供状況

（エ）外国語による情報提供の必要性

（オ）視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

（カ）近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

イ 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、居住地の市役所、町村役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止に十分留意する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、市町村は、避難行動要支援者名簿の作成に関し、次の事項を地域防災計画に定める。

- (ア) 避難支援等関係者となる者
- (イ) 名簿に登載する者の範囲
- (ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (エ) 名簿の更新に関する事項
- (オ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置
- (カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (キ) 避難支援等関係者の安全確保
- (ク) その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

(2) 福祉避難所等の確保

県は、市町村が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

市町村は、平常時から一般の指定福祉避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市町村は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、市町村は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

＜福祉避難所の施設整備の例＞

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

＜福祉避難所の物資・器材の確保の例＞

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要援護者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市町村は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画の整備に努める。

また、市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

(4) 防災知識の普及

ア 県は、市町村と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ 市町村は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について

研修等を通じて行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災知識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。

エ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

(5) 災害広報及び情報提供

県は、災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県のWebサイト等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

(6) 生活の支援等

ア 県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市町村等による要配慮者に関する生活支援策の確立について助言等を行う。

イ 市町村は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等に係る情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画を作成する。

(ア) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

(オ) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

(カ) 指定避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

(キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(ク) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

ウ 住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

エ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並

びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

オ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(7) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(8) 施設間相互の連携

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第8章 防災対策の整備・推進

第1節 防災に関する調査研究の推進

1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

ア 水害危険地域の把握

イ 地すべり危険地域の把握

ウ 急傾斜地崩壊危険地域の把握

エ 雪崩危険地域の把握

オ 火災危険地域の把握

カ その他災害危険地域の把握

(2) 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、県内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

3 防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、市町村等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2節 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

2 体制の整備

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対して配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

また、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。

県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

県及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市である岡山市及び必要な関係者との連絡調整を行う。

第3節 公共用地等の有効活用

県及び市町村は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 県及び市町村は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 県及び市町村は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 3 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 4 県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 5 国、県、市町村及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 6 国及び県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供する。

第5節 災害救助基金等の整備

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）第22条の規定により、同法第21条に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積立てを行う。

（資料編）

第6章 必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：604）

第3編 災害応急対策計画

第1章 防災組織・防災体制

防災関係機関は、災害の発生防御及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

1 県の防災組織と防災体制

県の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、知事が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により県災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、非常体制に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、注意体制、警戒体制、特別警戒体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう定める。

(1) 注意体制

地方気象台から気象業務法に基づく注意報等が発表されたとき、又は大規模な事故災害の発生するおそれのあるときは、岡山県災害対策実施要綱等に基づいて設置する体制で、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(2) 警戒体制

気象業務法に基づく警報が発表されたとき、又は重大な事故災害が発生したとき、岡山県災害対策実施要綱等に基づいて設置する体制で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(3) 特別警戒体制

相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき、岡山県災害対策実施要綱等に基づき設置する体制で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替える体制とする。

(4) 非常体制

県下で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程等に基づいて、岡山県災害対策本部、岡山県現地災害対策本部及び地方災害対策本部を設置して対応する体制とする。県災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

ア 県災害対策本部の設置

県災害対策本部は、次の状況下で、県下で大規模な災害が発生し、又は発生する

おそれがある場合で、知事が必要と認めたときに設置する。

(ア) 県下に暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報・特別警報が発表されたとき。

(イ) 警報発表の有無にかかわらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき。

(ウ) 豪雪による災害が発生し、又は発生が予測されるとき。

(エ) 県下に大規模な火災又は爆発が発生したとき。

(オ) 県下に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者の被災等を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他重大な事故が発生したとき。

イ 県地方災害対策本部の設置

地方災害対策本部は、特定の区域に係る災害対策を実施するため、岡山県災害対策本部規程等に基づいて、当該地区を所管する県民局に設置する。

ウ 県現地災害対策本部の設置

県現地災害対策本部は、相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたときに設置する。

エ 県本部、県地方本部及び県現地本部の運営方法等

県本部、県地方本部及び県現地本部の運営方法、体制、勤務時間外における職員の動員方法は、岡山県災害対策本部条例、岡山県災害対策本部規程及び岡山県災害対策実施要綱等の定めるところによる。

オ 国（非常災害現地対策本部等）との連絡調整

県本部は、国の非常災害（又は緊急災害）現地対策本部と連絡調整をし、国が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行う。

カ 関係機関との連絡調整

県本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。また、県本部が、災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市町村、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備に努める。県本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(5) 非常時における職務代理者

ア 本庁の措置

知事に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第1位 副知事 第2位 危機管理監 第3位 危機管理課長

イ 県民局の措置

局長に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第1位 次長（地域防災監） 第2位 地域づくり推進課長

2 市町村の防災組織

(1) 市町村の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市町村長が必

要と認めるときは、災害対策基本法の規定により、市町村地域防災計画に定める災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

- (2) 市町村災害対策本部の運営方法、非常体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう定める。
- (3) 市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。市町村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。
- (4) 災害対策本部の設置に至るまでの活動体制についても、市町村の実態に応じて非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう体制の整備について定める。

3 指定地方行政機関の防災組織

- (1) 関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、状況に応じた防災活動を実施するために、必要な災害対策本部等の防災組織を設置する。
- (2) 防災組織の運営方法、職員の非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等、防災活動に即応できるよう定める。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織

3に準ずる

5 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

6 その他の機関

- (1) 防災関係機関は、自ら管理する施設に係る災害が発生したときは、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (2) その他、3に準ずる。

第2章 防災活動

第1 予報及び警報等

1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

2 実施責任者

大阪管区気象台長
岡山地方気象台長
岡山河川事務所長
知事（土木部、危機管理課）
市町村長

3 実施内容

(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

ア 予報及び警報等の対象区域

(ア) 細分区域

(府県予報区)	(一次細分区域)	(二次細分区域)
岡山県	南部	岡山市、玉野市、瀬戸内市、 吉備中央町、備前市、赤磐市、 和気町、倉敷市、総社市、 早島町、笠岡市、井原市、 浅口市、矢掛町、里庄町、高梁市
	北部	真庭市、新庄村、津山市、新見市、 鏡野町、美咲町、久米南町、美作市、 勝央町、奈義町、西粟倉村

(イ) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	標題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

(ウ) 岡山県細分区域内に含まれる市町村



警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称

岡山県	南部	岡山地域	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
		倉敷地域	倉敷市、総社市、早島町
		井笠地域	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
		東備地域	備前市、赤磐市、和気町
		高梁地域	高梁市
	北部	津山地域	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
		真庭地域	真庭市、新庄村
		新見地域	新見市
		勝英地域	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

イ 気象に関する予報及び警報等の種別

(ア) 気象注意報

強風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため、発表するものである。

大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(イ) 気象警報

暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため、発表するものである。

高潮警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(ウ) 特別警報

暴風、大雨、高潮、波浪等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため、発表するものである。

大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(エ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

(オ) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(カ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(キ) 大雨・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警

	戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(ク) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。

(2) 洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報河川」において、洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。

(3) 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が嚴重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。

(4) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水^{へいそく たんすい}を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水^{へいそく たんすい}、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

(5) 水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

(6) 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、知事又は市町村長が定めた「水位周知河川」、「水位周知下水道」又は「水位周知海岸」において、洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所）、関係県民局又は市町村が関係機関等にその旨通知するものである。

(7) 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

(8) 火災警報

消防法に基づき、市町村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

（資料編）

第3章 予報及び警報等の種類と基準等（整理番号：301～305）

第2 通信連絡

1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施責任者

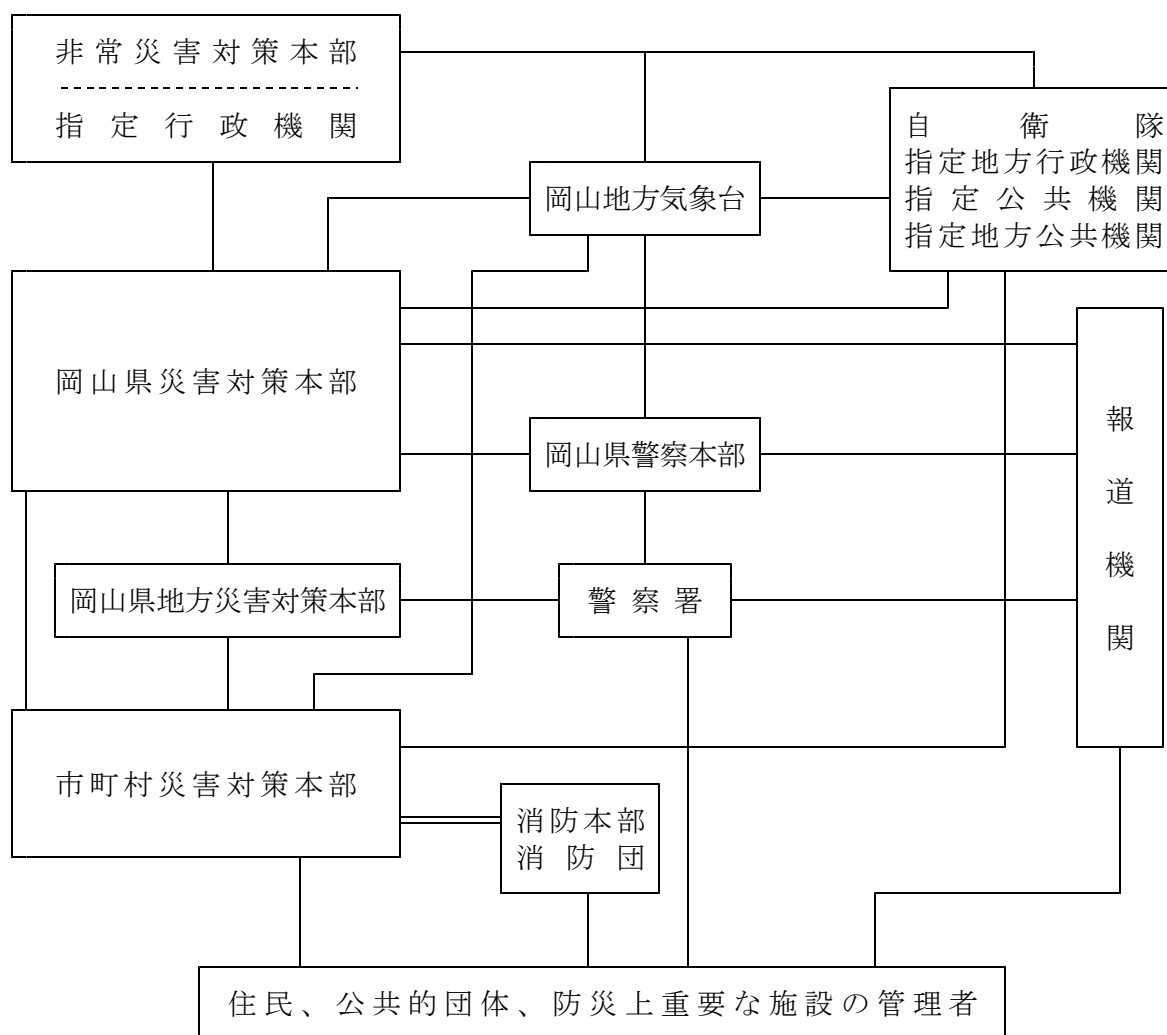
各機関

3 実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

[災害情報相互連絡関連図]



(2) 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

(ア) 災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳^{ふくそう}を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T西日本事業所又はN T Tドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ 電 報

前項（ア）の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

(ア) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

(イ) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信

(ア) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの。
- b 災害予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- d 電波法第74条実施の指令その他の指令
- e 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- h 遭難者救護に関するもの。

- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- j 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- l 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

(エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(オ) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

[総務省が所有する災害対策用機器]

種 類	貸 与 条 件 等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無 償 新規加入料：不 要 基本料・通話料：不 要
移動電源車	車両貸与：無 償 運用経費：必 要

【連絡先】 移動無線機：総務省中国総合通信局無線通信部陸上課

0 8 2 - 2 2 2 - 3 3 6 7

移動電源車：総務省中国総合通信局総務部総務課

0 8 2 - 2 2 2 - 3 3 0 2

[携帯電話事業者等が保有する通信機器]

種 類	貸 与 条 件 等
携帯電話	事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
M C A	同 上

イ 放送の依頼

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令・解除については、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。

(4) 通信施設の応急措置

ア 公衆通信施設

N T T 西日本及びN T T ドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(ア) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急用市内ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。

(イ) 電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

(ウ) ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

イ 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

ウ 放送施設

(ア) 放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切替え、放送に努める。

(イ) 中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

(資料編)

第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：503）

第12章 災害時協定等（整理番号：12002）

第3 情報の収集・伝達

1 方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱い等について定める。

2 実施責任者

各機関

施設の管理者

3 実施内容

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(1) 情報収集

ア 県及び市町村は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

(2) 関係機関への連絡

ア 発災直後において、市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市町村は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

また、県においては、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくな

ったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。なお、消防庁に報告するに当たっては、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、その第一報を報告する。

県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに報告する。

イ 県は、災害の発生により市町村が災害の状況等の報告を行うことができなくなった場合や、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、情報収集のためのリエゾン（情報連絡員）の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

ウ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡を行う。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

エ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

オ 災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は次のとおりである。市町村が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

（ア）県において災害対策本部を設置した災害

（イ）災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

（ウ）（ア）又は（イ）になるおそれのある災害

カ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付 消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付 消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区 分 回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T 回 線	電 話	0 3－5 2 5 3－7 5 2 7	0 3－5 2 5 3－7 7 7 7
	F A X	0 3－5 2 5 3－7 5 3 7	0 3－5 2 5 3－7 5 5 3
消防防災無線	電 話	(6-72-90-) 4 9 0 1 3	(6-72-90-) 4 9 1 0 2
	F A X	(6-72-90-) 4 9 0 3 3	(6-72-90-) 4 9 0 3 6
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に関するもの
- (b) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (c) 災害が2県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (d) 気象業務法第13条の2に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
- (e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

次の災害についてはaの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (a) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (b) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (c) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

c 社会的影響基準

a一般基準、b個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

キ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ク 応急対策活動状況について市町村は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村へ連絡する。

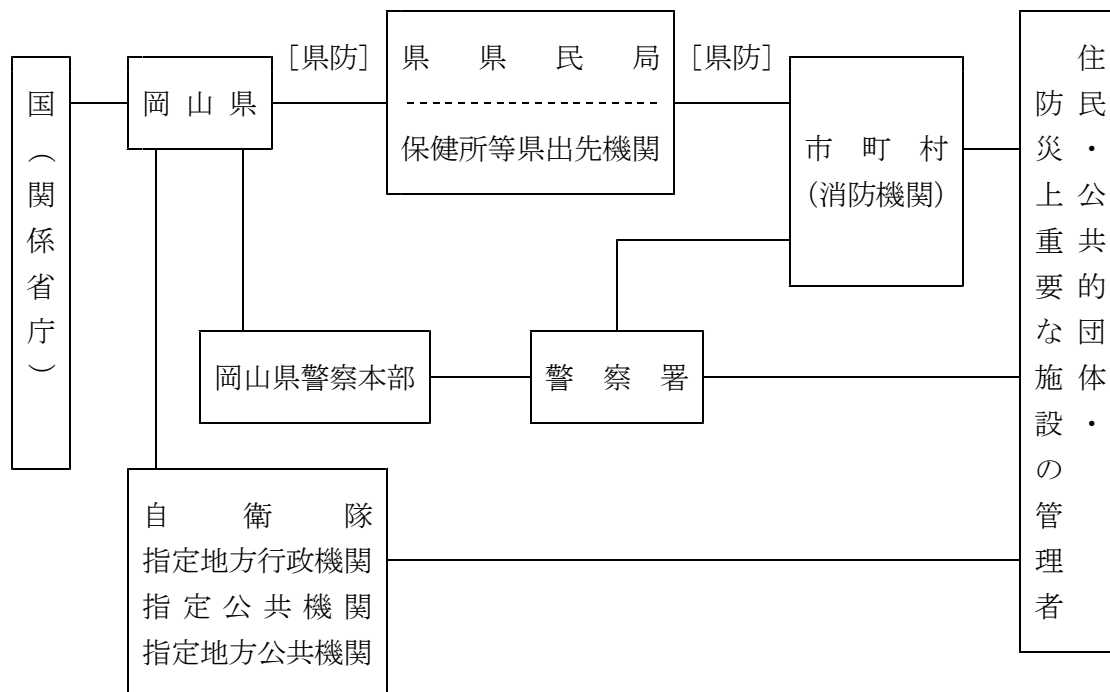
また、県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。

4 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問合せに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



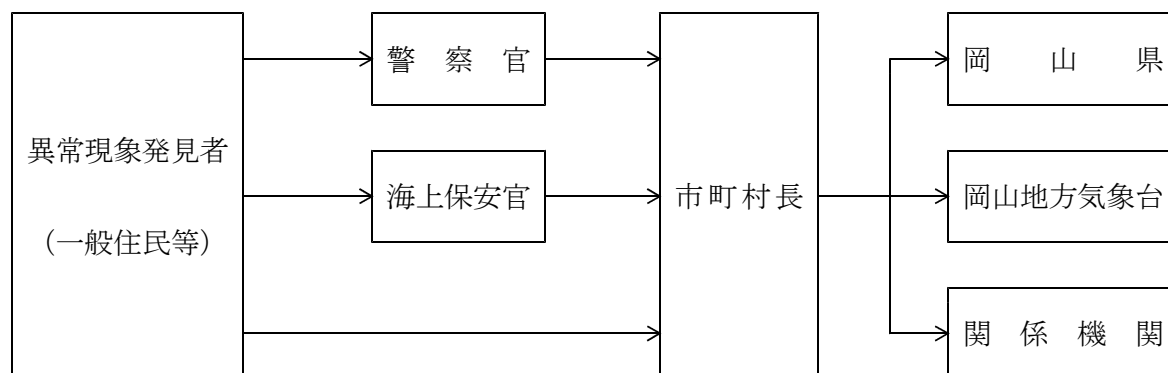
(注)：[県防]は岡山県防災情報ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長、警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、直ちに関係機関に通報する。

また、国、県及び市町村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



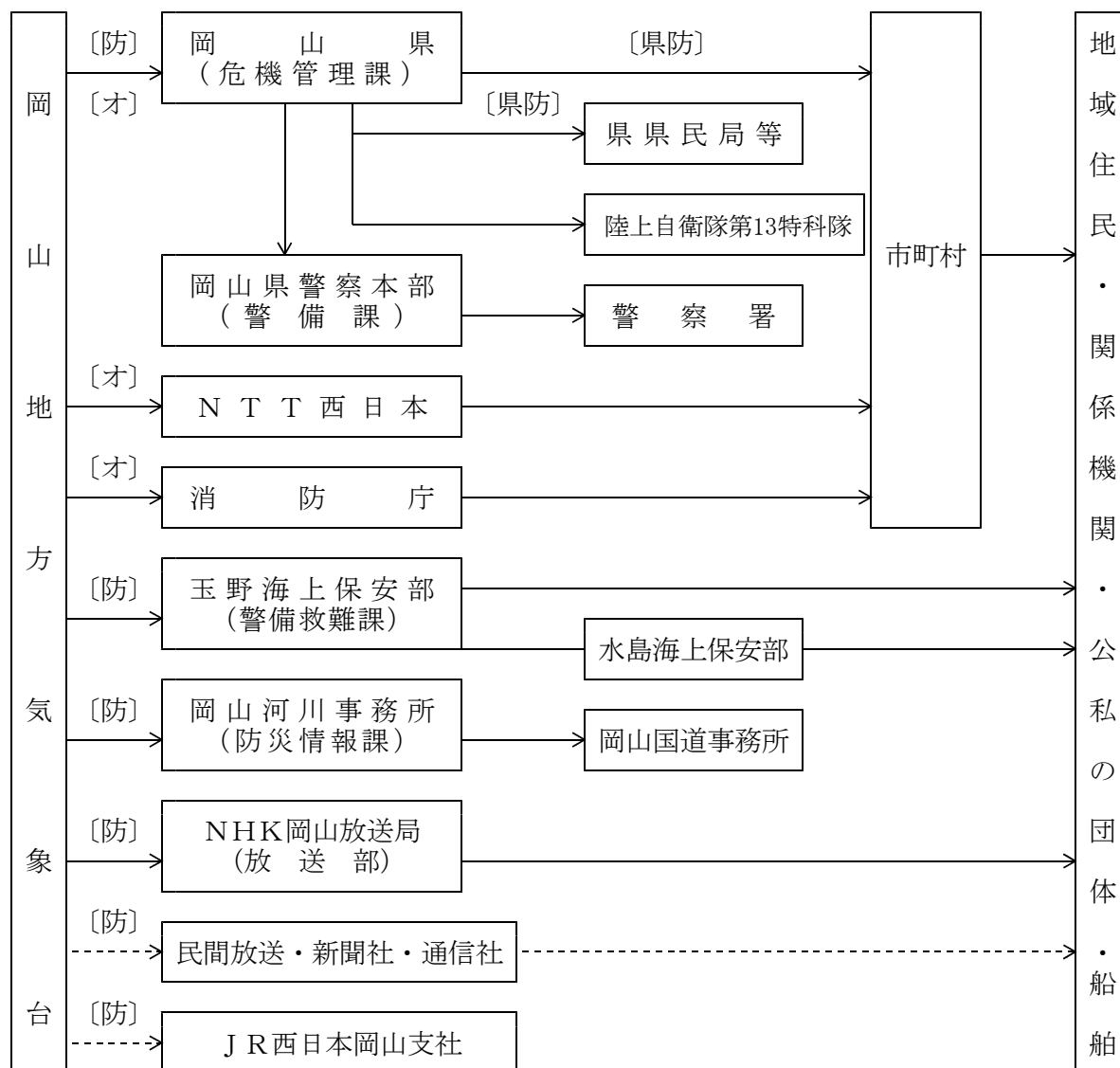
(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

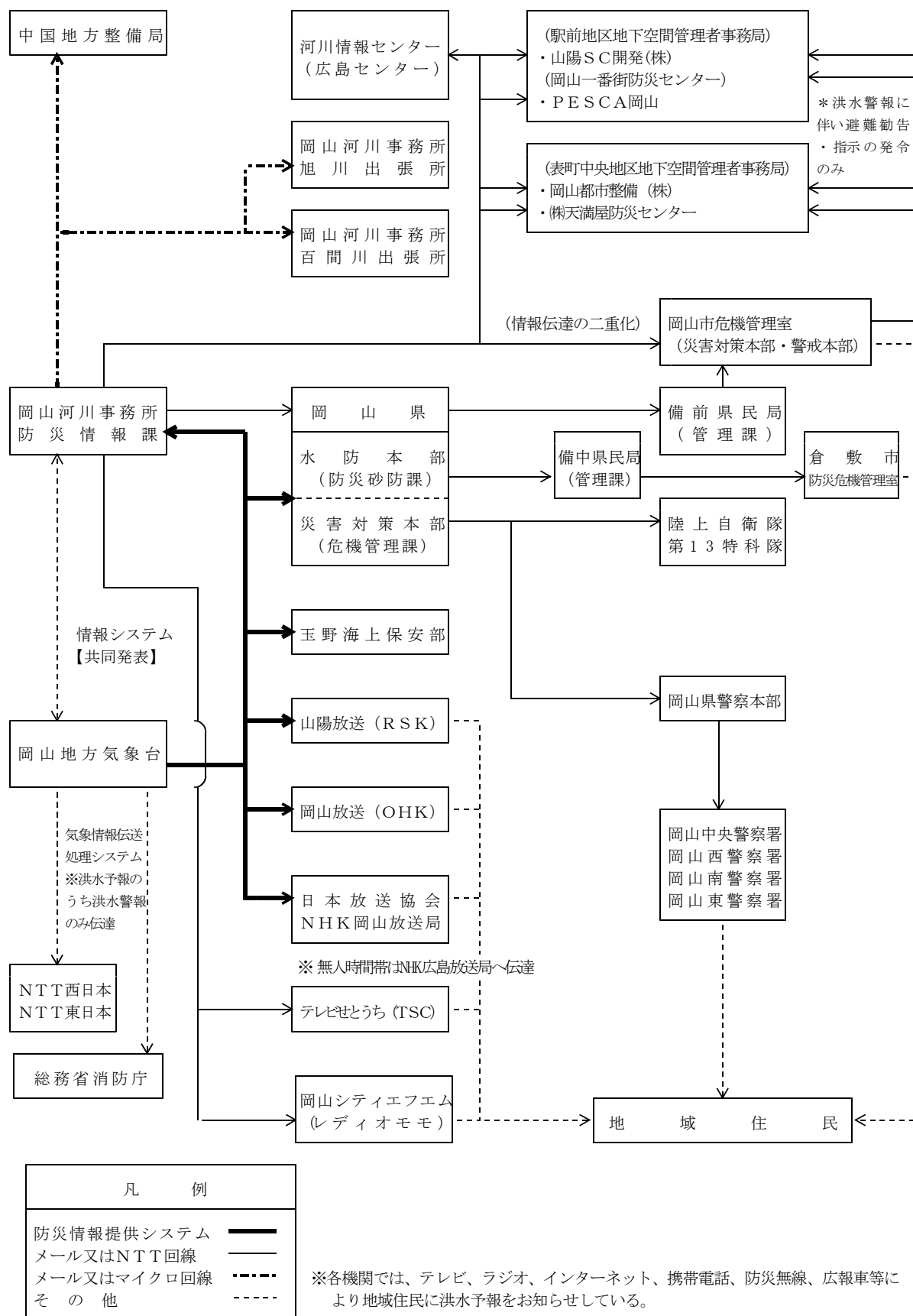
ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

(ア) 気象注意報・警報等の伝達系統

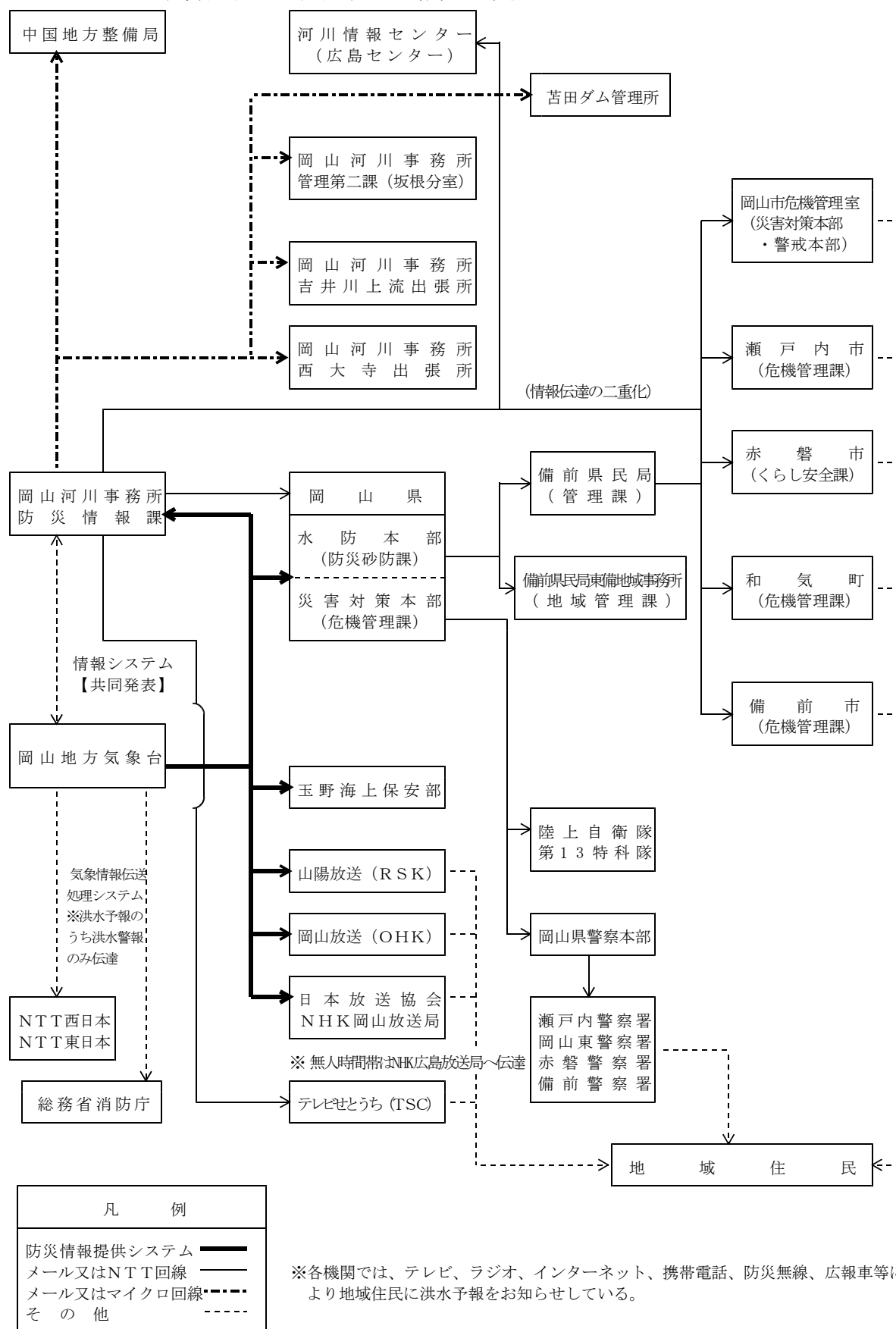


- (注) 1 実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は、申合せ等に基づく伝達系を示す。
 2 県が市町村へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
 3 N T T 西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 4 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 5 陸上自衛隊第13特科隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。
 6 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。
 7 [] 内は、通知方法を示す。〔防〕 防災情報提供システム、〔オ〕 オンライン、〔県防〕 岡山県防災情報ネットワーク

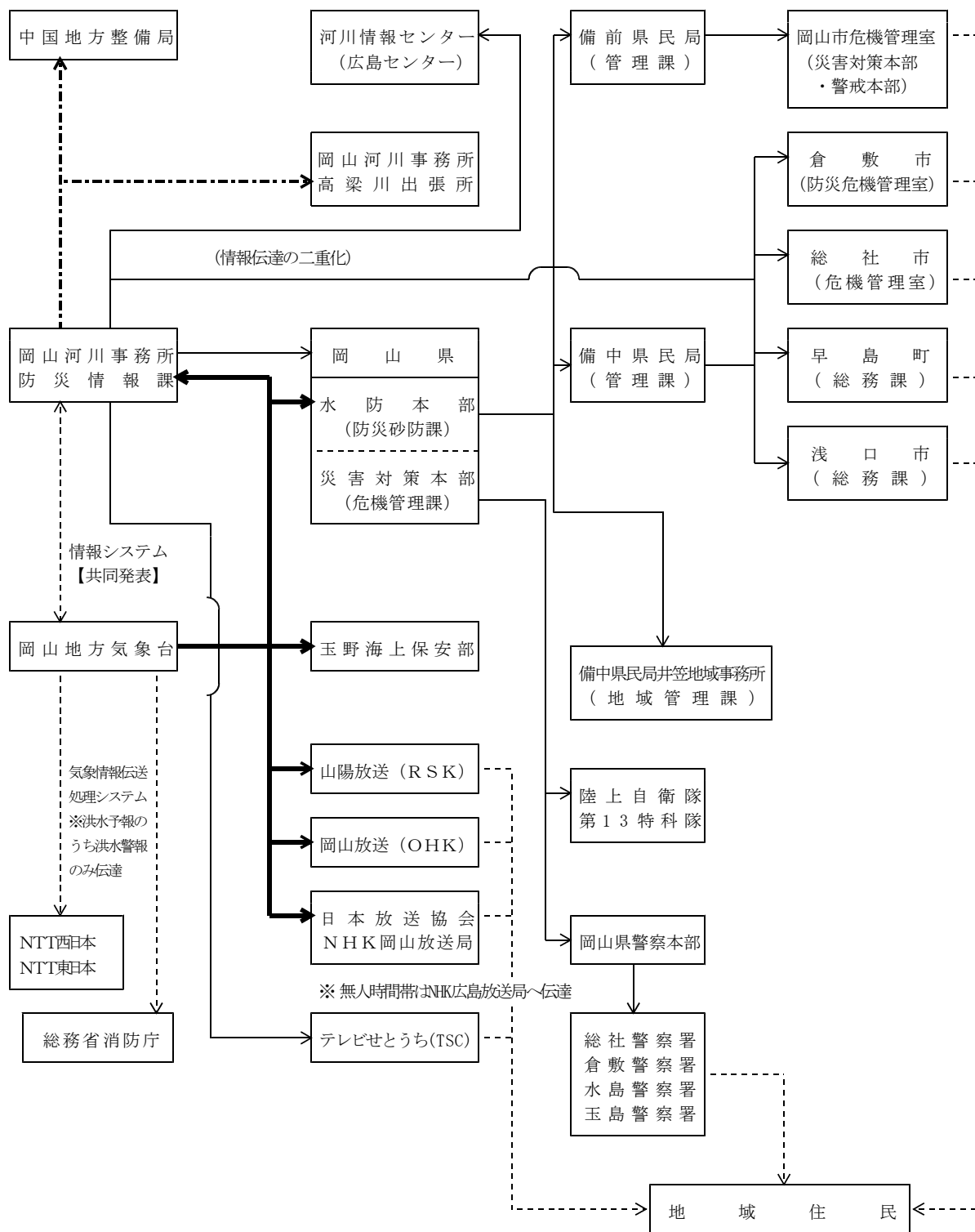
(イ) 河川洪水予報の伝達系統
a 旭川及び百間川洪水予報伝達系統



b 吉井川及び金剛川洪水予報伝達系統



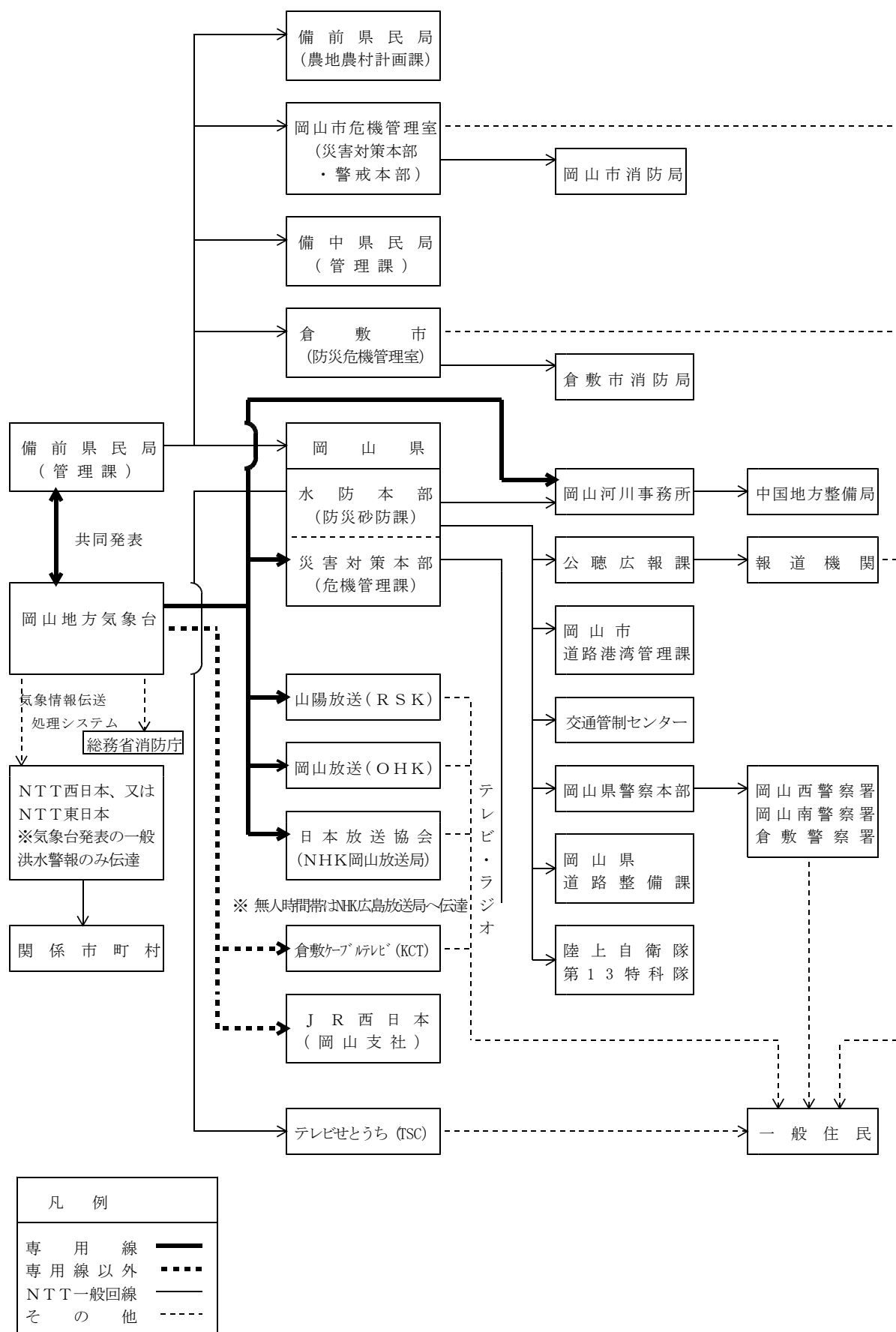
c 高梁川及び小田川洪水予報伝達系統



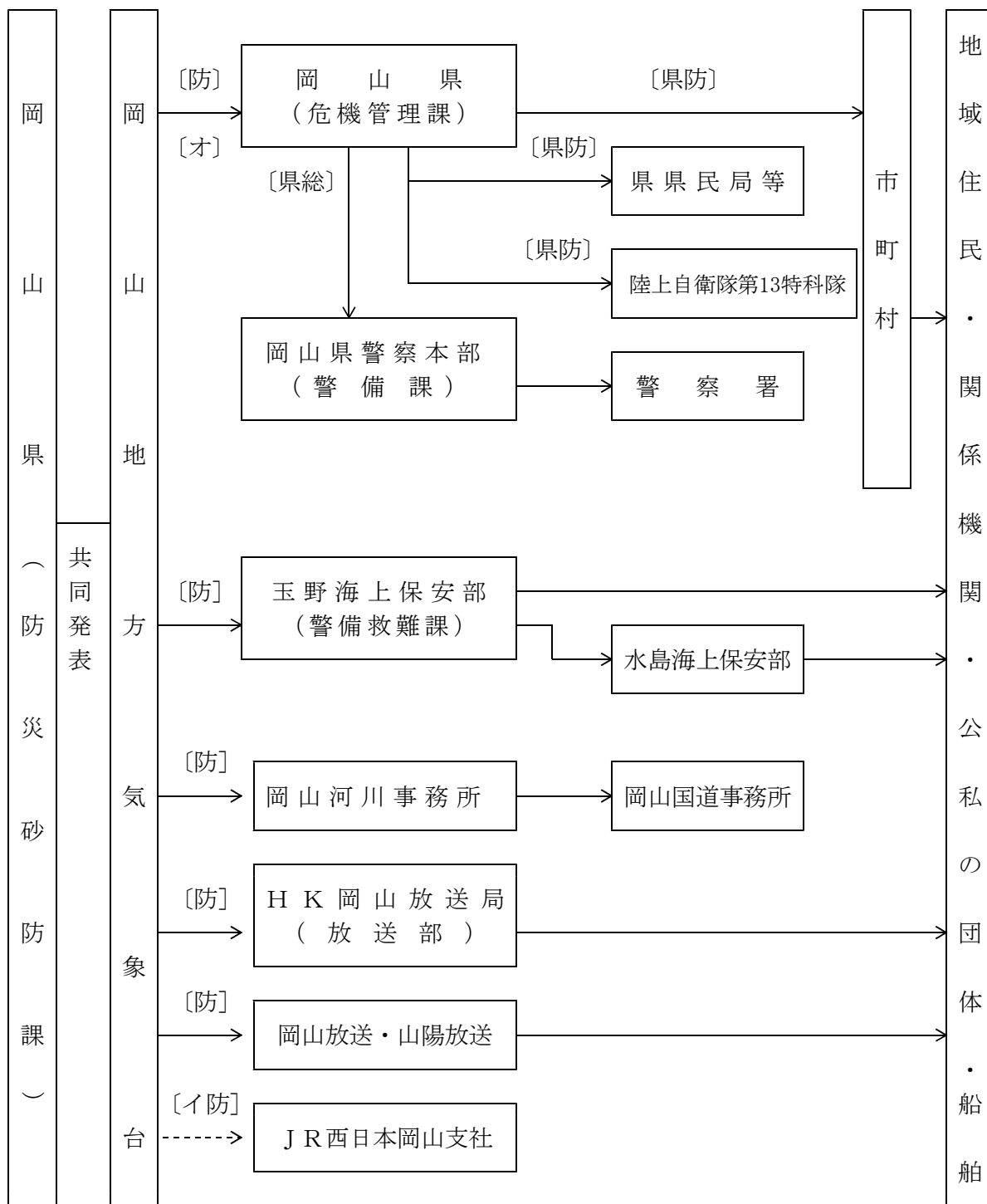
凡 例	
防災情報提供システム	——
メール又はNTT回線	——
メール又はマイクロ回線	- - - -
そ の 他	- - - -

※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。

d 笹ヶ瀬川及び足守川洪水予報伝達系統



(ウ) 土砂災害警戒情報の伝達系統



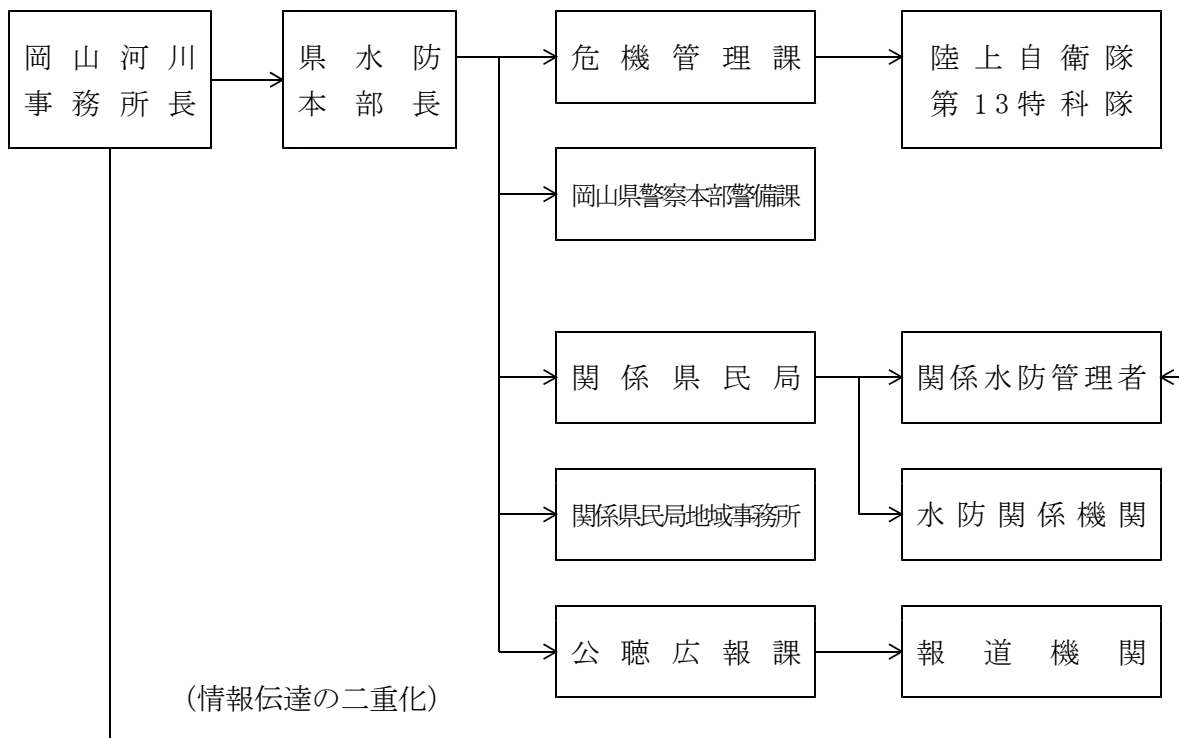
(注) 1 点線の伝達系統については、申合せ等により実施する。

2 [] 内は、通知方法を示す。〔防〕 防災情報提供システム、〔オ〕 オンライン（アデス）、〔県防〕 岡山県防災情報ネットワーク、〔県総〕 岡山県総合防災情報システム、〔イ防〕 インターネット版防災情報提供システム

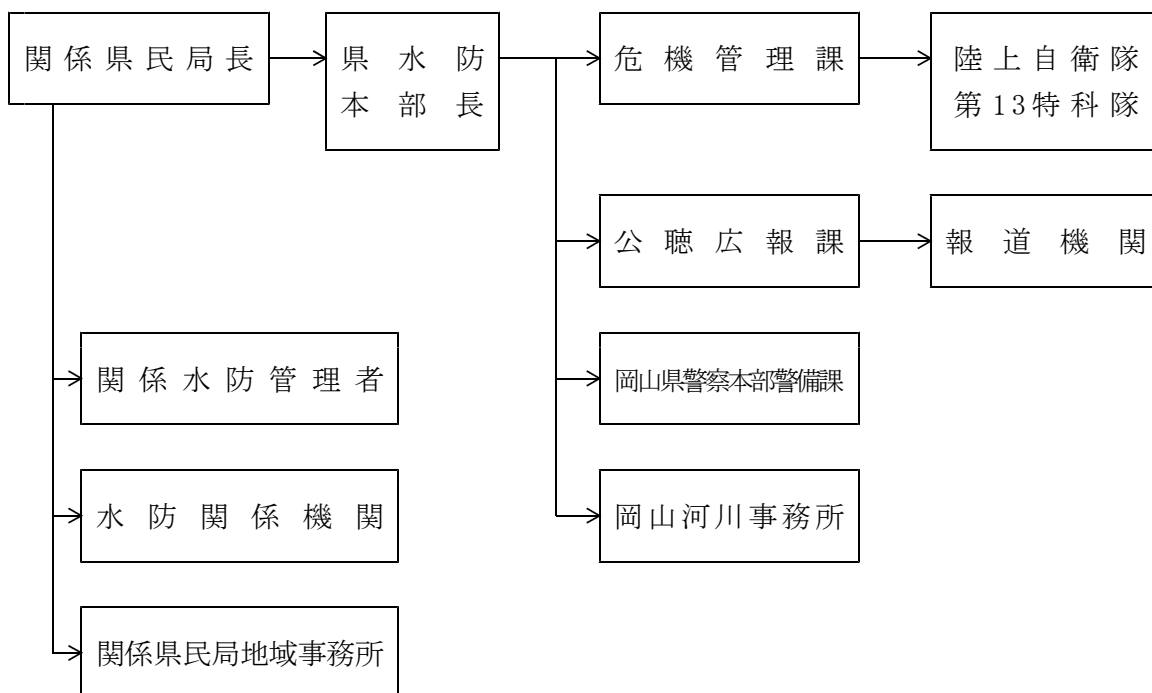
3 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

(エ) 水防警報等の伝達系統

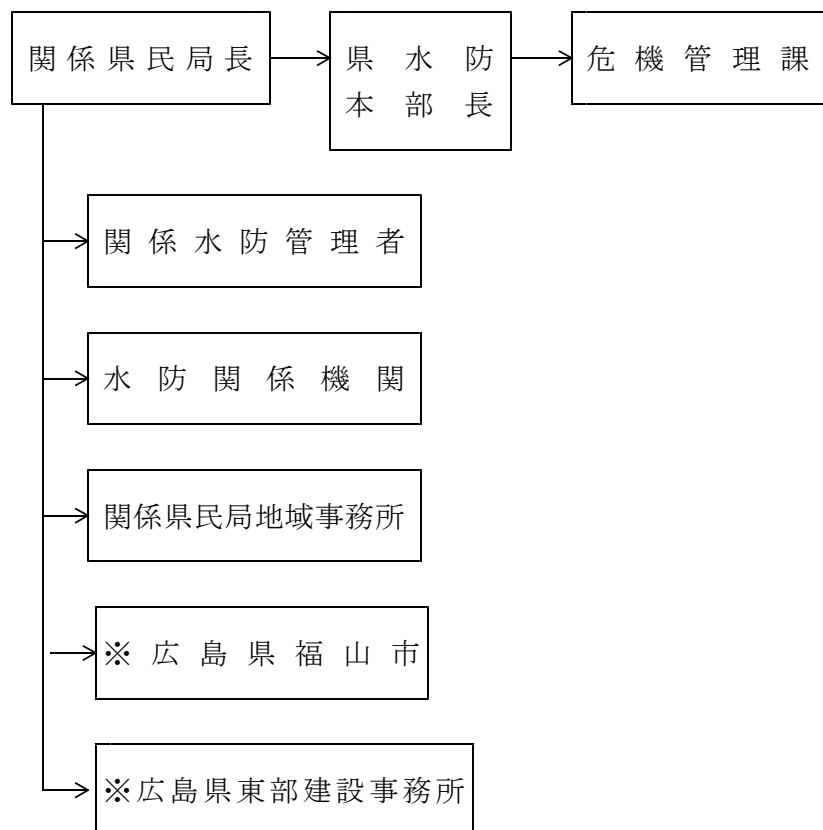
a 国土交通大臣の発する水防警報



b 知事の発する水防警報

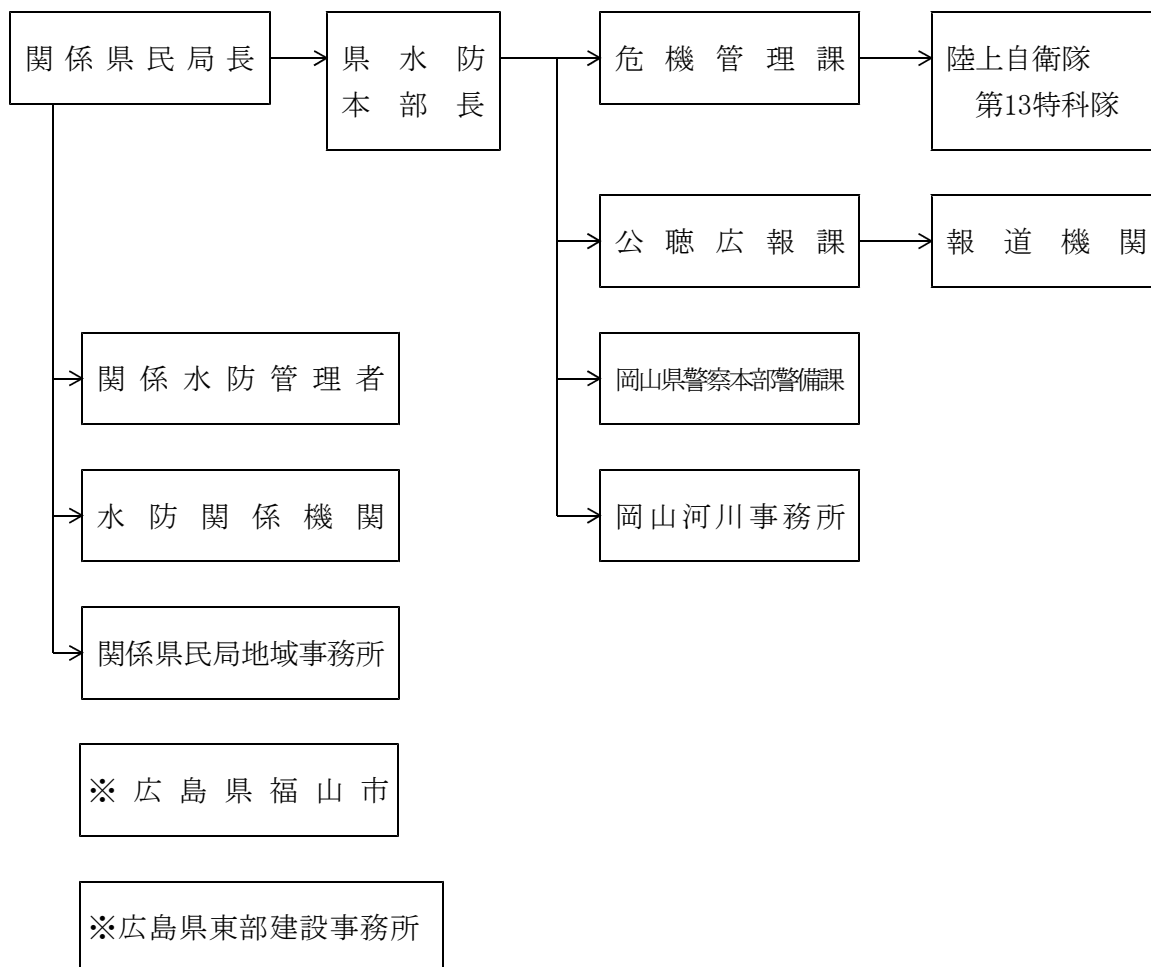


c 知事の発する水位情報の通知及び周知（避難判断水位）



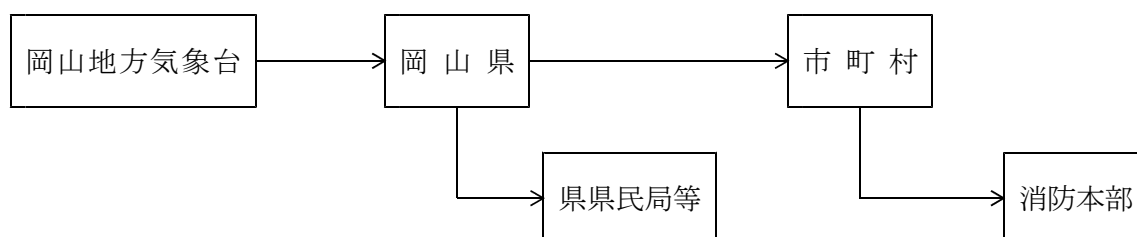
※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。

d 知事の発する水位情報の通知及び周知（氾濫危険水位）

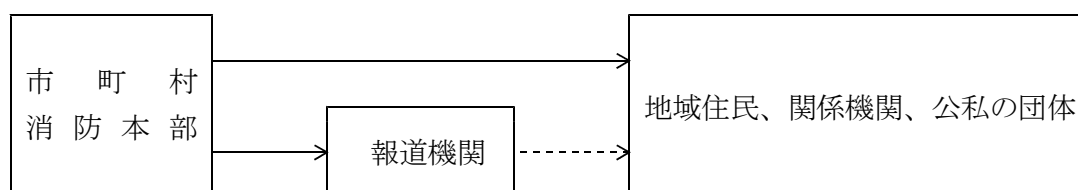


※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。

(オ) 火災気象通報の伝達系統



(カ) 火災警報の伝達系統



(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

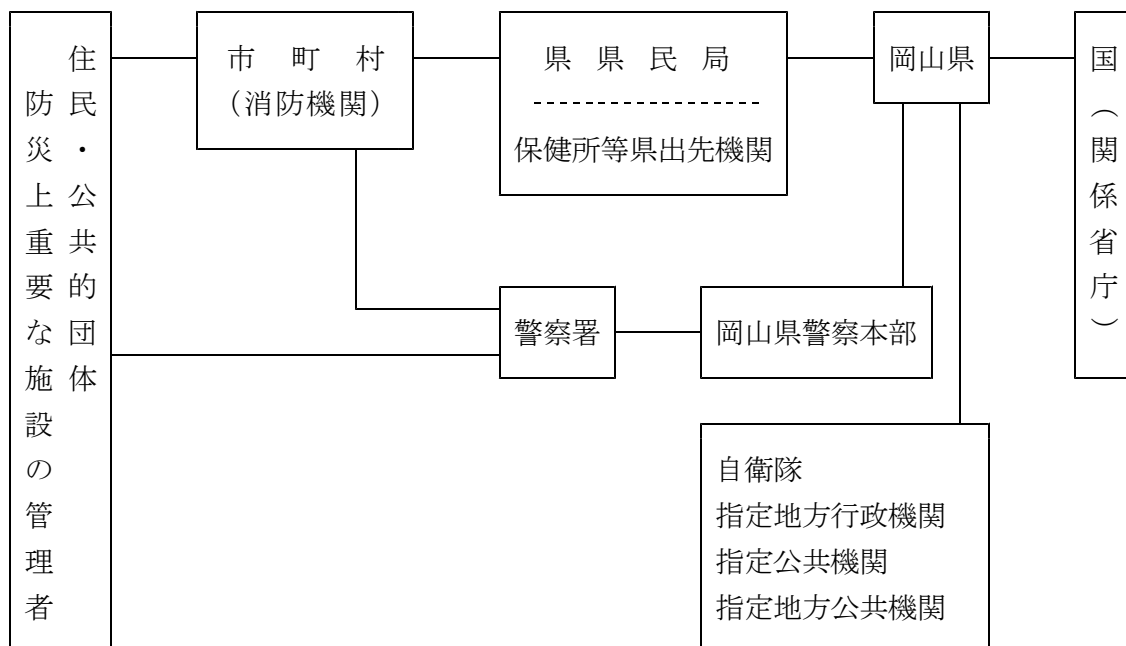
伝達の対象となる被害		伝達内容等
(ア) 災害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式１－１及び１－２によること。
(イ) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式２によること。 様式３によること。
公 共 施 設 被 害	(ウ) 河川被害 (エ) 海岸被害 (オ) 貯水池・ため池被害 (カ) 砂防被害 (キ) 治山被害 (ク) 港湾及び漁港施設被害 (ケ) 道路施設被害 (コ) 鉄軌道施設被害 (サ) 電信電話施設被害 (シ) 電力施設被害 (ス) ガス施設被害 (セ) 水道施設被害 (ソ) 下水道施設被害 (タ) 都市公園等施設被害 (チ) 公営住宅等被害	様式４によること。
そ の 他	(ツ) 商工関係被害等 商工関係被害 観光関係被害	様式５によること。 様式６によること。
	(テ) 林野火災被害	様式７によること。
	(ト) 社会福祉施設被害	様式８によること。

(注) １ 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

２ 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

ア 伝達系統

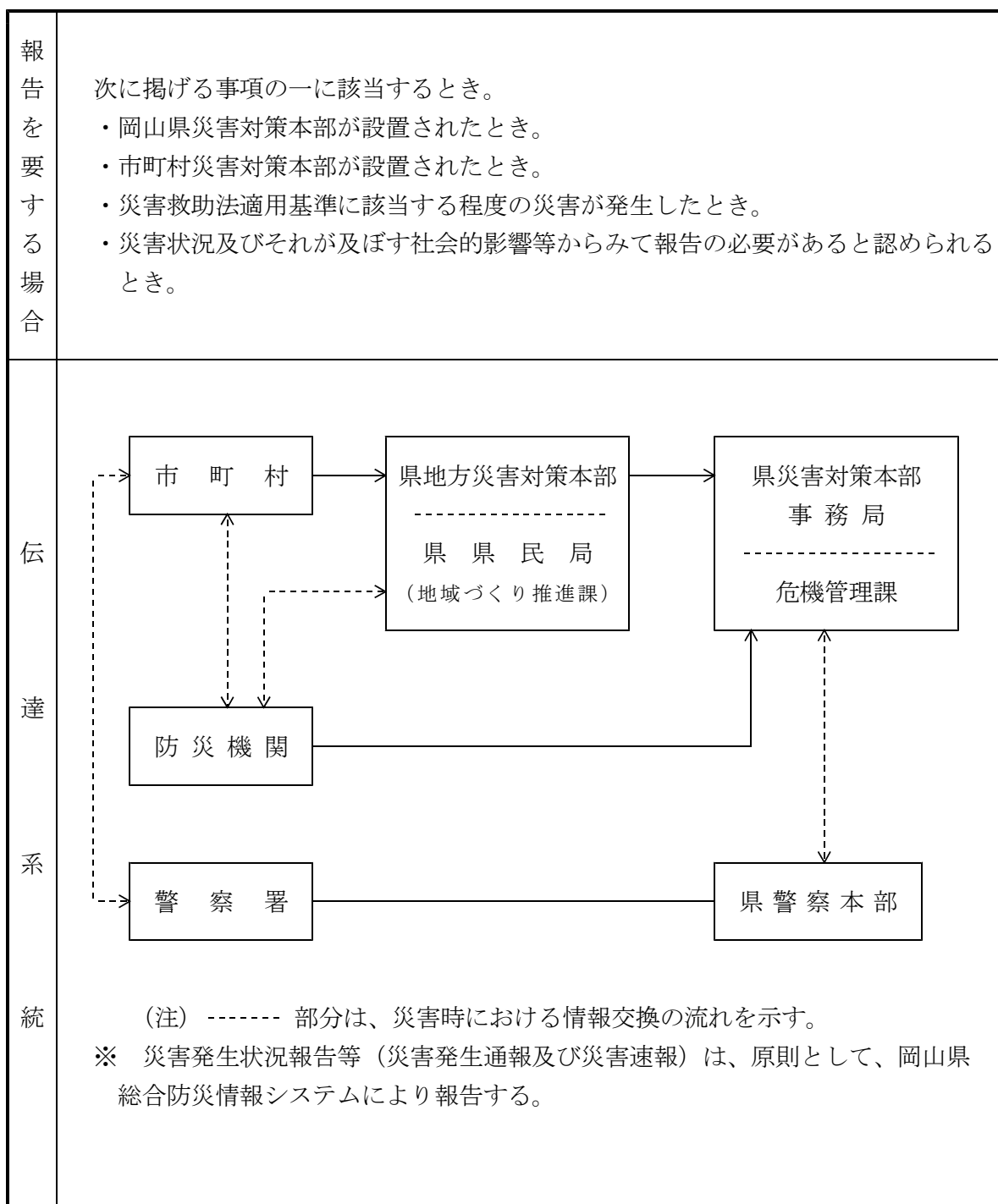
災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



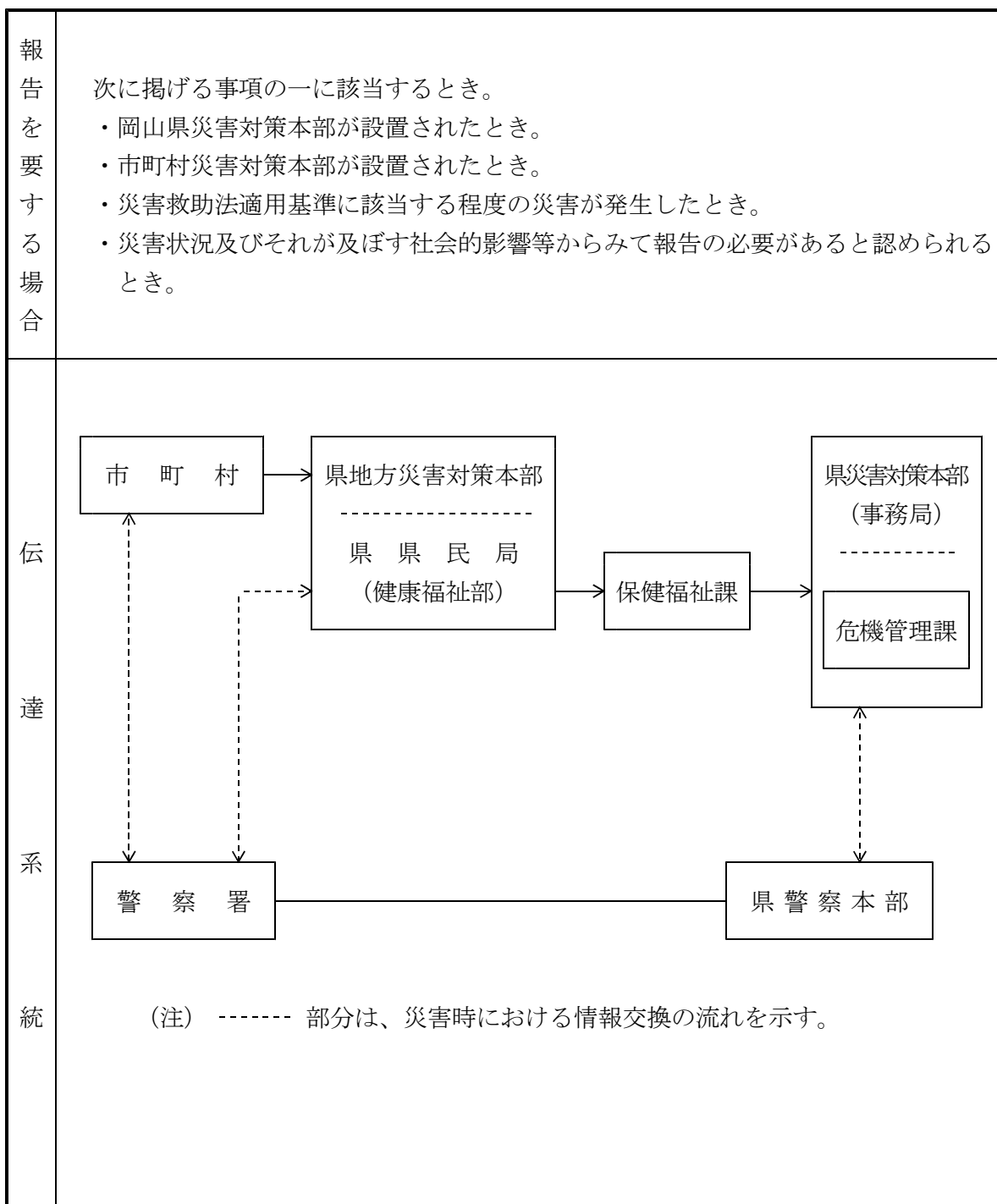
岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合には、次により行う。

なお、市町村から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

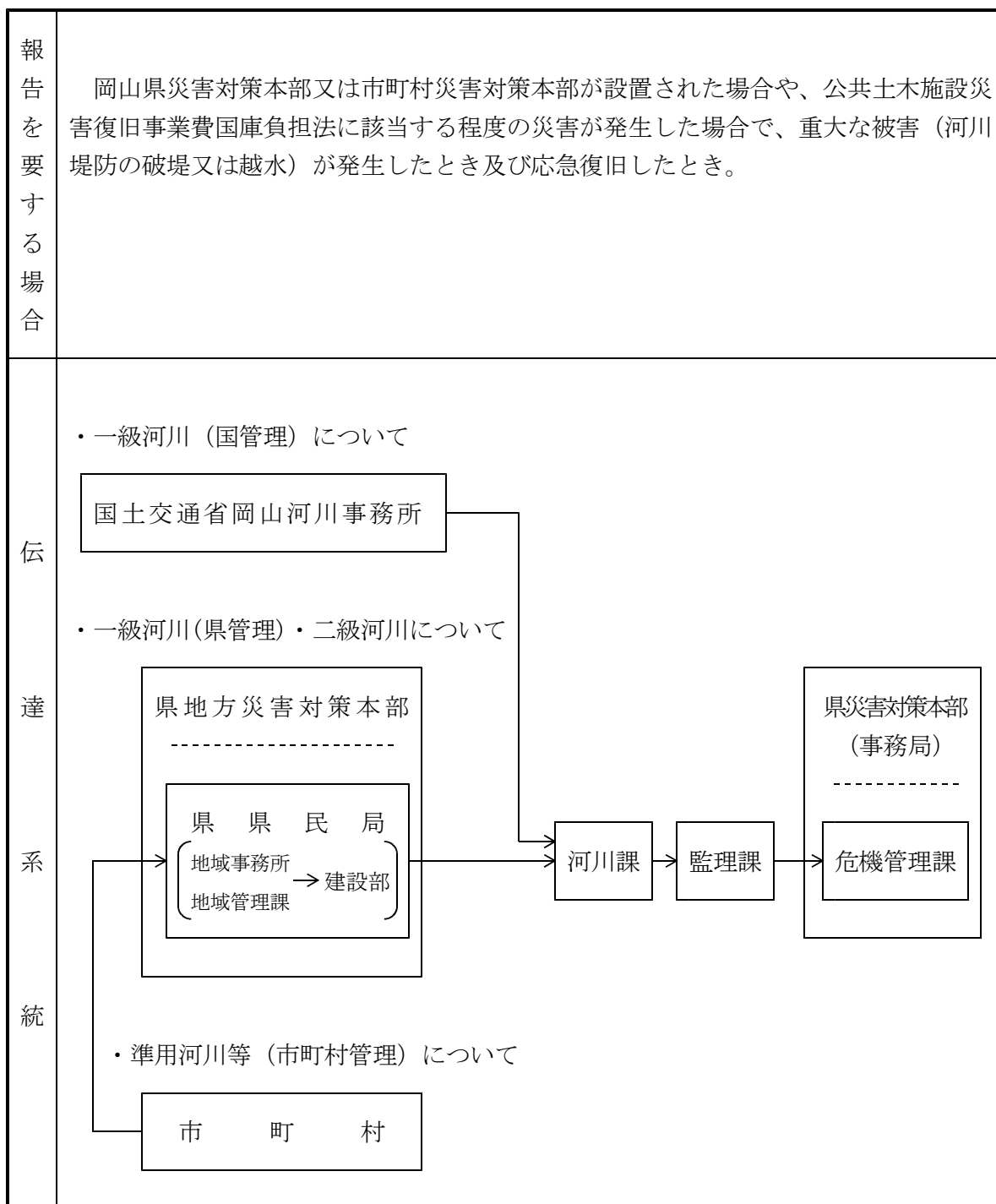
（ア）災害発生状況等



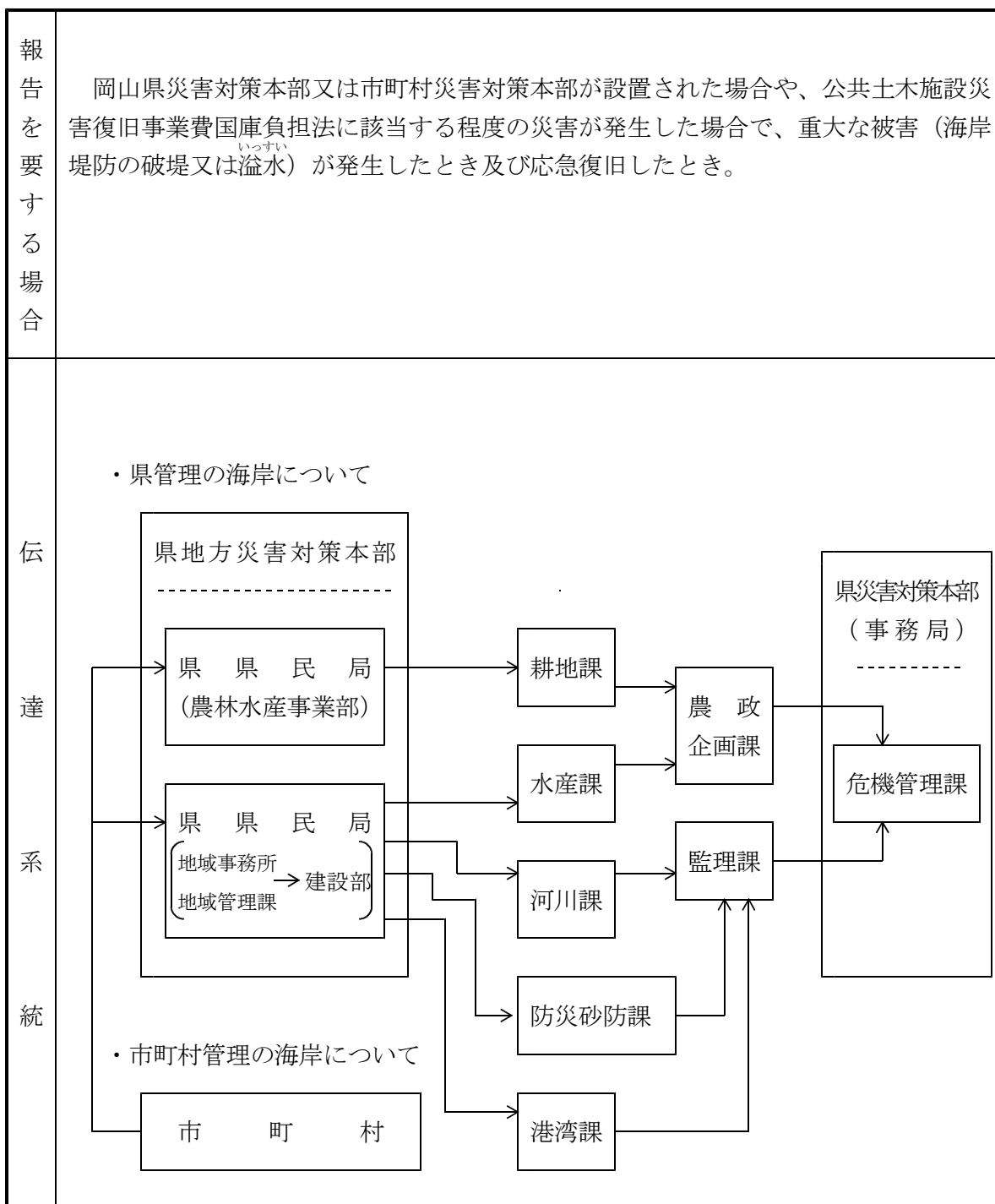
(イ) 人的被害、住家被害



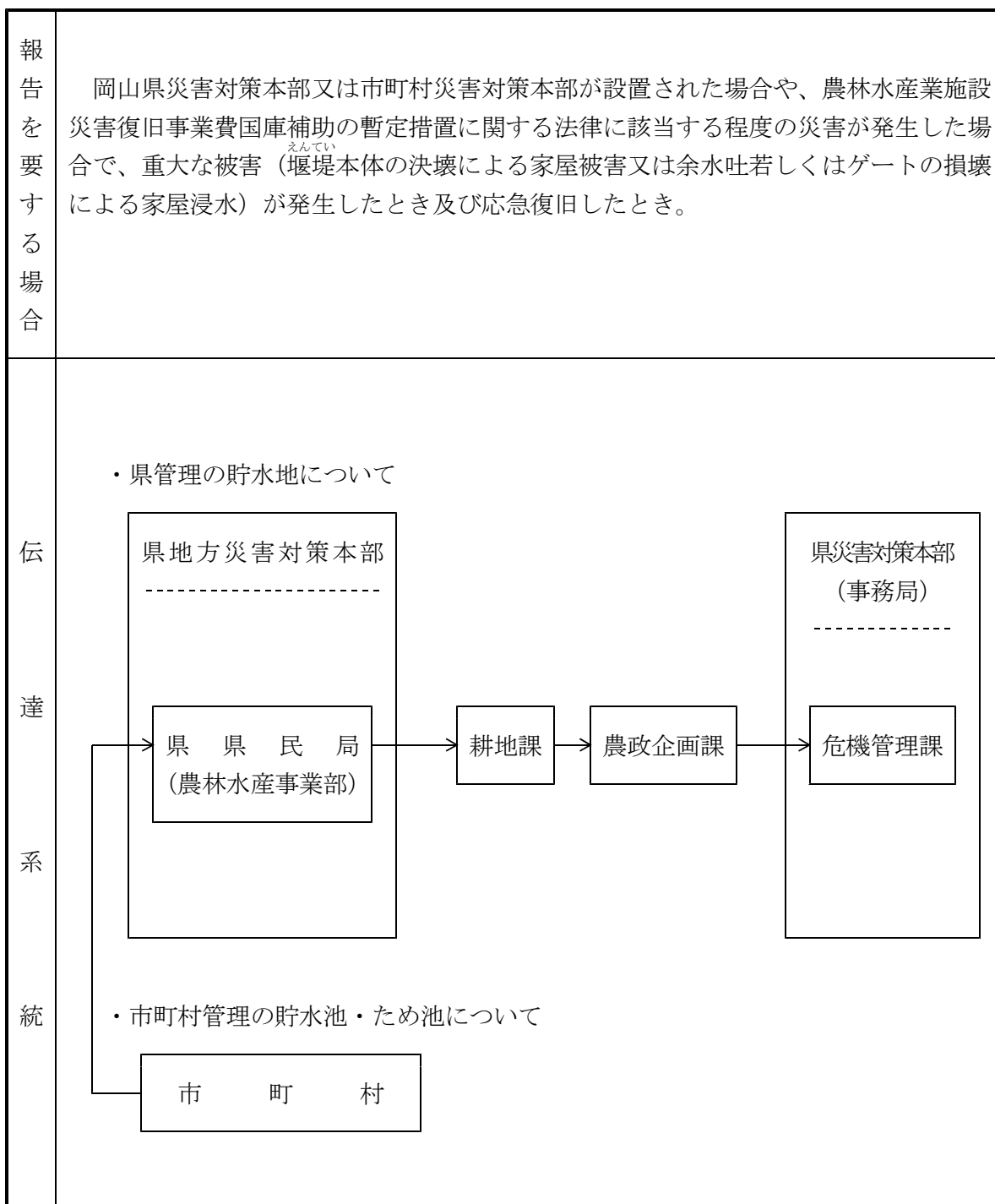
(ウ) 河川被害



(エ) 海岸被害



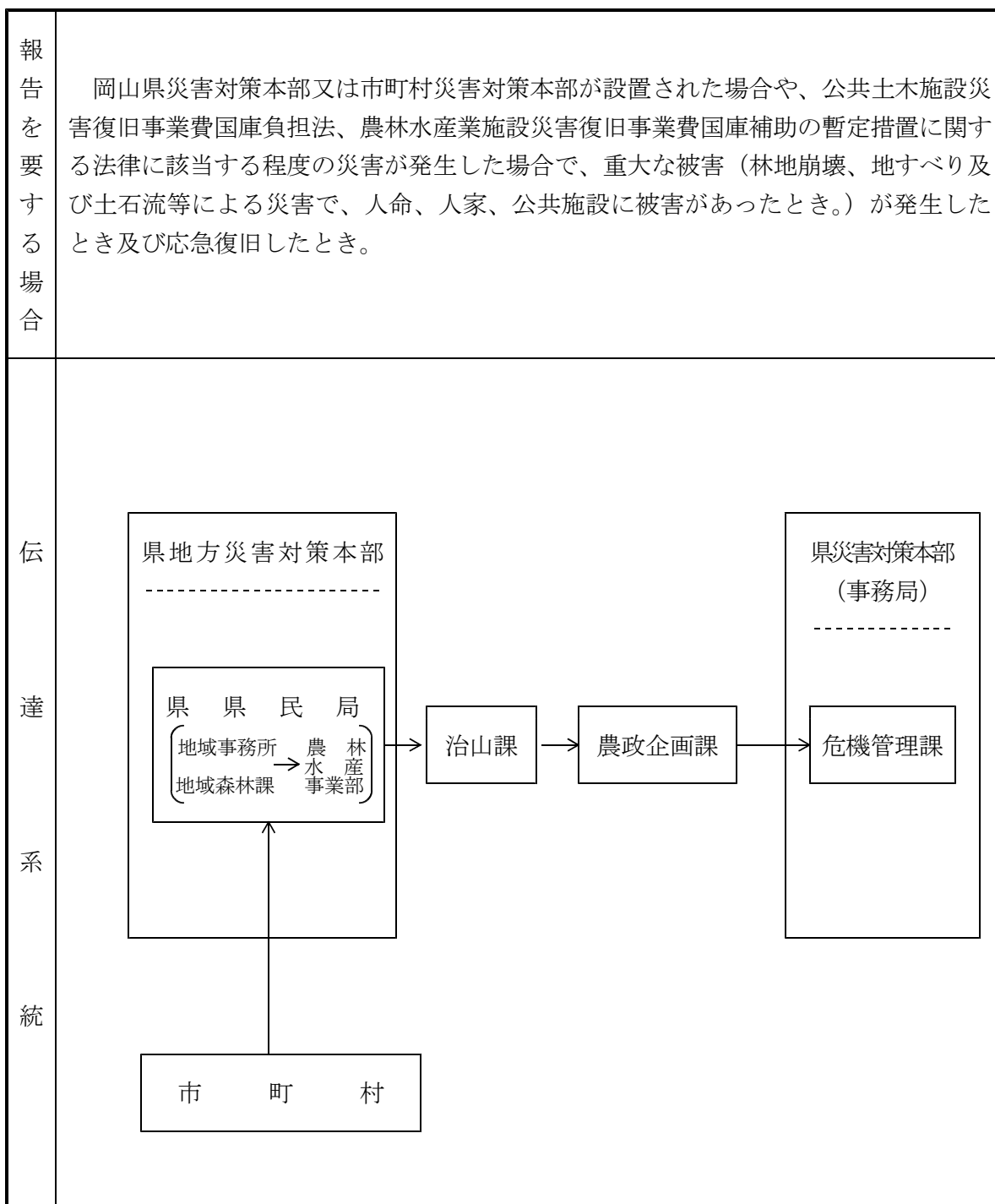
(オ) 貯水池・ため池被害



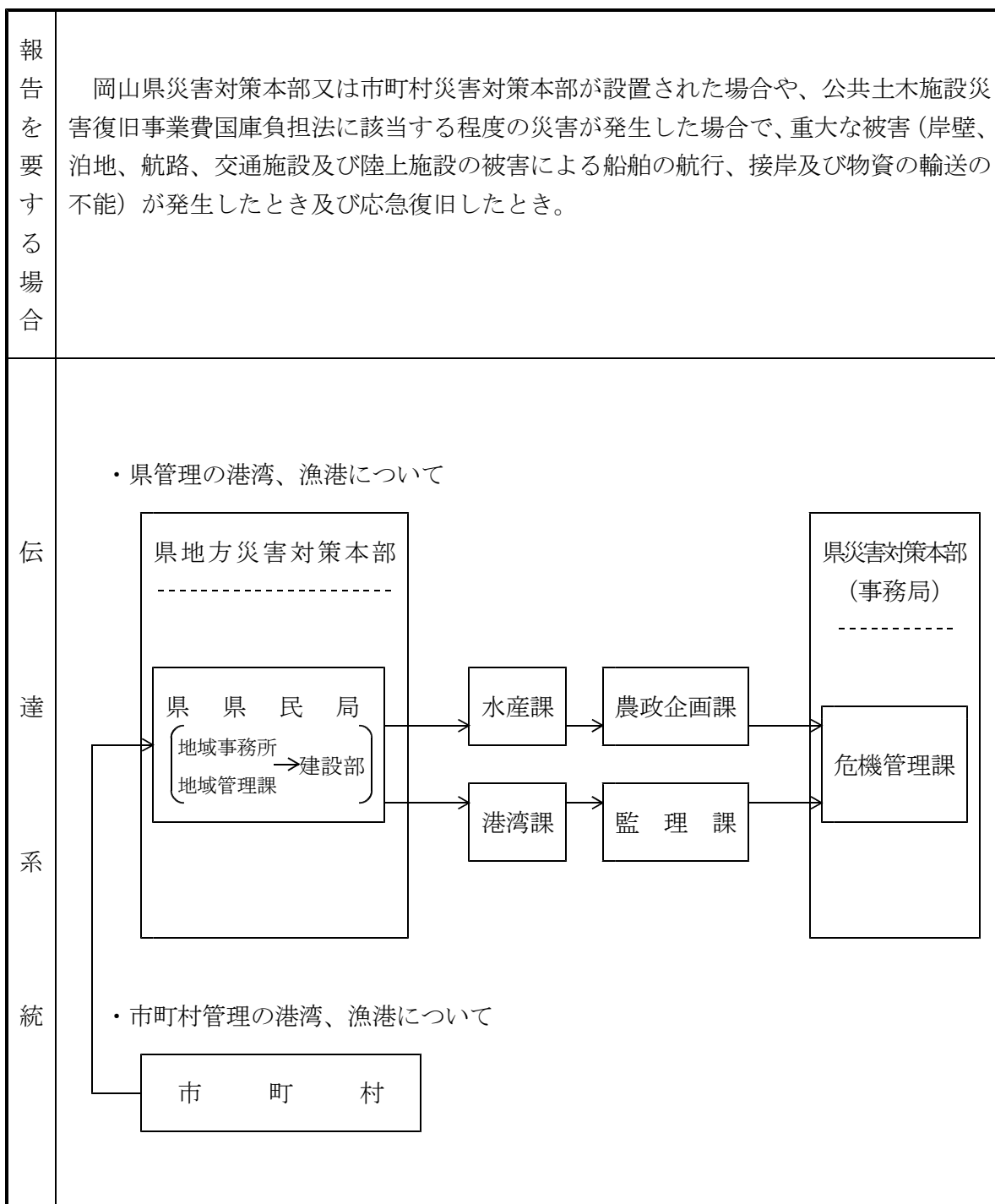
(カ) 砂防被害

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤^{えんてい}の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 ・急傾斜地の崩壊（がけ崩れを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。
伝達系統	<pre> graph TD subgraph Prefecture [岡山県] direction TB A["県地方災害対策本部 ----- 県 県 民 局 (地域事務所 → 建設部) (地域管理課)"] B["県災害対策本部 (事務局) ----- 危機管理課"] end C["市 町 村"] A --> D["防災砂防課"] D --> E["監 理 課"] E --> B C --> A </pre> The flowchart illustrates the reporting system for sand defense damage. It shows the flow from municipalities to the prefectural disaster response headquarters, then through the prefectural disaster response department (secretariat) to the crisis management section.

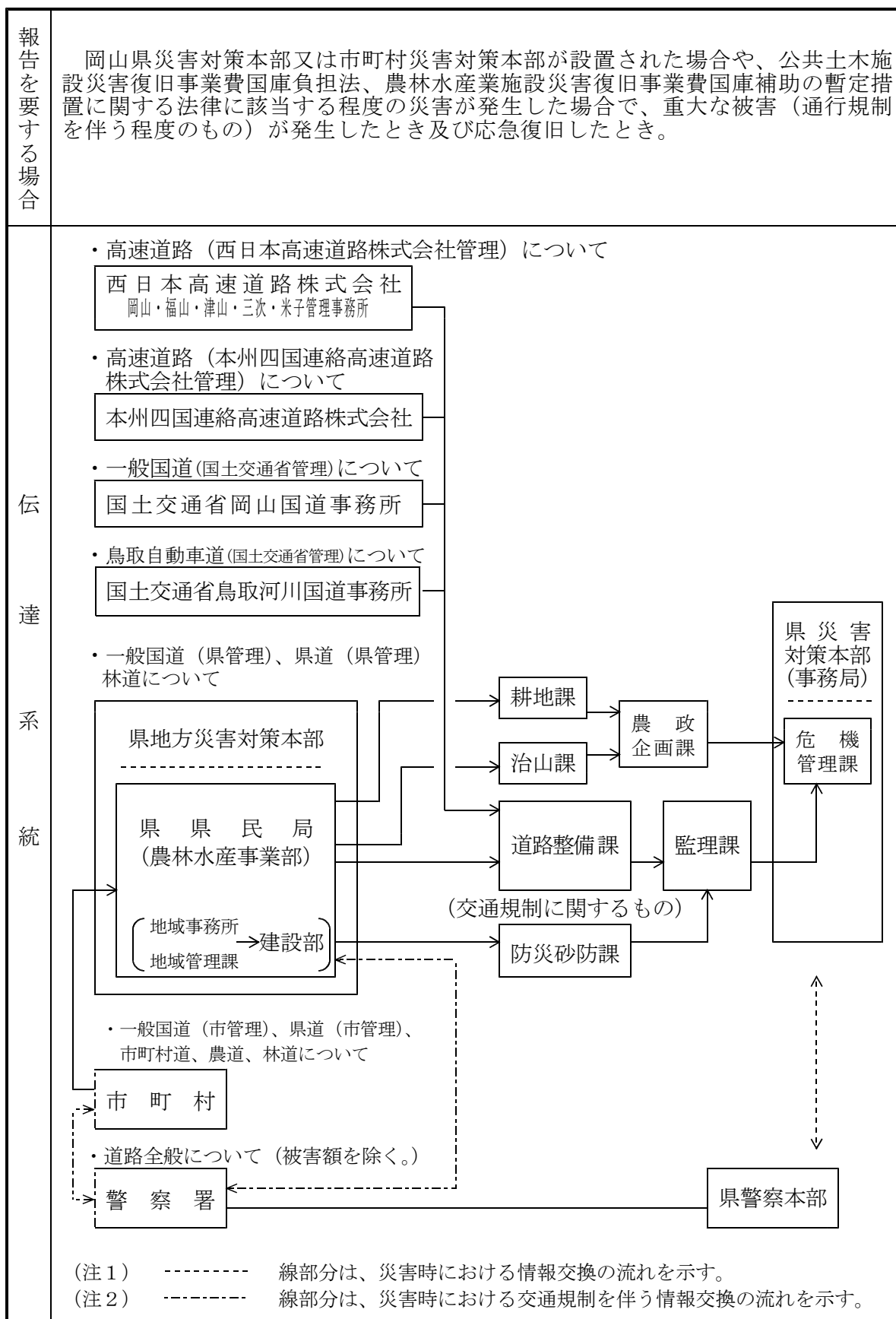
(キ) 治山被害



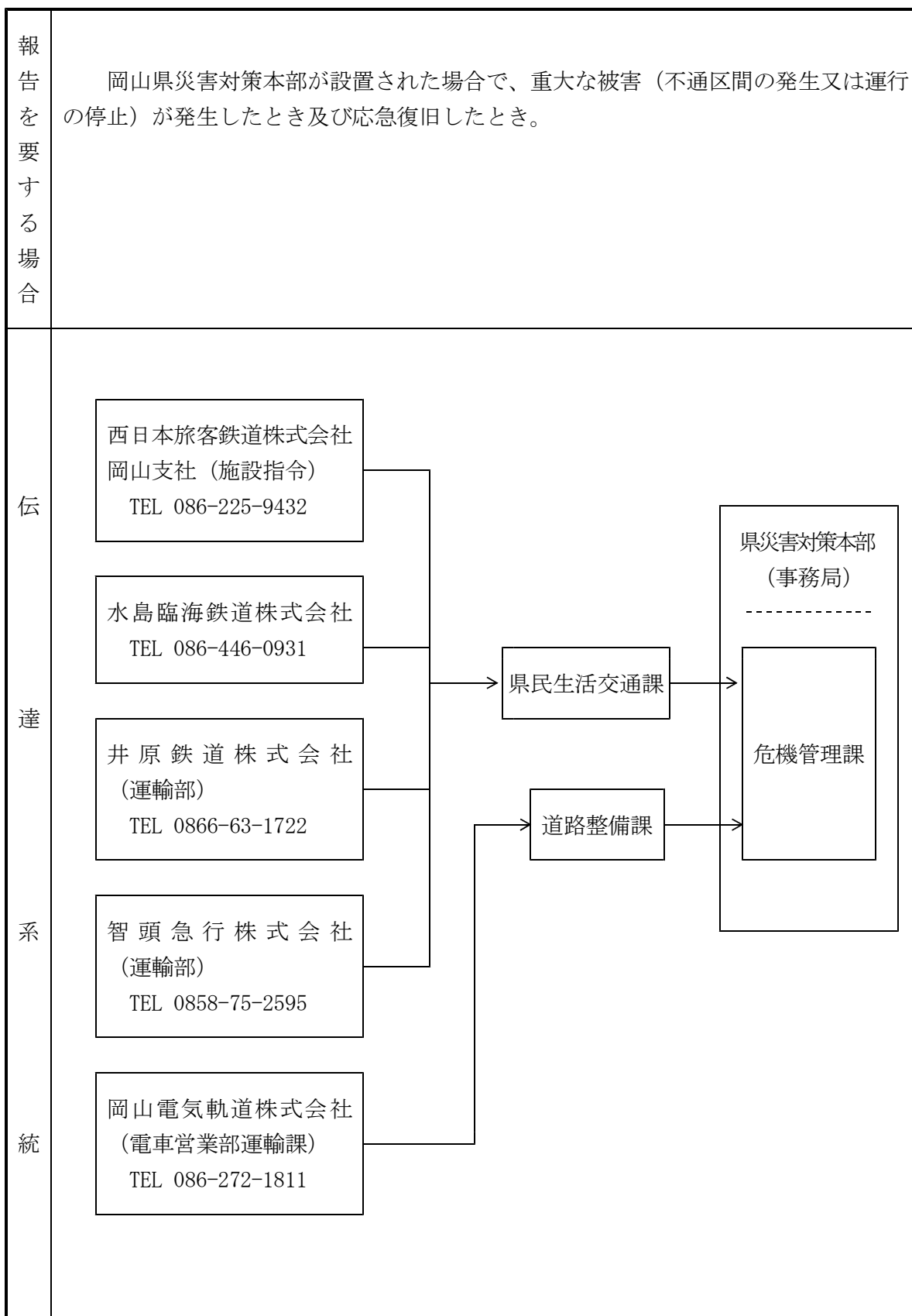
(ク) 港湾及び漁港施設被害



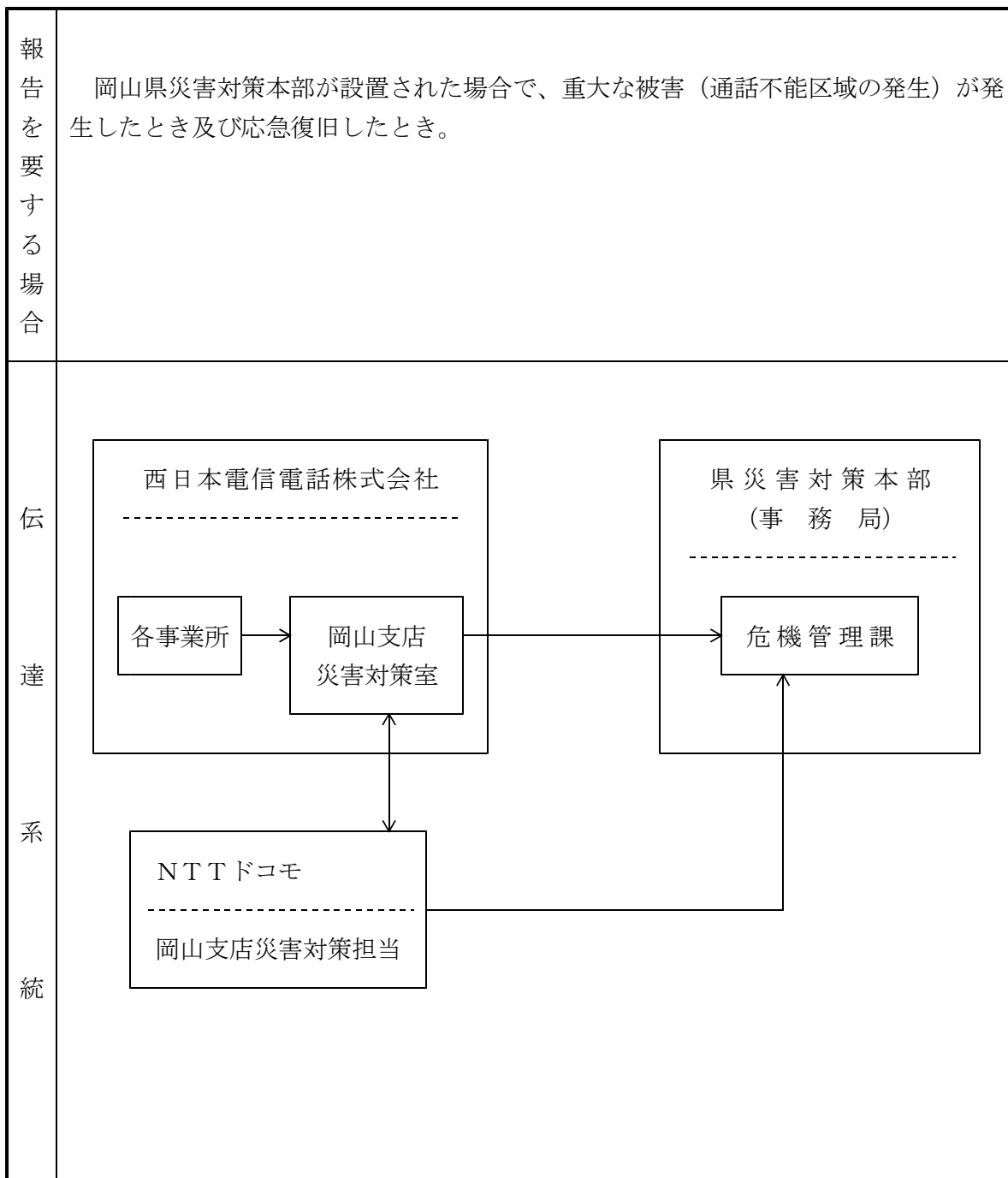
(ケ) 道路施設被害



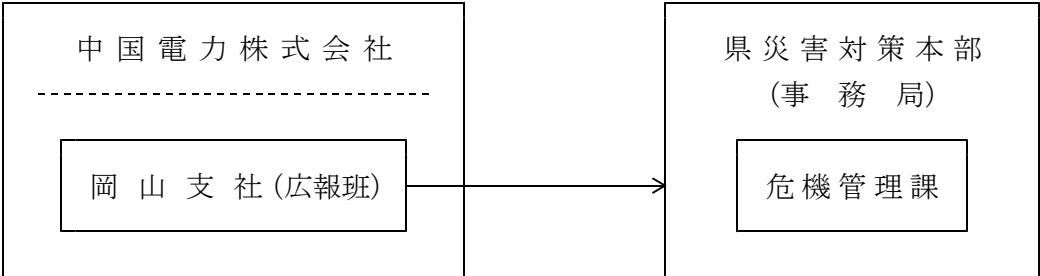
(コ) 鉄軌道施設被害



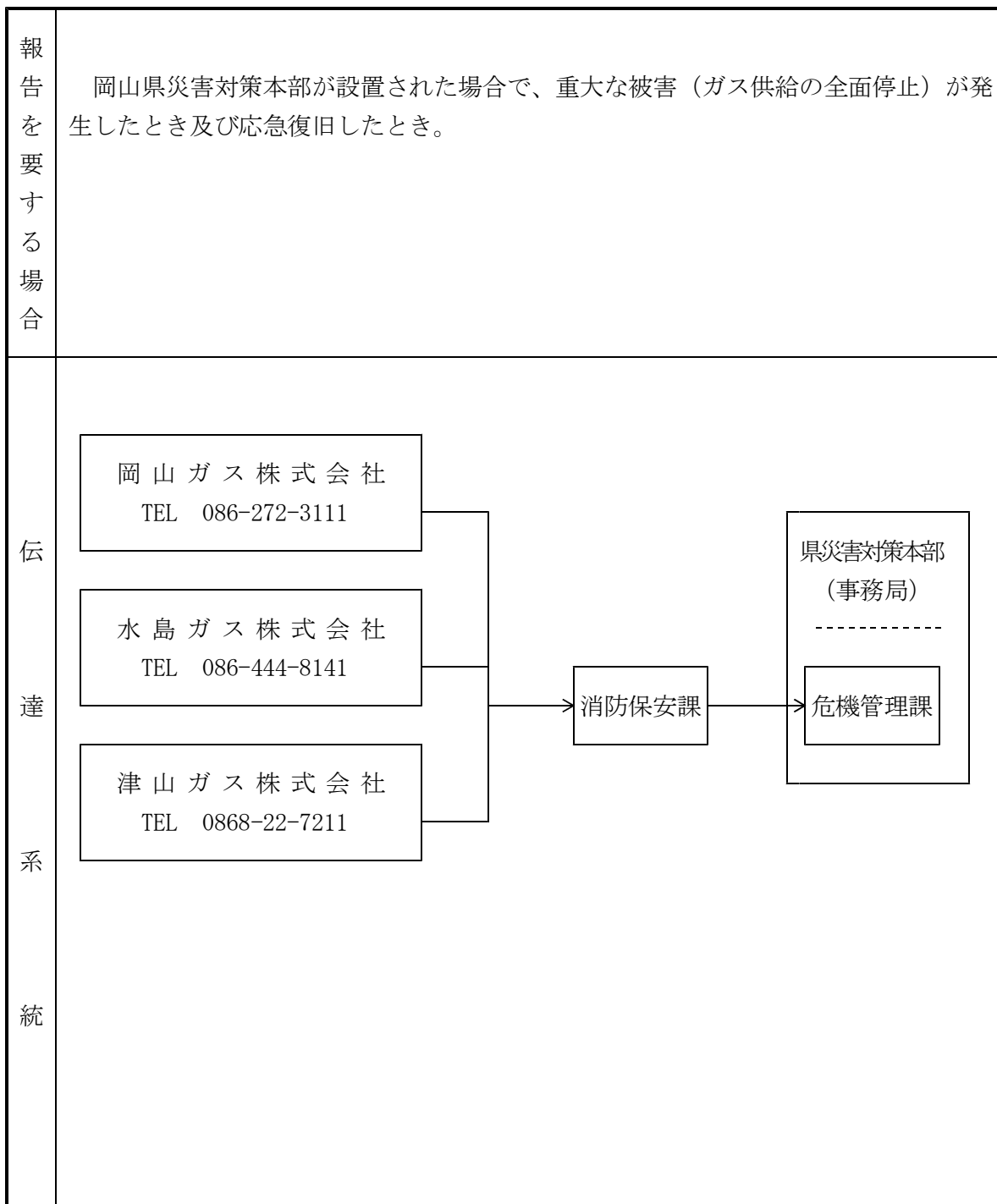
(サ) 電信電話施設被害



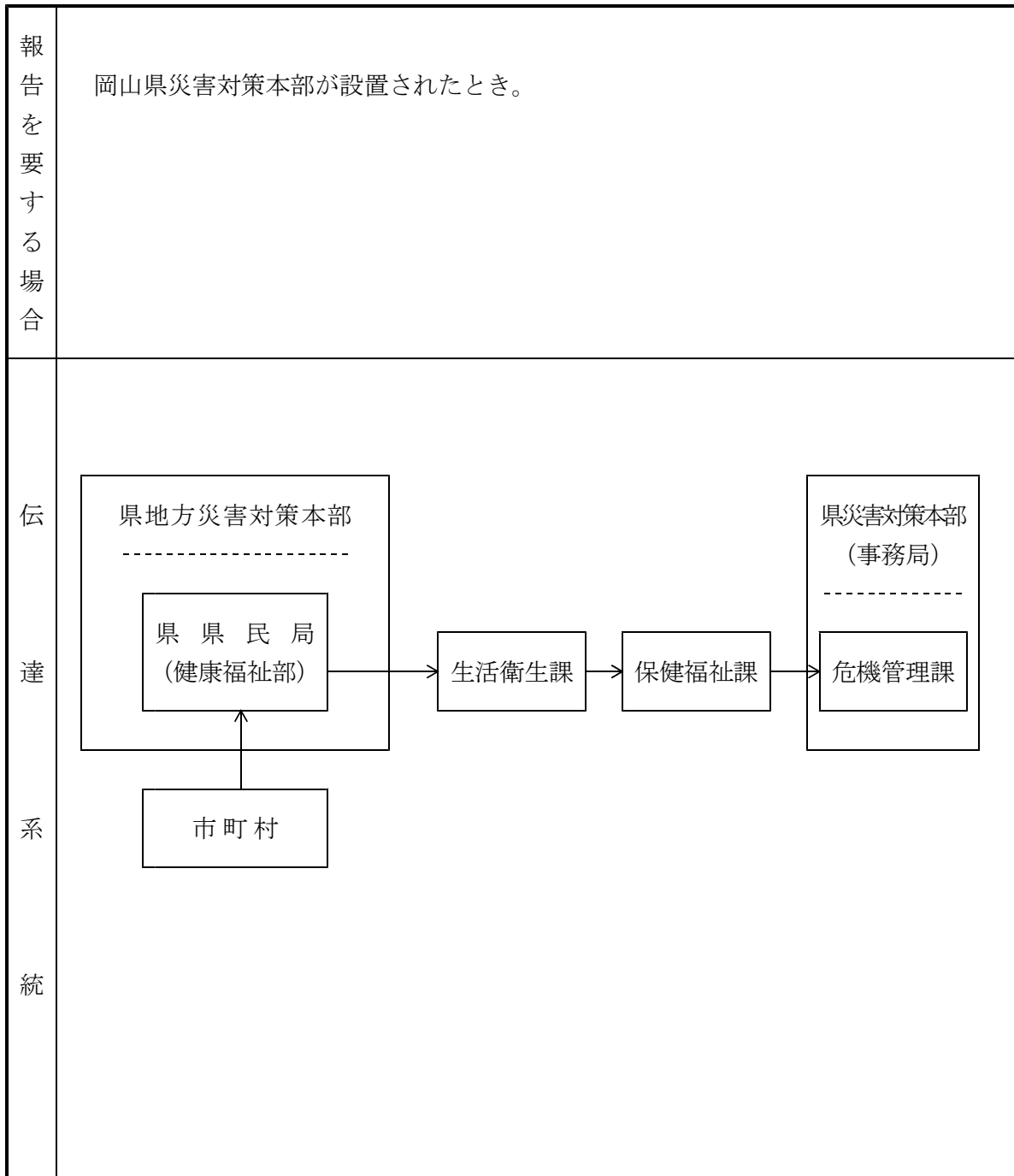
(シ) 電力施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（154kv系1次変電所以上の供給停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	 <pre> graph LR subgraph ChugokuElectric [中国電力株式会社] direction TB DashedLine[-----] OkazakiBranch[岡山支社(広報班)] end OkazakiBranch --> PrefectureHeadquarters[県災害対策本部(事務局)] subgraph PrefectureHeadquartersBox [県災害対策本部(事務局)] CrisisManagementSection[危機管理課] end </pre>

(ス) ガス施設被害



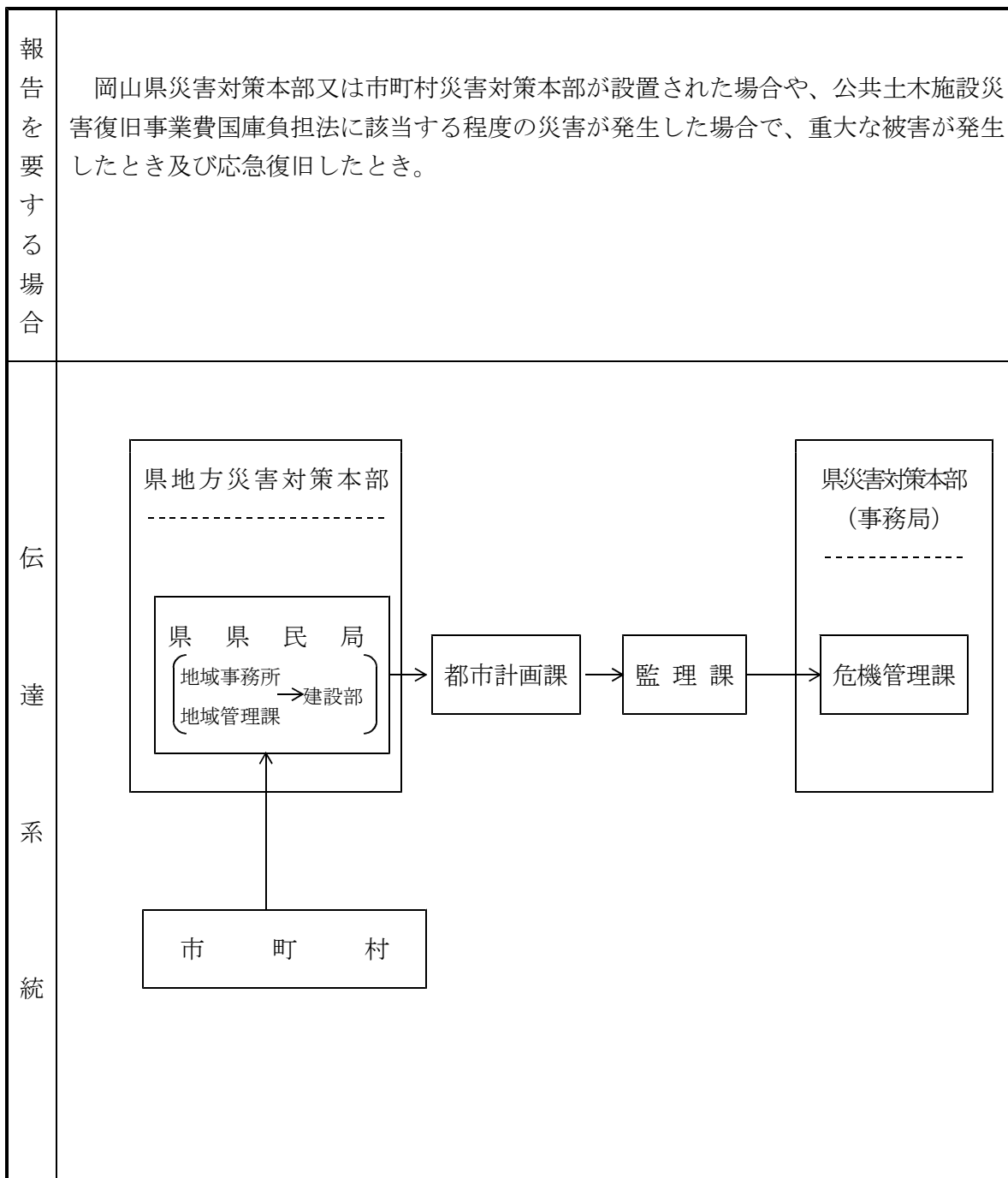
(セ) 水道施設被害



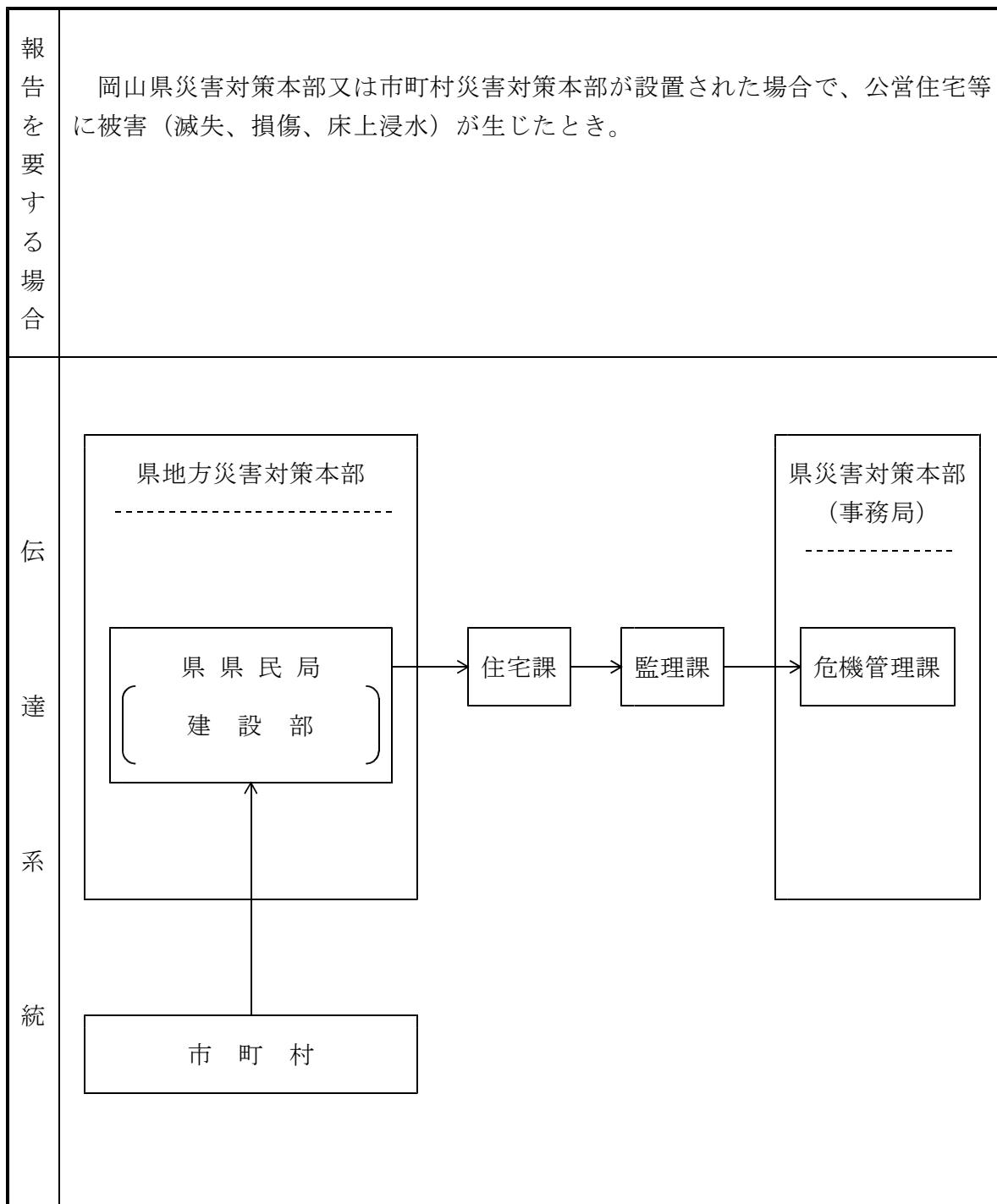
(ソ) 下水道施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	<pre> graph TD A[市町村] --> B[県地方災害対策本部] subgraph B [県地方災害対策本部] C[県民局] C --> D[建設部] D --> E[都市計画課] end E --> F[監理課] F --> G[危機管理課] subgraph H [県災害対策本部(事務局)] G end </pre>

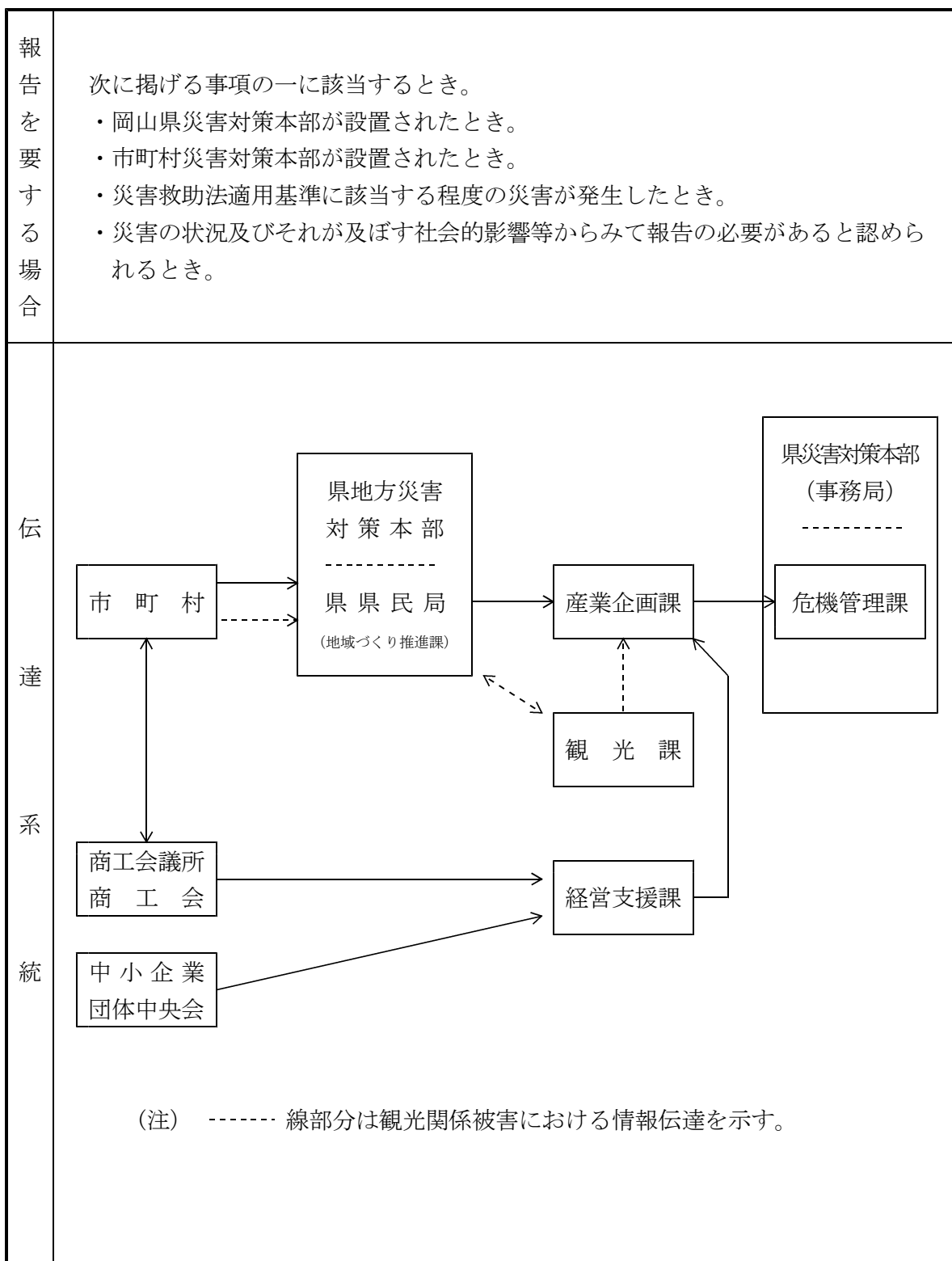
(タ) 都市公園等施設被害



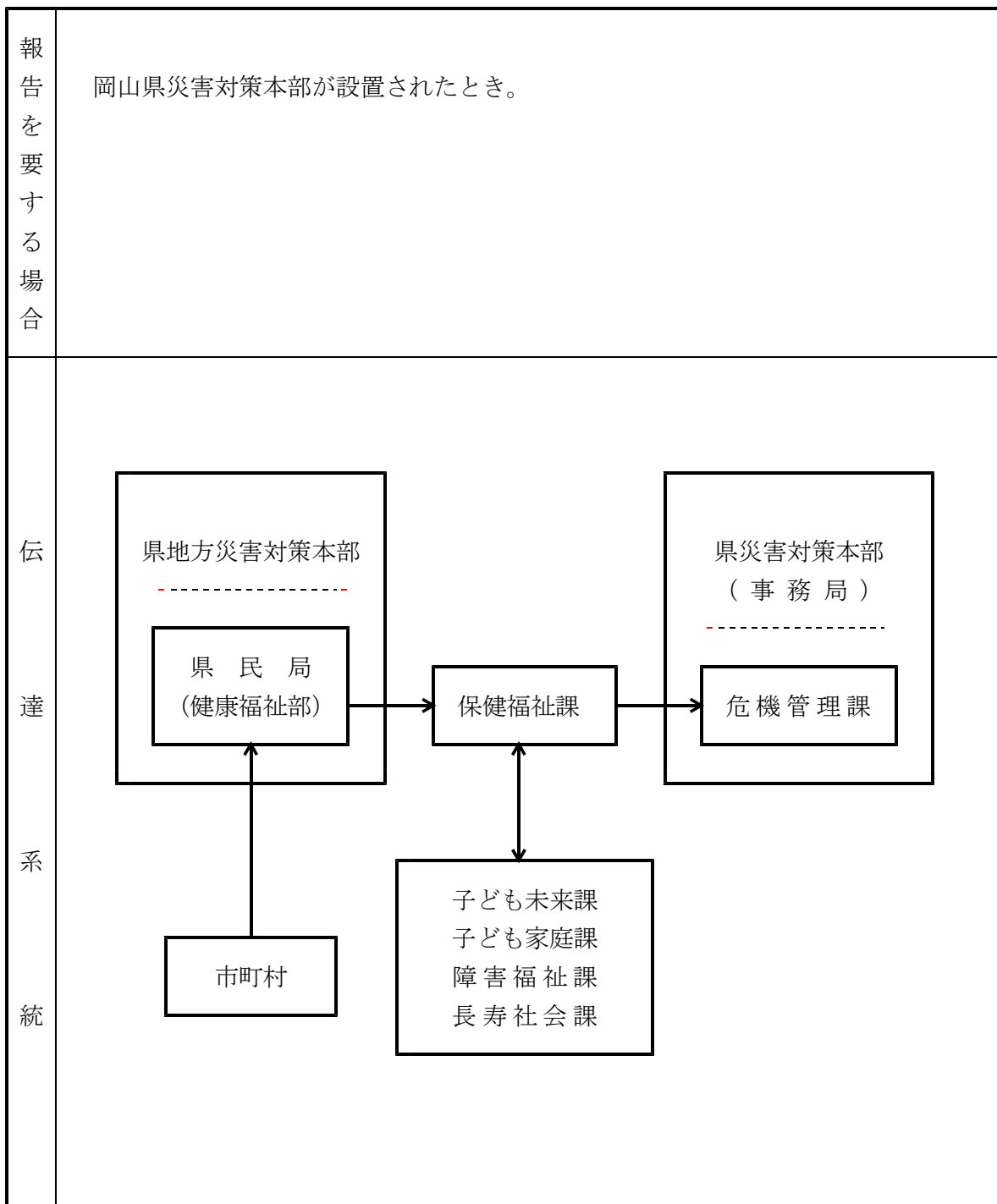
(チ) 公営住宅等被害



(ツ) 商工関係被害等



(ト) 社会福祉施設被害



様式 1 - 1 (災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日	市町村名		電話番号	
	時 分	報告者名			

災害名 _____ 第 報

災害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分					
被 害 状 況	死傷者	死 者	人	重傷者	人	住 家	全 壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		不明者	人	軽傷者	人		半 壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部破損	棟	世帯			
						非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟		
							公共建物半壊	棟	その他半壊	棟		
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部の設置状況		設置	年 月 日 時 分								
			解散	年 月 日 時 分								
対 策 の 状 況	○避難の勧告・指示の状況											
	種 別 : 自主・勧告・指示											
	勧告等の日時 : 年 月 日 時 分											
	対象地区等 : 対 象 人 員 : 世帯 人											
そ の 他	○避難所の設置状況 開設避難所名 :											
	○活動状況											

様式 1 - 2

災害速報（即報・確定）

市町村名				区分				被害	
災害名 報告番号	第 報 年 月 日 時現在				田	流出・埋没	ha		
						冠水	ha		
					畑	流出・埋没	ha		
						冠水	ha		
					文教施設		箇所		
					病院		箇所		
道路		箇所							
橋りょう		箇所							
河川		箇所							
海岸		箇所							
港湾		箇所							
漁港		箇所							
砂防		箇所							
下水道		箇所							
都市公園等		箇所							
清掃施設		箇所							
崖崩れ		箇所							
鉄道不通		箇所							
被害船舶		隻							
水道		戸							
電話		回線							
電気		戸							
ガス		戸							
ブロック塀等		箇所							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
火災発生	建物		件						
	危険物		件						
	その他		件						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						

区 分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	設置日時 日 時 分 解散日時 日 時 分
公共文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
農林被害 林業被害 畜産被害 水産被害 商工被害 その他	農林被害	千円		災害救助法適用市町村名	適用日時 日 時 分
	林業被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			計
被害総額		千円		1 1 9 番通報件数 件	
災害の概況					
応急対策の状況	消防機関等の活動	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
	自衛隊の災害派遣			その他	

※ 被害額は省略することができる。

(注) 記入要領 (被害判定基準)

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。）以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

被 害 区 分		判 定 基 準
その の 他	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損 壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河 川 海 岸	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	そ の 他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁 港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
	下 水 道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道施設とする。
	都 市 公 園 等	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	船 舶 被 害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
	ガ ス	ガス事業法（昭和29年法律第1号）第2条第2項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被 害 区 分		判 定 基 準
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示の状況		避難判断基準及び 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第60条の規定により、避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行った日時、地区、避難している人員等を記入すること。

様式 2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人的被害の状況	被害程度	1 死 亡 2 行方不明 3 重 傷 4 軽 傷			
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収 容 先				
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住家被害の状況	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式 3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在		受信時間	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示 の種別及び日時	世帯数	人 数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			勧告、指示、自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

様式 4

公共施設被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 治山 カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道 ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道 ス 下水道 セ都市公園等 ソ 公営住宅等 タ その他 ()		
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参考事項		

様式 5

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		そ の 他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義（中小企業基本法）

- ① 工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金3億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員100人以下又は資本金1億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員50人以下又は資本金5千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員100人以下又は資本金5千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業（飲食業を含む。）を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。（様式6に計上すること。）

様式 6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被 害 数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市町村営施設関係			
団 体 営 施 設 関 係			
会社個人営施設関係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式 7

林野火災被害

第 1 号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出 火 場 所			
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
火元の業態・用途	事 業 所 名 (代表者氏名)		
出 火 箇 所	出 火 原 因		
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	死者の生じた理由	
	負傷者 重症 人		
	中等症 人		
	軽症 人		
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m ²		
	階層 延べ面積 m ²		
焼 損 程 度	焼損棟数	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ²
	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟		建物焼損表面積 m ²
			林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯	気 象 状 況	
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)	台	人
	消 防 団	台	人
	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式 8

社会福祉施設被害状況

(第 報)

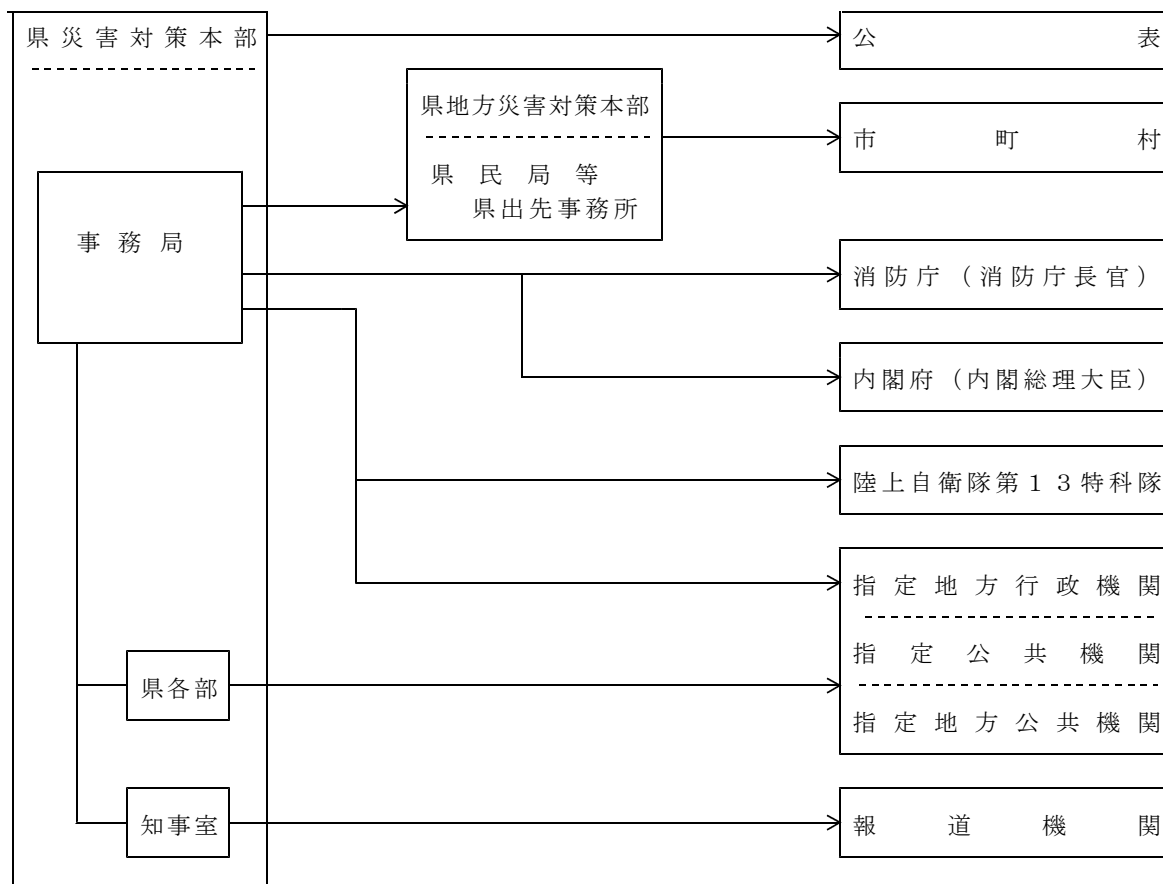
報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受診機関	
発信者名		受診者名	

内 容

被害施設区分		ア 生活保護	イ 身体障害者福祉	ウ 知的障害者施設
		エ 老人福祉	オ 婦人保護	カ 児童福祉
		キ 保健施設	ケ その他 ()	
発生	日 時	月 日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状況	被害施設名			
	管 理 者	(電話)		
	被害程度 (概要)			
	人的被害			
	応急対策の 状況			
	復旧見込			
	被 害 額 (千円)			
そ の 他 参考事項				

イ 岡山県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、岡山県災害対策本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。



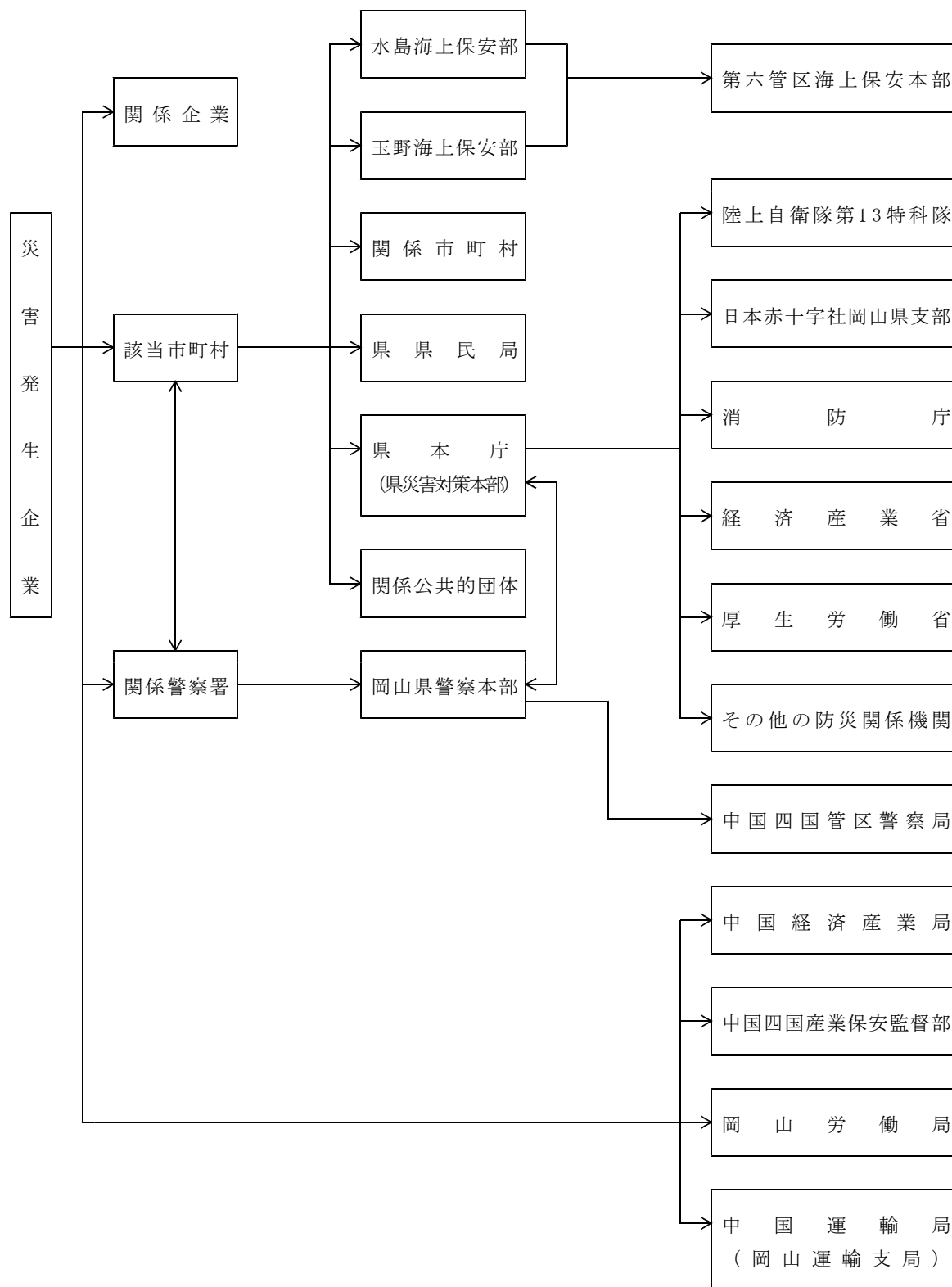
ウ 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

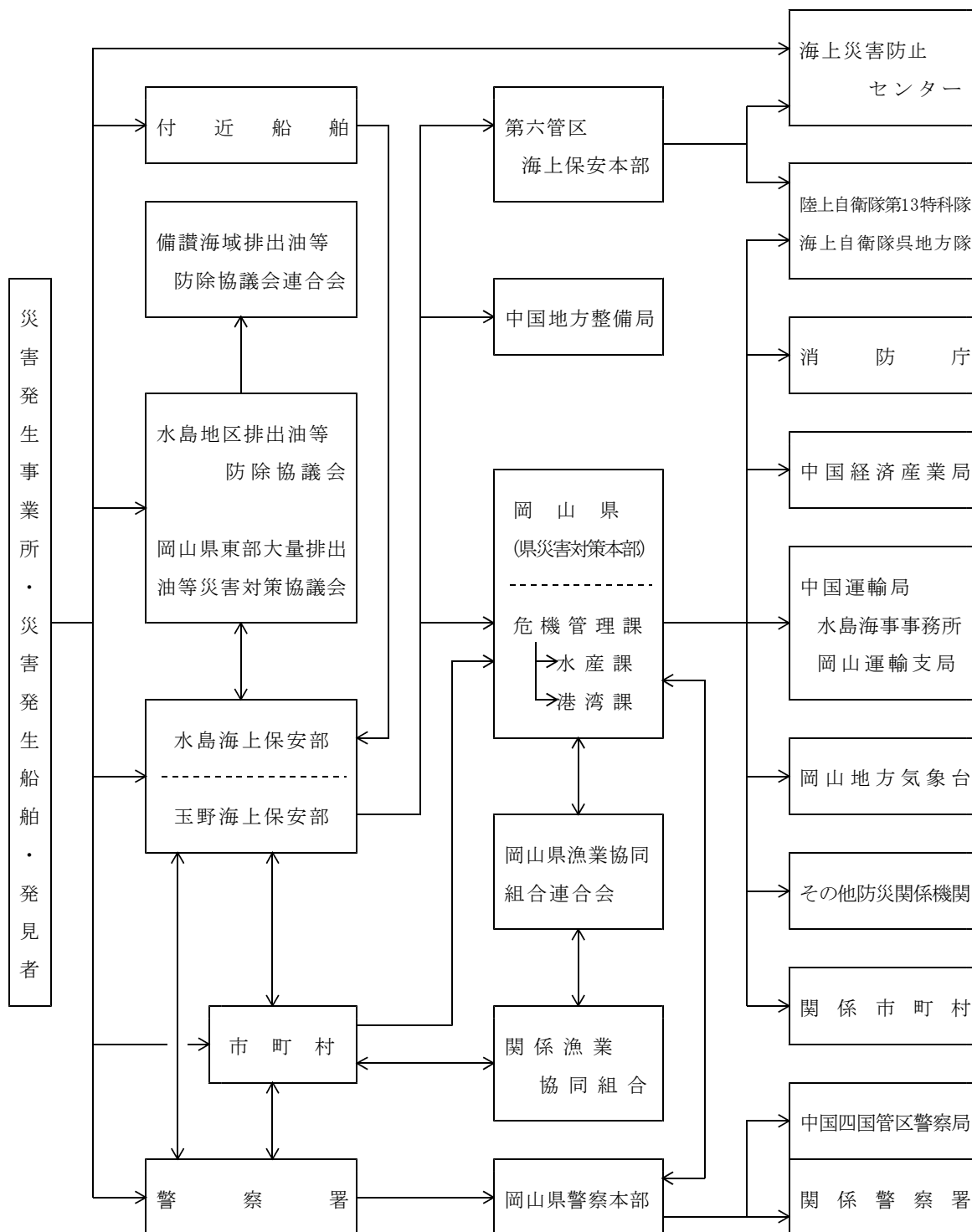
なお、全県的な被害概況については、岡山県災害対策本部事務局へ照会する。（河川海岸、貯水池、ため池、砂防被害、治山被害、港湾施設被害、水道施設被害等についての詳細は、県各部関係課に照会する。）

(5) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

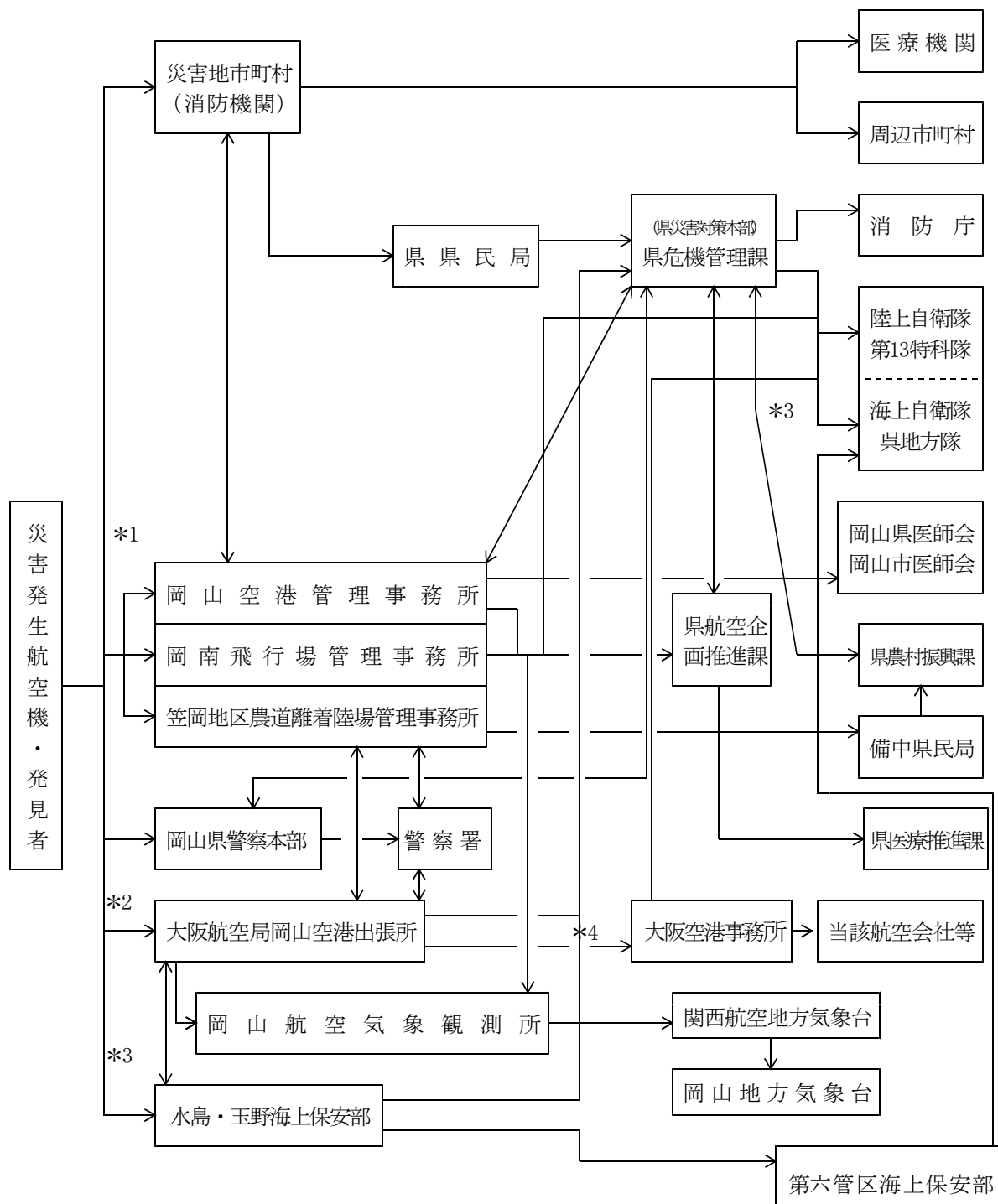
ア 陸上の災害



イ 海上の災害



ウ 航空機災害の場合



*1 各空港又はその周辺で発生した場合

*2 岡山空港又はその周辺（半径9 km以内）で発生した場合

*3 海上で発生した場合

*4 岡山空港以外で発生した場合

(6) その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

(資料編)

第3章 予報及び警報等の種類と基準等（整理番号：301～305）

第14章 参考（整理番号：1401～1403）

第3章 災害広報及び報道

1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

2 実施責任者

各機関

3 実施内容

(1) 災害広報

各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

- ア 災害の発生状況
- イ 安否情報
- ウ 地域住民のとるべき措置
- エ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令
- オ 災害応急対策の状況
- カ 道路情報
- キ 食料、生活必需物資等の供給状況
- ク ライフラインの復旧状況
- ケ 医療機関等の情報
- コ 二次災害に関する情報
- サ 被災者生活支援に関する情報
- シ その他必要事項

(2) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

- ア 災害関連番組
- イ 災害関係の情報
- ウ 安否情報
- エ 災害対策のための解説
- オ 関係機関の告知事項
- カ 道路情報
- キ 被災地で不足している物資等の情報

(3) Webサイト等

県は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、Webサイトによる情報を提供するように努める。

また、県は防災情報システムや電子メールを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、災害に関する情報や避難情報等を提供するように努める。

(4) 情報提供媒体に関する配慮

県、市町村は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者に対しては、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

(5) 問合せ窓口の設置

県、市町村は、必要に応じ、発災後速やかに、住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。県、市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するように努める。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳^{ふうく}により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供を行う。

(7) 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

県は、災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県のWebサイト等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

4 応援協力団体

(1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

(2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

- (3) 各機関は、災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

(資料編)

第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：503）

第12章 災害時協定等（整理番号：12002、12005）

第4章 ^{りさい} 罹災者の救助保護

第1節 災害救助法の適用

1 方針

制度の内容並びに適用基準及び手続きの概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

2 実施責任者

知事（保健福祉部）

岡山市長

市町村長（岡山市長を除く。）

3 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事及び救助実施市である岡山市長が行う。知事が行う場合は、市町村長（岡山市長を除く。この項の（１）（２）（４）において同じ。）がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。

知事及び岡山市長は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市町村に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、市町村へ委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、市町村長へ委任した救助であっても、市町村長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

岡山市長は、災害救助法による救助の全てを実施するが、岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法2条の3の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、救助を実施する。

（資料編）

第12章 災害救助に係る資源の配分に関する協定＜岡山県災害救助資源配分計画＞
（整理番号：12076）

救助の種類	実施者	
	岡山市以外の 区 域	岡山市の 区 域
応急仮設住宅の供与	知 事	岡山市長
医療及び助産		
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与		
避難所の供与	市町村長	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		
被災者の救出		
被災した住宅の応急修理		
学用品の給与		
埋葬		
死体の捜索及び処理		
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		

(3) 適用基準

市町村長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市 町 村 の 人 口		住家が滅失した世帯数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照。

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市町村内の住家滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上である場合。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする
内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、
内閣府令に定める基準に該当するとき。

(4) 適用手続き

ア 県の措置

① 災害が発生した場合は、迅速に被害状況の把握に努め、適用基準に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法の適用を行い、救助を実施する。

② 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

この場合、知事は、市町村長に委任する事務の内容及びその期間を当該市町村長に通知する。

③ 一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。

④ 災害救助法を適用した場合は、内閣府に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに救助完了後は、決定情報の提供を行う。

⑤ 知事は、岡山市内にも災害が発生した場合は、災害救助法の適用判断に必要な情報を岡山市長と共有する。また、岡山市長も災害救助法を適用した場合は、③の特別基準の情報を共有する。

イ 市町村（岡山市を除く）の措置

市町村長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が（3）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜^{できぎ}情報提供をする。

(資料編)

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

ウ 岡山市の措置

岡山市長は、災害救助法の適用判断に必要な情報を知事と共有する。また、知事も災害救助法を適用した場合は、上記ア③の特別基準の情報も共有する。

第2節 避難の勧告等及び避難所の設置

1 方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体のプロtectionが必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市町村長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難準備情報の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

2 実施責任者等

(1) 避難の勧告等

ア 実施責任者

市町村長

警察官

海上保安官

自衛官

水防管理者（水防法に係る災害の場合）

知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）

(2) 指定避難所の設置

ア 実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部）

3 実施内容

(1) 避難の勧告等及び報告・通知

ア 市町村長（災害対策基本法第60条第1項）

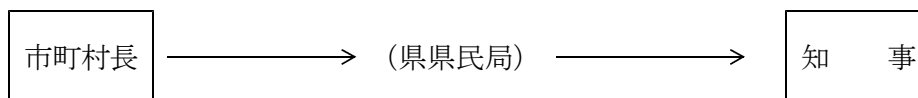
（ア）勧告等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う。

また、危険の切迫性に応じて避難指示（緊急）等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝

達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(イ) 報 告



イ 知事（災害対策基本法第60条第6項）

(ア) 勧告等

災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長が災害対策基本法第60条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(イ) 公 示

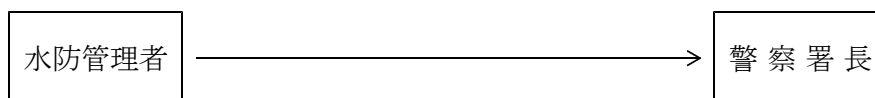
市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

ウ 水防管理者（水防法第29条）

(ア) 指 示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通 知



エ 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(ア) 指 示

洪水又は高潮の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通 知（地すべりによる場合のみ）



オ 警察官

(ア) 警察官職務執行法第4条による措置

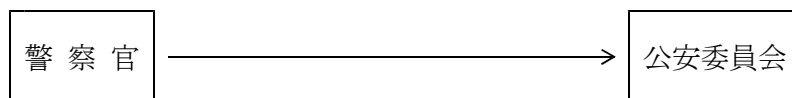
災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講じる。

(イ) 災害対策基本法第61条による措置

(1) の市町村長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(ウ) 報告・通知

(ア) の場合の報告



(イ) の場合の通知

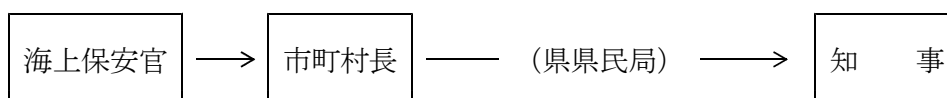


カ 海上保安官

(ア) 災害対策基本法第61条による指示

(1) の市町村長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(イ) 報告・通知

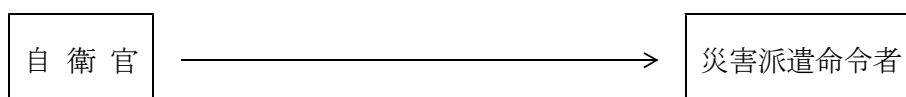


キ 自衛官（災害派遣時の権限）

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「オの（ア）警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を講じる。

(イ) 報告・通知



ク 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

(ア) 市町村

「避難準備・高齢者等避難開始」を位置付けるほか、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難勧告等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

(土砂災害に関する事項)

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞

り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

(高潮に関する事項)

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(洪水に関する事項)

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(共通事項)

- a 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- b 避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。
- c 避難勧告の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。

(イ) 県

市町村が行う避難指示（緊急）等の発令基準の策定や判断・伝達マニュアルの整備について支援する。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示（緊急）等の対象地域、判断時期等について助言するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、県は、時機を逸することなく避難指示（緊急）等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、必要に応じ、報道機

関を通じて住民が避難行動を起こすよう切迫感を持って直接呼びかけを行う。

(ウ) 指定行政機関、指定地方行政機関

市町村から求めがあった場合には、避難指示（緊急）等の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 警戒区域の設定

ア 市町村長（災害対策基本法第63条第1項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

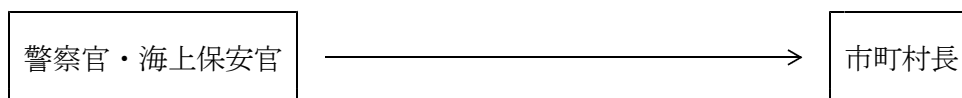
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

イ 警察官・海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

市町村長若しくは市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する市町村長の職権を行うことができる。

(イ) 通 知

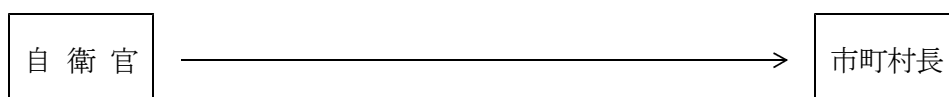


ウ 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

市町村長（市町村の委任を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第63条第1項に規定する市町村長の措置をとることができる。

(イ) 通 知



エ 知事（災害対策基本法第73条第1項）

災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長が災害対策基本法第63条第1項の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(3) 指示・勧告の周知徹底

実施責任者は、避難指示・勧告の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(4) 指定緊急避難場所の開放

発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備

情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(5) 避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び市町村が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

イ 住民への避難誘導體制

市町村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

ウ 避難の受入れ及び情報提供

市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示（緊急）等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。

市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示（緊急）等が発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測さ

れてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市町村は、住民に対して避難指示（緊急）等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

市町村は、災害の状況に応じて避難指示（緊急）等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動を住民がとれるように努める。

市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示（緊急）等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示（緊急）等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難勧告等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

避難誘導に当たっては、市町村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

エ 移 送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適当となった場合は別の指定避難所に移送する。

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平常時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には、必要に応じて、ヘリコプター等による移送を実施する。

(6) 指定避難所の設置

ア 指定避難所等の指定

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、２－（１）に掲げる避難の勧告・指示の実施責任者（市町村長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等良好な環境を確保するために、設備の整備に努める。

市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市町村は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市町村との間で、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

（ア）指定避難所の開設・管理責任者、体制

（イ）開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

(ウ) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

(エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立

(オ) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）

(カ) その他開設責任者の業務

イ 指定避難所の施設設備の整備

市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。

ウ 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公私立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。

エ 指定避難所の開設

市町村は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市町村と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

オ 福祉避難所の開設

市町村は、発災時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、

地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市町村は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、当該市町村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、被災市町村における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、被災市町村を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受入れを要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

カ 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

市町村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

キ 避難経路の表示

市町村は、指定避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

ク 避難施設の耐震診断

県は、市町村地域防災計画に定められた避難施設に係る耐震診断等の実施・計画の状況を把握する。市町村においては、診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

(7) 指定避難所の運営管理

市町村は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に市町村の職員等を配置する。

ア 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ 常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。

キ 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における被災ペットのためのスペースの確保に努める。

市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

ケ 市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

コ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブ

ザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

サ 県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

シ 県及び市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ス 県及び市町村は、災害の規模等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。

セ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

(8) 避難体制の明確化

市町村長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、市町村地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、市町村からの応援要請に応じることが困難な場合は、水島海上保安部、玉野海上保安部、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 市町村は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の開設について応援を要請する。

(4) 県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送並びに指定避難所の開設について、特

- に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 広域一時滞在

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県は、市町村から協議の要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待たないとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- (3) 県は、被災市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。
- (4) 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

6 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則（昭和35年4月19日、岡山県規則第23号）による。

（資料編）

第7章 避難救護に係る施設・設備（整理番号：701、702）

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第3節 救 助

1 方 針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

水島海上保安部、玉野海上保安部

イ 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健福祉部）

3 実施内容

実施機関は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を検討するとともに、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

（1）陸上における救助

県、市町村及び県警察は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

（2）海上における救助

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、県、市町村及び県警察と連携して、海上漂流者等の救助を行い、負傷者については、県、市町村及び県警察と緊密な連携の下に医療機関等に搬送する。

4 応援協力関係

（1）住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（2）市町村は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市町村の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

- (3) 県は、市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員び資機材について応援を要請する。
- (4) 県は、市町村の実施する救出について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。
- (6) 水島海上保安部及び玉野海上保安部は、自ら救助することが困難な場合は、県、他市町村、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員び資機材について応援を要請する。
- (7) 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防機関等救助を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救助活動を実施する。
- (8) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料編)

第7章 避難救護に係る施設・設備（整理番号：703、704（1）～（3）、705）

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第4節 食料の供給

1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。

2 実施責任者等

(1) 食料の応急供給

ア 実施責任者

知事又は市町村長

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、農林水産部、産業労働部）

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア 実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、農林水産部、産業労働部）

3 実施内容

(1) 食料の応急供給

ア 県は、被災者等へ食料の供給を行う必要があると認めるとき、又は市町村から食料の確保の要請があったときは、次により食料を確保する。

(ア) 米 穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省政策統括官に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受ける。

(イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ 市町村は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

(ア) 米 穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

ウ 市町村はア又はイによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省政策統括官に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア 市町村は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

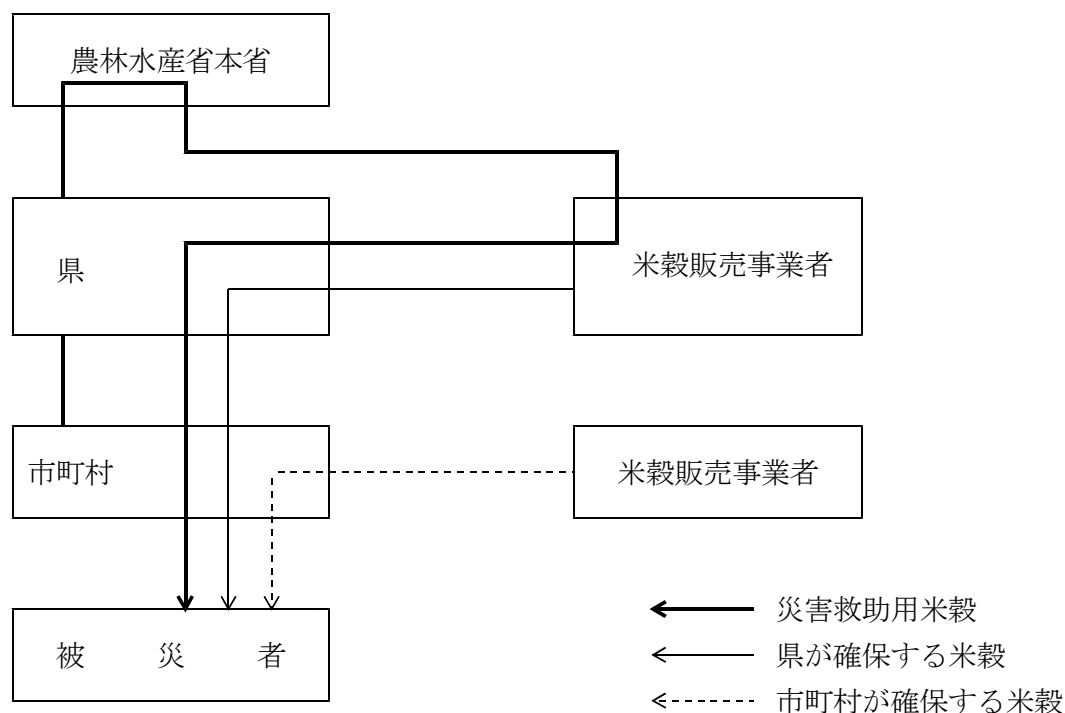
イ 炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 市町村は、炊き出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売事業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(3) 炊き出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア 県・市町村調達

[応急用米穀]



4 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら炊き出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

(2) 県は、被災市町村の備蓄食料等が不足するなど、食料の給与を的確に行うことが困難と認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待つ

とまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

- (3) 県は、食料の供給のため緊急の必要があると認められるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき場所等を示して、食料の運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、食料の供給のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、食料の運送を行うべきことを指示する。
- (4) 県は、自ら炊き出しその他により食料を給与し、又は、市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、応急用食料については農林水産省本省又は中国四国農政局に、燃料については中国経済産業局に調達を要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (5) 県は、市町村が実施する炊き出し、その他による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (6) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料編)

第6章 必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：602）

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第5節 飲料水の供給

1 方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

厚生労働省（水道課）

国土交通省（岡山河川事務所）

県（保健福祉部）

3 実施内容

取水する水源については、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

4 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- (2) 県は、市町村からの応援要請事項を把握、調整し、特に必要があると認めるときは、日本水道協会岡山県支部を通じ、他県支部等に応援するよう要請する。
- (3) 県は、市町村等からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- (4) 応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

（資料編）

第7章 避難救護に係る施設・設備（整理番号：706）

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

1 方 針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（危機管理課、保健福祉部、産業労働部）

3 実施内容

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

(1) 市町村は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

(2) 県は、生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

(2) 県は、被災市町村における生活必需品等が不足するなど生活必需品等の給与又は貸与を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品等を確保し輸送する。

(3) 県は、生活必需品等の供給のため緊急の必要があると認められるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき場所等を示して、生活必需品等の運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、生活必需品等の供給のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、生活必需品等の運送を行うべきことを指示する。

(4) 県は、自ら生活必需品等を給与し、若しくは貸与し、又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ生活必需品等の給与又は貸与の実施に

ついて応援を要請する。

(5) 県は、市町村の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(6) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料編)

第6章 必要物資の備蓄及び調達等（整理番号：603）

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第7節 医療・助産

1 方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣体制の整備を行う。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

災害拠点病院

災害時精神科医療中核病院

岡山県医師会

3 実施内容

(1) 医療

ア 県は、災害対策本部が設置され、医療救護活動を開始する必要があるときに、同本部の下に県災害保健医療調整本部を設置し、災害医療に関する調整を行う。

また、必要があると認めるときは、県災害保健医療調整本部の下に地域災害保健医療調整本部を設置し、管内の災害医療に関する調整を行う。

さらに、災害急性期にDMATの出動を要請した場合及びDPATの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療調整本部の下に、DMAT県調整本部及びDPAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。また、県は、災害派遣医療チーム（D

MA T) 等及びドクターヘリに関する派遣の調整等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。なお、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

イ 市町村長又は知事は救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

ウ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

エ 医薬品、輸血用血液製剤を確保し、必要に応じ、搬送する。

オ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。

(2) 助産

(1) に準ずる。

4 応援協力関係

(1) 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

(2) 市町村は、当該市町村内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 県は、自らの救護班並びに県との協定に基づいて派遣される岡山県医師会、日本赤十字社岡山県支部等、災害拠点病院等の医療救護班をもってしても必要な医療、助産を実施することが困難な場合は、厚生労働省、他都道府県又は自衛隊へ医療、助産（自衛隊については助産を除く。）の実施について応援を要請する。

(4) 県は、市町村の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(5) 県は、県内及び県外の医療機関への患者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整を行う。

(6) 県は、県内医療機関で対応不可能な人数の患者が発生し、他都道府県に搬送する場合など必要に応じて、岡山空港に航空搬送拠点を設置するとともに、DMA T等の医療チーム等と連携して航空搬送拠点を運営する。

(7) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(8) 県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の体制整備に努めるとともに、災害時に、本部における保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等にDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。

5 被災者の心のケア対策

- (1) 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対して、D P A Tの派遣を求める。
- (2) 県は、D P A Tの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

7 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

岡山市は、同市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療調整本部による総合調整の下で保健医療活動を行う。

(資料編)

第7章 避難救護に係る施設・設備（整理番号：704、705）

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104）

第8節 遺体の捜索・検視・処理・埋火葬

1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるので、その方法について定める。

2 実施責任者等

- ア 実施責任者
市町村長
知事（知事が災害救助法を適用した場合）
県警察
水島海上保安部、玉野海上保安部
- イ 主な関係機関
県（保健福祉部、環境文化部）
日本赤十字社岡山県支部

3 実施内容

(1) 遺体の捜索

- ア 陸上における捜索
市町村は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。
- イ 海上における捜索
水島海上保安部及び玉野海上保安部は、市町村、県警察と連携をとりながら遺体の捜索を行い、収容した遺体は、直ちに市町村に引き渡す。

(2) 検視・遺体安置場所の確保

市町村は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視、処理

- ア 県警察又は海上保安部は、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び市町村、指定公共機関等と密接に連携する。
- イ 市町村は、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。
- ウ 市町村は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。
 - （ア）遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - （イ）遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施

設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋火葬等

市町村は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨壺^{こつぽ}等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

イ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋火葬の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、市町村の実施する遺体の搜索、処理、埋火葬について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 水島海上保安部及び玉野海上保安部は、遺体の搜索が困難な場合は、県、他市町村へ遺体の搜索に要する人員及び資機材の確保について応援を要請する。

(4) 県は、遺体の搬送等について市町村から要請を受けたときは、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。また、県は、災害救助法が適用された災害が発生した市町村から要請を受けたときは、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。

(5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料編)

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第9節 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるので、その方法について定める。

2 実施責任者

(1) 防疫

知事（保健福祉部）

市町村長

(2) 食品衛生監視、栄養指導

知事（保健福祉部）

岡山市長、倉敷市長

3 実施内容

(1) 防疫

ア 検病調査及び健康診断

県は市町村、地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に当たる。

イ 消毒等

市町村は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

ウ 仮設トイレの設置

市町村は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

エ ねずみ、昆虫等の駆除

市町村は、汚物堆積地帯^{たいせき}その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給

「第4節 飲料水の供給」に準じて実施する。

カ 患者等に対する措置

県は、被災地域において、感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告するなどの措置を講じる。

キ 指定避難所の防疫

市町村は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

ク 臨時予防接種

県は、予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、市町村に命じて臨時予防接種を実施する。

ケ 動物の管理

被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

コ その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

(2) 食品衛生監視

県又は岡山市、倉敷市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱いその他について、監視、指導を行う。

(3) 栄養・食生活支援

県又は岡山市、倉敷市は、指定避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養管理及び指導、巡回栄養相談などを行う。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(5) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(6) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

(7) 公衆衛生活動

県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、被災市町村の要請等に応じて、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣して、被災者の生活環境や要配慮者の状況等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。

(2) 市町村は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

(3) 県は、市町村の実施すべき防疫活動が実施できない、又は実施しても不十分と認められるときは、市町村に代わって実施する。

(4) 県は、防疫活動の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、臨時予防接種については中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会へ、その他の防疫措置については自衛隊へこれらの実施及びこれに要する資機材について応援を要請する。

(5) 県は、市町村の実施する防疫活動について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(6) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(7) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

(資料編)

第7章 避難救護に係る施設・設備（整理番号：704（4）、705、707）

第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104）

第10節 廃棄物処理等

1 方 針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、環境文化部）

事業者

3 実施内容

(1) 災害廃棄物処理計画

ア 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

イ 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

ウ 県、市町村及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(2) ごみ・し尿の収集、処理

ア 市町村は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ 市町村は、市町村内の組織・体制を整備する。

ウ 市町村は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 市町村は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 市町村は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。

廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講じる。

カ 市町村は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

キ 市町村は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(3) 死亡獣畜の処理

市町村は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

4 応援協力関係

(1) 県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(2) 市町村は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

(3) 県は、市町村間における広域的処理体制の整備に関する助言、風水害発生時における市町村・国との連絡調整、広域的な支援活動の調整を行う。

(4) 県は、市町村から廃棄物の処理に関し、(2)の要請を受けたときは、他の市町村、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会及び岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援要請する。

(5) 仮置場の確保

市町村がごみの仮置場を確保できない場合は、市町村からの要請により、県は、貸与可能な県有地を提供するなど、仮置場の確保のための協力を行う。

(6) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

大規模な風水害に係る対策は、「地震・津波災害対策編」の第2章第3節「第4項 廃棄物処理体制整備計画」及び第3章第3節「第8項 災害時廃棄物等応急処理計画」に記載の各種対策に準ずる。

(資料編)

第7章 避難救護に係る施設・設備（整理番号：708）

第11節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去

1 方 針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要があるので、その方法について定める。

2 実施責任者等

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、土木部）

(2) 住宅の応急修理、障害物の除去

ア 実施責任者

市町村長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、土木部）

3 実施内容

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 建設による供与

（ア）県又は市町村は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

（イ）県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合は、必要に応じて資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。

（ウ）市町村は、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（エ）市町村は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(オ) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(カ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

イ 借り上げによる供与

県は、被災状況により、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与することを検討する。状況に応じ、知事は市町村長に借り上げを依頼する。

ウ 公営住宅等のあっせん

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請け負わせて実施する。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入に配慮する。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体や岡山県建設労働組合等の関係団体との協定及び建設業関係団体との連携により、資機材の供給可能量を把握するなど、供給体制を整備しておく。これらに要する資機材の調達に困難な場合は、材木については岡山森林管理署、その他の資材については中国経済産業局へ調達の応援を要請する。また、障害物の除去については、自衛隊に応援を要請する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

風水害の被害が大規模な場合は、「地震・津波災害対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

(資料編)

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第12章 災害時協定等（整理番号：12004）

第12節 文教災害対策

1 方 針

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

2 主な実施機関

県（総務部、教育委員会、保健福祉部）

市町村

国公立各学校管理者

3 実施内容

(1) 被害状況、休業措置等の報告

ア 臨時休業等の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等に基づき教育委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

（ア）災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

（イ）被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

（ウ）被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少^{きんしょう}の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

（エ）教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充^{きんしょう}する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少^{きんしょう}の学校の設備を一時的に

借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

（ア）臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅^{きんしょう}少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

（イ）校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

（ウ）被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

（3）児童生徒の就学援助措置等

ア 授業料等の減免

（ア）県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年岡山県規則第22号）により、減免の措置を講じる。

（イ）災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選 hands 手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選 hands 手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。

（ウ）私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ 教科書・学用品等の給与

（ア）県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。

（イ）県は、自ら学用品等の給与の実施又は他市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、教科書については文部科学省へ応援を要請する。

（ウ）県は、市町村の実施する学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（エ）市町村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

（オ）知事が災害救助法を適用した場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行令に基づき、県保健福祉部と連携をとり迅速な措置を講じる。
また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、県及び市町村は、教職員への研修、精神科医による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学枚施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市町村教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により市町村教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に従い実施する。

(資料編)

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1109）

第5章 社会秩序の維持

1 方 針

災害発生時には、陸上又は海上の災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

2 実施責任者

(1) 陸上における防犯

県警察

(2) 海上における防犯

水島海上保安部

玉野海上保安部

(3) 物価の安定

県（県民生活部）

3 実施内容

(1) 陸上における防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒

イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施

ウ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供

オ その他治安維持に必要な措置

(2) 海上における防犯

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、災害海域を巡視警戒し、各種事犯の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを実施する。

(3) 物価の安定

県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ、指導等を行う。

4 応援協力関係

市町村は、県警察及び海上保安部の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

（資料編）

第12章 災害時協定等（整理番号：12007）

第6章 交通規制

1 方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

2 実施責任者

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）

県公安委員会、県警察

知 事

3 実施内容

(1) 交通規制

ア 県公安委員会、県警察による交通規制

（ア）災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合は、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

a 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

b 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

c その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

（イ）災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（ウ）県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

イ 道路管理者による通行の禁止・制限

（ア）道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

（イ）災害の発生するおそれがある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（ウ）道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

(エ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(オ) 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

ウ 知事による指示

知事は、イ（エ）の措置に関し、道路管理者である岡山市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から指示を行う。

エ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

オ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

カ 広 報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板を始め、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。

県、市町村及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：403）

第8章 緊急輸送対策（整理番号：802）

第12章 災害時協定等（整理番号：12016）

第7章 輸 送

1 方 針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

2 実施責任者等

(1) 輸送力の確保

ア 実施責任者

各機関

イ 主な関係機関

中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）

日本通運株式会社（岡山支店）

一般社団法人岡山県トラック協会

(2) 緊急通行車両の確認

県（危機管理課）

県公安委員会（県警察）

3 実施内容

(1) 輸送力の確保

ア 輸送機関の措置

船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者その他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、船舶・列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じる。

イ 中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）の措置

中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）は、災害輸送を行うため必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者及び自動車運送事業者に対して、輸送力の確保に関し、アに定める措置をとるよう指導するほか、次の措置を講じる。

（ア）輸送の分担指導

被災地及び被害状況により、輸送の分担について必要な指導を行う。

（イ）連絡輸送等の調整

通し乗車船券の発行等について、輸送機関間の調整を行う。

（ウ）就航勧奨

被災地及び災害の状況により、船舶運航事業者に対して、特定航路への就航を勧奨する。

（エ）航海命令

航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、船舶運航事業者に対し、航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命じる。

(オ) 公益命令

港湾運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、港湾運送事業者に対し、国土交通大臣が指定した貨物の取扱い又は運送を命じ、貨物の取扱い又は運送の方法又は順位の変更を命じる。

(カ) 運送命令

運送を行うものがいない場合又は著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命じるよう措置を講じる。

(2) 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

(3) 輸送拠点の確保

ア 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用しうよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

4 応援協力関係

(1) 関係省庁は、必要に応じ、又は要請に基づき、救護班の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(2) 市町村は、自動車、船舶等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保について応援を要請する。

(3) 県は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自動車及び船舶の確保については中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ応援を要請し、航空機の確保については自衛隊、その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

(4) 市町村及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、(2)に準じ中国運輸局を始め、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車、船舶等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会

に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関（水島海上保安部・玉野海上保安部及び大阪航空局岡山空港出張所を除く。）は、県を通じて実施する。

- (5) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応じることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。
- (6) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。
- (7) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（資料編）

第8章 緊急輸送対策（整理番号：801～804）

第9章 車両・機材等の保有状況（整理番号：902～907）

第8章 電気・通信サービス・ガス・水道の供給

1 方針

電気、通信サービス、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事を始め緊急措置を中心に定める。

2 電気

(1) 実施責任者

電気事業者等（中国電力株式会社、岡山県企業局）

(2) 実施内容

〔中国電力株式会社〕

ア 災害時における応急工事等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

イ 災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

ウ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

〔岡山県企業局〕

災害が発生した場合には、被災施設・設備の状況を速やかに把握し、被害が認められた場合には応急復旧に当たる。

(3) 応援協力関係

〔中国電力株式会社〕

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

3 通信サービス

(1) 実施責任者

通信事業者（西日本電信電話株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

イ 災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

ウ 応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

4 ガ ス

(1) 実施責任者

ガス事業者（岡山ガス株式会社、水島ガス株式会社、津山ガス株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事

災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

イ 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講じる。

（ア）ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。

（イ）ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断^{しゃだん}するなど、危険防止に必要な措置を講じる。

（ウ）中国四国産業保安監督部、県警察及び市町村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡の下に十分な安全措置を講じる。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料、資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」（一般社団法人日本ガス協会）及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」（同協会中国部会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し応援を要請する。

また、要員が不足する場合は県へ応援を要請する。

5 水 道

(1) 実施責任者

市町村

(2) 実施内容

ア 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

イ 災害時における応急工事

(ア) 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

(イ) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ア 市町村は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

イ 県は、市町村からの応援要請の実施が困難な場合は、日本水道協会岡山県支部を通じて、他県支部等に応援を要請する。

6 工業用水道

(1) 実施責任者

工業用水道事業者（岡山県企業局、市町）

(2) 実施内容

災害が発生した場合は、状況を的確に把握し迅速に応急処置を行い、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう早期の機能回復を図る。

ア 土木施設

(ア) 取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講じる。また、高潮等により潮止堰しおどめぜきから海水の遡上が予想されるときは、直ちに必要な対策を講じる。

(イ) 浄水施設

使用可能な設備の切り分け等の措置を講じる。また、当該措置で対応できないときは、水を迂回させて原水供給を行うなどの対策を講じる。

(ウ) 導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため、管路の寸断等の発生している箇所の切り分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

イ 電気施設

災害の発生により、中国電力株式会社の配電線が被害を受け、電気が送られてこなくなった場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、保安用水確保に努める。

7 下水道

(1) 実施責任者

県（土木部）
市町村

(2) 実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：412～414）

第9章 防災営農

1 方 針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

2 実施責任者

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

県（農林水産部）

市町村

土地改良区

(2) 農作物に対する応急措置

県（農林水産部）

市町村

農業協同組合等農業団体

(3) 家畜に対する応急措置

県（農林水産部）

農業協同組合、畜産関係団体

(4) 林産物に対する技術指導

県（農林水産部）

市町村

森林組合

3 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農 地

市町村及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に^{たんすい}湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、^{たんすい}湛水排除を図る。

また、県は、一方の実施する^{たんすい}湛水排除作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

イ 排水機

市町村及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の^{たんすい}保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により^{たんすい}湛水の排除に努める。

ウ ダム・ため池

県、市町村及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、^{いっすい}溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

エ 用排水路

市町村及び土地改良区は、取水樋門^{ひもん}等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

オ 頭首工

市町村及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、市町村、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

イ 種子（稲）の確保

県は、岡山県穀物改良協会等において種子^{しゅ}粃^{しもみ}の供給が困難な場合は、被害の少ない一般ほ場から種子の用に供することが適当な種子^{しゅ}粃^{しもみ}の確保に努める。また、他府県等に対し、岡山県穀物改良協会等へ種子^{しゅ}粃^{しもみ}の分譲を依頼し、その確保に努める。

ウ 病害虫の防除

(ア) 防除指導等

県は、病害虫の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、市町村、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

(イ) 農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において、農家への農薬の供給が困難な場合は、全国農業協同組合連合会岡山県本部又は他の農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

(3) 家畜に対する応急措置

ア 県は、市町村、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、市町村、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

(4) 林産物に対する技術指導

ア 災害対策技術指導

県は、市町村、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

イ 風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、市町村、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

ウ 森林病害虫等の防除

県は、森林病害虫等を防除するため、市町村、森林組合の協力を得て、森林所有

者に対しその防除活動について技術指導を行う。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市町村及び土地改良区は、^{たんすい}湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ 市町村は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：405（5）～（8）、408）

第10章 水 防

1 方 針

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

2 実施責任者

(1) 水防活動

水防管理者（市町村長）

ダム、水門、こうもん 閘門、ポンプ場等の管理者

河川管理者（国土交通大臣（岡山河川事務所）、知事（土木部）、市町村長）

下水道管理者（市町村長） 海岸管理者

ため池管理者（市町村長、土地改良区、所有者）

水防団

消防機関

(2) たんすい 湛水排除

市町村

土地改良区

3 実施内容

(1) 水防活動

ア 水防管理者（市町村）は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

イ 水防団体等の出動

水防管理者（市町村長）は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、県及び市町村の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

ウ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

下水道管理者（市町村長）及びため池管理者（市町村長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

エ ダム、ため池、水門、こうもん 閘門、ポンプ場等の操作

ダム、ため池、水門、こうもん 閘門、ポンプ場等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協

力体制を構築するよう努める。

オ 水防活動

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておくとは危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 避難のための立退き

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

ク 従事者の安全確保

水防管理者は、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

(2) 湛水排除

市町村及び土地改良区は、河川、海岸堤防の決壊等により^{たんすい}湛水した場合は、^{たんすい}湛水排除を実施するほか、市町村は、排除ポンプにより排除を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに^{たんすい}応急措置を施す。

4 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。

イ 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

ウ 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りの禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

エ 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

オ 県は、水防管理団体からの派遣要請等に基づき、必要と認めるときは、自衛隊の派遣を要請する。

カ 国は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い、浸入した水の排除等の

特定緊急水防活動を行うことができる。

キ 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

ク 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

(2) 湛水^{たんすい}排除

「第9章 防災営農」の4－(1)を参照すること。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：407、408）

第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：505）

第11章 流木の防止

1 方 針

貯木場に所在する木材は、洪水、高潮等によりいったん流出するとその危害は極めて大きくなることも予想されるので、その安全を確保するための貯木場における措置及び流木に対する措置について定める。

2 実施責任者

(1) 貯木場における措置

公共貯木場管理者

貯木木材所有者、占有者

(2) 流木に対する措置

貯木木材所有者、占有者

水島海上保安部、玉野海上保安部

港湾管理者

河川管理者

市町村

3 実施内容

(1) 貯木場における措置

ア 公共管理者が管理する貯木場

公共管理者が管理する陸上及び海上の貯木場については、当該管理者が、貯木場の利用者に対し、木材、筏^{いかだ}を整理、緊縛させ、木材、筏^{いかだ}の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては出入口に流木止め設備を張り巡らせ、又は水門を閉鎖させ、木材、筏^{いかだ}の場外流出を防止するよう勧告し、また港湾区域内に仮置中の木材については、貯木場内に引き入れるよう勧告する。

イ 民間貯木場

港湾区域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を自ら又は荷役業者をして閉鎖し、又は貯木場によっては出入口にアバを張り巡らせるとともに、貯木場内の木材、筏^{いかだ}を整理、緊縛する等木材、筏^{いかだ}の混乱、流散の防止を図る。

高潮により流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水、^{いっすい}溢水により流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動し、又は周囲に流出防止柵を設置するなど、流出防止に努める。

なお、市町村等関係機関は、必要があると認めるときは、所有者、占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置を講じることを警告、指導する。

(2) 流木に対する措置

ア 木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合は、直ちにこれを安全な場所に除去するなど、被害の軽減に努める。

イ 港湾区域内に漂流する流木については、水島海上保安部、玉野海上保安部及び港湾管理者が相互に連絡を密にして、その所有者が判明している場合は当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して船舶運行の安全を図る。

ウ 河川流域内に漂流する流木及び湛水又は浸水地域に漂流する流木については、河川管理者及び市町村は、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去させ、所有者が不明の場合はこれを安全な場所に除去するなど、被害の軽減を図る。

4 応援協力関係

水島海上保安部、玉野海上保安部、港湾管理者、河川管理者及び市町村は、流木の除去活動の実施が困難な場合は、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要請する。ただし、水島海上保安部、玉野海上保安部及び県以外の機関にあっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：410）

第12章 雪害対策

1 方 針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。

2 実施責任者

中国地方整備局（岡山国道事務所）
西日本高速道路株式会社（中国支社）
県（土木部）
県警察
市町村

3 実施内容

(1) 雪崩災害の防止活動

ア 市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

イ 市町村は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

(2) 情報の伝達

県及び市町村は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び県、市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、道路情報については、降雪予測及び降雪状況により必要に応じて道路利用者へ提供する。

(3) 道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪^{たいせつ}に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

また、豪雪による広域的な雪害対策については、高速道路を含む幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。

特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

(4) 除雪体制の整備

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市町村は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(5) 雪崩災害発生後の活動

ア 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて、応急工事を実施する。

イ 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた市町村等は、これに積極的に協力する。

第13章 事故災害応急対策

第1節 道路災害対策

1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

2 実施責任者

中国地方整備局（岡山国道事務所）
西日本高速道路株式会社（中国支社）
本州四国連絡高速道路株式会社
県（土木部、農林水産部）
県公安委員会、県警察
市町村

3 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに報告する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる。

イ 関係機関は、「第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。

イ 県、市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必要な措置を講じる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。

(2) 県は、応急工事の実施が困難な場合は、自衛隊に応急工事の実施について応援を要請する。

(3) 県警察は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講じることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。

(4) 県、市町村及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

(5) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料編)

第12章 災害時協定等（整理番号：12007、12016）

第2節 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

2 実施責任者

西日本旅客鉄道株式会社岡山支社

鉄軌道事業者（水島臨海鉄道株式会社、岡山電気軌道株式会社、智頭急行株式会社、井原鉄道株式会社）

本州四国連絡高速道路株式会社

県（県民生活部、土木部）

県警察

市町村

3 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は、第2章「第3 情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報及び自ら実施する応急対策の活動状況等を関係市町村、関係機関に連絡する。

エ 県及び公共機関は、関係省庁に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

オ 県警察は、被害情報を収集し、警察庁及び管区警察局に報告する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講じる。

（ア）水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講じる。

（イ）工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

（ウ）事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

イ 関係機関は、「第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関を始め各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

この場合、可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

4 応援協力関係

(1) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

(2) 応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(3) 関係機関は相互に密接な連携をとる。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：415）

第3節 海上災害対策

1 方針

海上への油等危険物等の大量流出、火災、爆発等の発生、船舶等による海難事故など大規模な災害が発生した場合における流出危険物の防除活動、災害拡大の防止活動、乗船客の救助活動等の応急対策を実施することにより被害の軽減を図る。

2 実施責任者

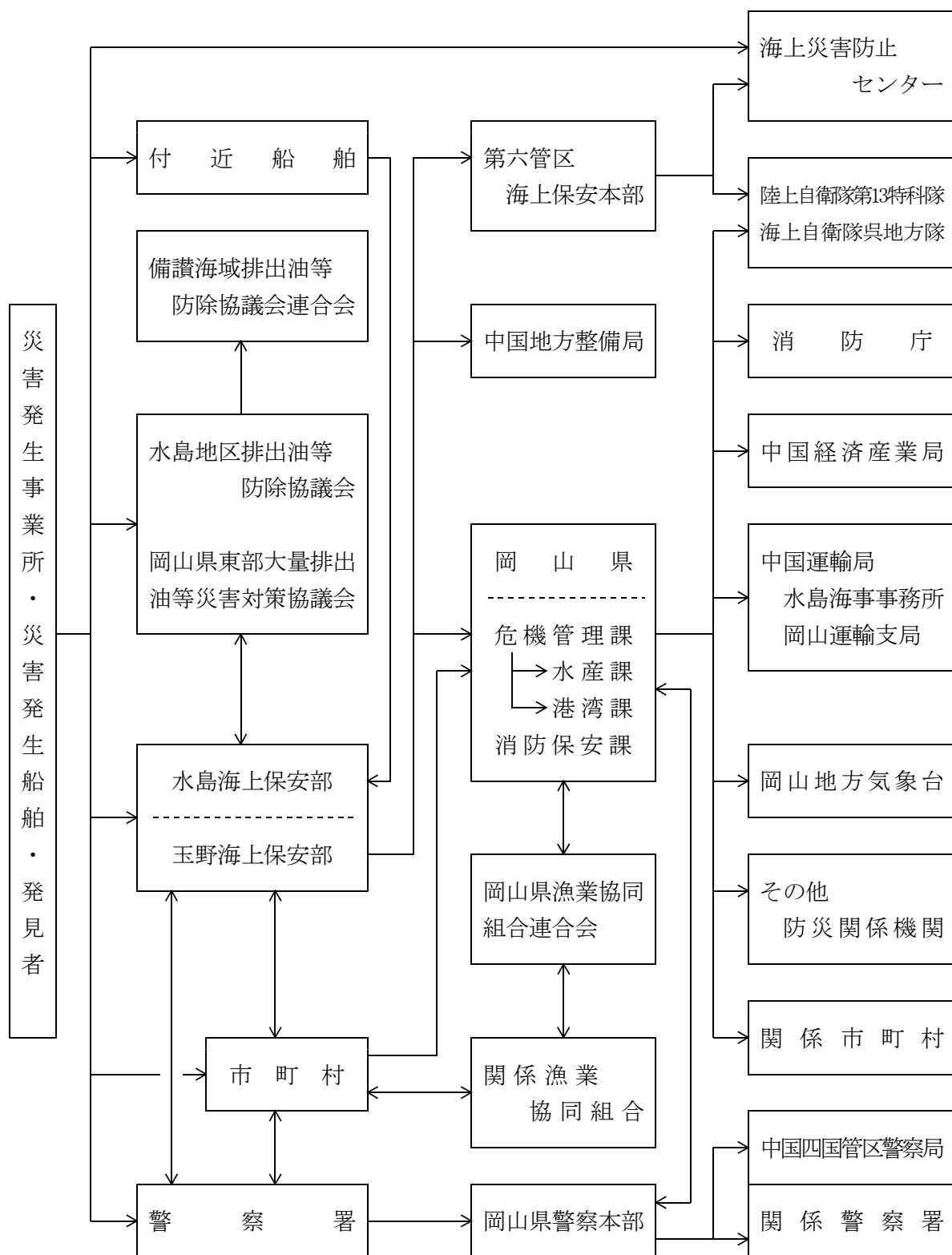
中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）
第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）
中国地方整備局（宇野港湾事務所）
岡山地方気象台
海上災害防止センター
沿岸市町村
県警察
県（危機管理課、消防保安課）
港湾、漁港管理者
石油事業者
石油事業団体
船舶等所有者

3 通報連絡

(1) 情報収集、伝達系統

海難事故、油等危険物の大量流出事故等の海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりとする。

なお、水島地区排出油等防除協議会及び岡山県東部大量流出油等災害対策協議会においては、それぞれ定める連絡系統により連絡する。



(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者等は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに最寄りの海上保安部に連絡する。

イ 関係事業者は、海上保安部に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

ウ 海上保安部は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに関連情報等の収集に努める。

エ 関係市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、応援の必要性等についても連絡する。

オ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

カ 県は、岡山運輸支局、水島海事事務所、海上保安部等関係機関へ応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、海運支局、海上保安部等関係機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、必要に応じ、県に連絡する。

キ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 県の応急対策活動の実施体制

県は、油等危険物の流出等の海上災害が発生した場合は、状況に応じて注意体制、警戒体制、特別警戒体制及び非常体制により災害対策を実施する。

ア 注意体制

(ア) 本県海域で油等危険物の流出事故の発生の情報を知ったとき、危機管理課は、庁内関係課の防災担当者に伝達し、注意体制を指示するとともに、関係機関との連絡を密にして情報の収集・伝達等の防災業務を開始する。

(イ) 注意体制下においては、特に次の事項に留意して業務を実施する。

- a 関係機関からの情報を収集し、市町村、県出先機関に必要な体制の整備と情報収集を指示する。
- b 関係漁業協同組合への情報収集体制の確立を要請する。
- c 防除等に必要な資機材の確認、点検及び調達の準備を行う。
- d 状況に応じて速やかに警戒体制、特別警戒体制、非常体制に移行できる準備をする。

イ 警戒体制

(ア) 大量の油等危険物の流出事故が発生し、県の沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるときは、警戒体制を指示する。

(イ) 必要に応じて、関係機関との連絡調整のため、警戒本部を設置する。

(ウ) 警戒体制下においては、特に次の点に留意して業務を実施する。

- a 関係機関からの情報収集
- b 県所有の船舶による海域の警戒及び防除活動
- c 防除用資機材の現地への搬送及び保管場所、輸送手段の確保等
- d 協定に基づく他県への応援要請の検討及び自衛隊への派遣要請の検討

ウ 特別警戒体制

(ア) 大量の油等危険物の流出事故が発生し、県沿岸への到達が認められるときは、特別警戒体制を指示する。

(イ) 警戒体制下においては、特に次の点に留意して業務を実施する。

- a 関係機関からの情報収集
- b 県所有の船舶による海域の警戒及び防除活動
- c 協定に基づく他県への応援要請の検討及び自衛隊への派遣要請の検討

d 状況に応じた速やかに非常体制に移行できる準備

エ 非常体制（災害対策本部の設置）

 大量の油等危険物の漂着等が認められ、知事が必要と認めるときは、県災害対策本部条例に基づく災害対策本部を設置する。

(4) 国の応急対策活動の実施体制

 油等汚染の規模、被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があるときは、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置する。

 さらに、現地には管区海上保安本部長を本部長とする連絡調整本部を設置し、現地の状況把握及び応急対策の迅速かつ的確な実施に資する。

(5) 関係機関の応急対策活動の実施体制

 関係機関は、油等危険物の流出等の海上災害が発生した場合は、組織の実状に即した活動の実施体制を整備する。

4 実施内容

(1) 風水害時等の応急措置

 ア 船舶の避難

 (ア) 海上保安部は、台風、荒天、津波等により在港船舶が港湾・漁港施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合は、これらの危害を防ぐため、港湾・漁港管理者、県警察、漁業協同組合、海運業者と連絡を密にし、在港船舶に対し、安全な場所へ避難するよう指示・勧告する。

 (イ) 海上保安部は、船舶に対して、航行警報又は安全通報等により周知する。

 イ 港湾・漁港・航路等施設の応急措置

 (ア) 港湾・漁港管理者（県・市町村）は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合は、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・荷揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

 (イ) 海上保安部は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、関係機関に通報し、その他関係者に周知徹底するとともに、応急措置をとり、場合によっては応急標識を設置する。

 (ウ) 海上保安部は、航路の水深に異常を生じた場合は、必要に応じて、検測を行うとともに応急標識の設置等航路の安全の確保に努める。

 (エ) 海上保安部及び港湾管理者は、相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、標識を設置して危険防止の措置を講じる。

 ウ 海上交通規制

 海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、必要に応じ、船舶交通を制限し、又は禁止する。

(2) 海上流出油、危険物等の防除

 ア 事業者の措置

 (ア) 危険物等が大量に流出した場合は、海上保安部、消防機関及び市町村等関係機関に対して直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に

対して注意の喚起を行う。

(イ) 付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

(ウ) 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油等の防除活動を実施するとともに、必要に応じて、他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。

なお、消火活動を実施するに当たっては、陸上への拡大について十分留意する。

(エ) 回収した油等の処理を行う。

(オ) 必要に応じ、海上災害防止センターに海上防災のための措置を委託する。

イ 海上保安部の措置

(ア) 危険物等が大量に流出した場合は、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じる。

(イ) 原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。

(ウ) 流出油等の応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

(エ) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。

(オ) 船舶に対して航行警報又は安全通報等により周知させる。

(カ) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講じる。

(キ) 船舶並びに流出油等の非常処分を行う。

(ク) 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て流出危険物等の防除活動を行う。活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

（船主等防除責任者に対する指示・命令）

(ケ) 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。

(コ) 排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命じる。

（海上災害防止センターに対する指示）

(サ) 必要に応じて、管区海上保安本部長等を通じ、海上災害防止センターに対して防除措置を指示する。

ウ 中国地方整備局の措置

油回収船を出動させ、流出油の防除活動を実施する。

エ 海上災害防止センターの措置

(ア) 管区海上保安本部長等の指示を受けて排出油等の防除のための措置を実施する。

(イ) 船舶所有者等から委託を受けて海上防災のための措置を実施する。

(ウ) 油回収船、オイルフェンス、その他の船舶、機械器具及び防除のための資材を保有し、これを船舶所有者の利用に供する。

(エ) 海上防災訓練に関する業務を行う。

(オ) 海上防災に関する調査研究を行う。

オ 沿岸市町村の措置

(ア) 被害が及ぶおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(イ) 沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。

(ウ) 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。

カ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

(ウ) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。

(エ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助、復旧活動等に協力する。

キ 県の措置

(ア) 必要に応じ、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。

(イ) 消防防災ヘリコプターにより空からの情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(ウ) 海上保安部又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要請等を受けたときは、積極的に応援するとともに、その他陸上における火災の場合に準じて必要な措置を講じる。

ク 港湾、漁港管理者の措置

港湾、漁港管理者は、港湾、漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講じる。

(3) 海上における火災

ア 船舶に火災が発生した場合、又は石油類等の危険物が陸上から海面に流出し、火災が発生した場合等海上において火災が発生した場合、海上保安部及び関係市町村並びに関係事業者等は、直ちに火災現場に出動し、相互に緊密な連絡を保ち、消火活動を実施する。

また、市町村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、協定等に基づく消火活動及び住民の避難誘導等を行う。

イ 次に掲げる船舶の消火活動は、主として市町村が担当し、海上保安部はこれに協力し、これ以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部等が担当し、関係市町村等がこれに協力し、それぞれ消火活動を実施する。ただし、現地の実状に応じて、海上保安部及び関係市町村の両者の協議により、協定等特別の定めをしている場合は、これによる。

(ア) 埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(イ) 河川、湖沼における船舶

ウ 海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

エ 市町村は、消防計画等により消防隊を出動させ、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動等を実施する。

消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

オ 市町村は、火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他防災関係機関に対して、応援を要請する。

(4) 海難救助等

ア 船舶の海難、人身事故が発生したときは、海上保安部、消防機関、県及び県警察等は、多様な手段を活用し、相互に連携して海難船舶等を搜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。また、必要に応じ、地方公共団体に対して応援を要請する。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(5) 緊急輸送

海上保安部は、必要に応じ、傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送を実施する。

(6) 海上交通の確保

ア 海上保安部の措置

(ア) 船舶交通の輻輳^{ふくそう}が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

(イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

(ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(エ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要な情報について、無線等を通じ船舶への提供を行う。

(7) 治安の維持

海上保安部は、海上における治安を維持するため、災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。

(8) 危険物の保安措置

ア 海上保安部の措置

- (ア) 危険物積載船舶に対して、必要に応じて移動を命じ、又は航行を制限若しくは禁止する措置を講じる。
- (イ) 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のため必要な指導を行う。
- (ウ) 危険物施設に対して、危険物流出等の事故を防止するため必要な指導を行う。

5 二次災害の防止

- (1) 海上保安部は、航行制限、航泊制限等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。
- (2) 岡山地方気象台は、海上風・海霧等気象の状況、波浪等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況又は予・警報等の情報を発表する。

6 災害復旧・復興対策

- (1) 海洋環境の汚染防止
関係機関は、がれき等の処理に当たっては、海洋環境の汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置を講じる。
- (2) 海上交通安全の確保
海上保安部は、災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

7 応援協力関係

- (1) 県は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難な場合は、自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
- (2) 市町村は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。
- (3) 海上保安部は、火災の消火について、必要に応じ、市町村等に対して応援を要請する。
- (4) 市町村は、流出油等防除活動について、必要に応じ、他市町村へ要員、資機材の確保について応援を要請する。
- (5) 海上保安部、中国地方整備局及び市町村は、流出油等防除活動を実施するに当たって、必要な資機材の確保が困難な場合は、必要に応じ、県及び港湾管理者等へその確保について応援を要請する。
- (6) 海上保安部（第六管区海上保安本部）又は県は、流出油等防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。
- (7) 水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び備讃海域排出油等防除協議会連合会は、必要に応じ、関係機関に協力して効果的な防除活動を行う。

- (8) その他の防災関係機関及び関係企業は、海上保安部、市町村又は県からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

8 その他

コンビナート等特別防災区域からの危険物の流出については、本計画及び「岡山県石油コンビナート等防災計画」により対応する。

(資料編)

第5章 防災対策施設・設備等（整理番号：504）

第9章 車両・機材等の保有状況（整理番号：906）

第4節 航空機事故災害対策

1 方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施責任者

大阪航空局（大阪空港事務所、岡山空港出張所）

空港管理者

市町村

県警察

県（危機管理課、県民生活部）

水島海上保安部、玉野海上保安部

航空運送事業者

岡山県医師会、岡山市内六医師会

3 通報連絡

空港、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は次のとおりとする。

4 実施内容

(1) 大阪航空局の措置

ア 岡山空港出張所は、岡山空港又はその周辺で航空機事故が発生したことを知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、直ちに岡山県空港管理事務所に通報し、所要の措置を講じることを求める。ただし、緊急を要する場合は、直接関係機関に通報する。

イ 岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、情報の収集を行い、大阪航空局へ伝達する。

なお、岡山空港及びその周辺以外の地域において航空機事故が発生したことを知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、前記アの措置を講じるほか、大阪空港事務所へ通報する。

ウ 大阪空港事務所は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

エ 岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、必要な情報を関係機関へ提供する。

(2) 空港管理者の措置

ア 事故発生時には、関係機関と連携し、消火、救助、救急活動を実施する。

イ 災害の状況に応じて必要と認めるときは陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 市町村の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

イ 必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

ウ 死傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

エ 災害の規模が大きく地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

オ さらに、消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(4) 県警察の措置

ア 墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、警察ヘリコプター、警察用船舶等を活用して捜索活動を実施する。

イ 航空災害が発生した場合は、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、墜落現場が山間へき地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

ウ 航空災害が発生した場合は、事故発生地を管轄する警察署員、救助捜索隊等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。

また、航空機の墜落現場の検索に当たっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

エ 航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速的確に実施する。

(5) 県の措置

ア 航空機事故が発生したときは、関係防災機関に通報するとともに、地元市町村と協力して、災害を最小限にとどめるよう努める。

イ 地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により、消防防災ヘリコプターを出勤させ、その活動を支援するほか、必要があれば他の市町村に当該市町村の応援を指示する。

ウ 岡山空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要があるときは、医療救護要員の派遣又は待機の要請を行う。

エ 地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

オ 地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対してそのあっせんを行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(6) 航空運送事業者の措置

ア 航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごと等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じる。

イ 分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

ウ 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合は、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。

エ 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合は、それによる被害状況を把握できたものから直ちに国土交通省へ連絡する。

オ 発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

(7) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

5 応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(資料編)

第12章 災害時協定等（整理番号：12003、12503）

第5節 大規模な火災対策

1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・地下街・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

2 実施責任者

市町村

県（消防保安課）

県警察

3 実施内容

（1）情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、市町村は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、市町村は、直接消防庁へも連絡する。

県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

（2）消火・避難活動

ア 大規模な火災が発生した場合は、市町村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

イ 大規模な火災が発生した場合は、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

ウ 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

（3）交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

（4）救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合は、市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

- (1) 市町村は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を発災市町村で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

- (2) 県は、大規模な火災が発生した場合は、市町村の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市町村等に対する必要な措置を指示する。

ア 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて、水島海上保安部、玉野海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。

イ 消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、岡山市消防ヘリコプターの応援を要請する。

ウ 火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。

エ 化学消火薬剤等の輸送については、必要に応じて、海上の場合は水島海上保安部、玉野海上保安部又は中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ輸送のための船舶の確保、陸上の場合は一般社団法人岡山県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。

オ 火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣を必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。

- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料編)

第2章 岡山県の災害史（整理番号：204）

第12章 災害時協定等（整理番号：12507）

第6節 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施責任者

市町村

県（消防保安課、農林水産部）

県警察

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア 大規模な林野火災が発生した場合は、市町村は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、市町村が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 市町村は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 市町村災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市町村災害対策本部が行う。

(3) 消火・避難活動

ア 林野火災が発生した場合、市町村は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 市町村は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 県警察は、必要に応じて、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

エ 林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

ア 林野火災による人的被害が発生した場合は、市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

ア 市町村は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。

エ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、市町村で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 市町村の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

(3) 県は、大規模な林野火災が発生した場合は、市町村の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ、消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市町村等に対する必要な措置を指示する。

ア 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて、水島海上保安部、玉野海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。

イ 消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、岡山市消防ヘリコプターの応援を要請する。

ウ 火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。

エ 林野火災用資機材の輸送については、必要に応じて、海上の場合は水島海上保安部、玉野海上保安部又は中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ輸送のための船舶の確保、陸上の場合は一般社団法人岡山県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。

オ 火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料編)

第2章 岡山県の災害史（整理番号：204）

第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1101（14））

第7節 地下街等におけるガス災害対策

1 方 針

地下街等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防止し被害の軽減を図る。

2 実施責任者

地下街等の所有者、管理者、占有者
ガス供給事業者
市町村
県警察
県（消防保安課）
中国経済産業局
中国四国産業保安監督部

3 実施内容

地下街等においてガス漏れが発生した場合又はガス漏れによる爆発、火災等の事故（以下「ガス事故」という。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次によりそれぞれ応急措置を講じる。

(1) 地下街等の所有者、管理者、占有者の措置

ア ガス漏れを知ったときは、直ちにガス供給事業者へ通報するとともに、当該地下街等にある店舗等の元コックを閉止し、火気の使用の禁止、電気設備の使用規制等の安全措置を講じる。

なお、必要と認めるときは、市町村（消防機関）へ通報する。

イ ガス事故が発生するおそれがある場合は、地下街等の居住者、店舗等の客及び付近の住民に対し適切な避難誘導を行い安全確保を講じる。

ウ 他の地下街等及びビル等との連絡口がある場合は、必要に応じて、ガス拡散を考慮しつつ、避難口に設けられているシャッターを閉鎖する。

エ 消防機関等の現場到着までの間、必要に応じて、地下街に通ずる階段付近一体をロープ等により立入規制を行うとともに、火災が発生した場合には、自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施し、二次爆発の防止に努める。

オ 地下街の所有者等はガス事故災害を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、ガス供給事業者との事前申合せに基づきガス遮断装置を操作して、ガス遮断を行うことができる。

カ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い、積極的に消火活動を実施する。

(2) ガス供給事業者の措置

- ア 地下街等の所有者又は市町村（消防機関）からガス漏れの発生又はガス事故が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報を受けたときは、直ちに必要な保安要員を現場に出動させる。
- イ 地下街等の所有者からの通報又は現場に出動した保安要員からの連絡に基づき、ガス事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに消防機関及び県警察に対し、通報連絡する。
- ウ 現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及びガスの滞留している範囲を検知し、必要に応じ、ガス事故災害発生のためのガスの供給停止等の措置を講じる。
- エ 現場に消防機関が出動したときは、保安要員は、消防機関に前記ウの措置状況を報告する等緊密な連携を保つとともに、現場の状況に応じた適切な措置を講じる。
- オ ガス事故発生防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、保安要員が行う。ただし、ガス事故災害の発生を防止するため緊急やむを得ないと認める場合は、地下街等の所有者等又は消防機関が、ガス遮断装置を操作してガス遮断を行うことができる。
- カ 遮断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス供給事業者（保安要員）が行う。

(3) 市町村（消防機関）の措置

- ア 地下街等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生の通報を受けた場合は、直ちにガス供給事業者に対し、通報連絡する。
- イ 地下街等の所有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び車両の通行等を規制するとともに、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、併せて警戒区域内の住民の適切な避難誘導を行う。
- エ 市町村消防計画等により消防隊を出動させ、当該地下街等の救助及び消火活動を実施する。この場合、必要に応じて、当該地下街等に所有者等からの報告、助言を受け、又は他の消防機関及び自衛消防隊の協力を得て実施する。
- オ ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、(2) に準じた措置を講じる。
- カ 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- キ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- ク さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを

求める。

(4) 県警察の措置

ア 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

イ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

ウ 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

(5) 県の措置

ア 市町村の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

イ 市町村から自衛隊の災害派遣要請を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

ウ 市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係地方指定行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の府県に対して応援を要請する。

(6) 中国経済産業局

災害発生後におけるガスの供給の確保に必要な指導を行う。

(7) 中国四国産業保安監督部

ア ガス事故発生情報の収集及び伝達を行う。

イ ガス事業者に対し、ガス施設等の保安の確保に必要な指導を行う。

(8) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業は、市町村、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して応援活動等を実施する。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：413）

第8節 危険物等災害対策

1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

県警察

県（消防保安課、保健福祉部）

市町村

3 実施内容

(1) 危険物等施設

ア 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。

(イ) 県警察及び市町村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

(オ) 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

(カ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。

(キ) 事業者は、消防機関、県警察等と緊密な連携の確保に努める。

(ク) 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

(ケ) 危険物等の大量流出に対する応急対策

大量の危険物等が事業所外に漏えいした場合は、現場の事業者等は、防除措置を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

イ 県警察の措置

- (ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ウ) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- (エ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ 県の措置

- (ア) 国が定める即報基準等に基づき、国（消防庁、厚生労働省）へ災害発生について、速やかに通報する。
- (イ) 市町村の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。
- (ウ) 県は、災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (エ) 市町村から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
- (オ) 市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対してそのあつせんを行う。
また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

エ 市町村の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 市町村は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (オ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(カ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(キ) 市町村は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講じる。

(2) 危険物等積載車両

危険物等輸送事業者、県警察、県及び市町村は、それぞれ(1)ーア～エに準じたに準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市町村、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：411（1））

第9節 高圧ガス災害対策

1 方 針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

県警察

県（消防保安課）

市町村

水島海上保安部、玉野海上保安部

中国四国産業保安監督部

3 実施内容

(1) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の応急措置を講じる。

(イ) 県、県警察及び市町村の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

(エ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

(オ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

(カ) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

(ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ 県の措置

- (ア) 国が定める即報基準等に基づき、国（中国四国産業保安監督部、消防庁）へ災害発生について速やかに通報する。
- (イ) コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者等に対し、高圧ガス製造施設、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し等の一時禁止又は制限をする。
- (ウ) 県は、災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (エ) 市町村から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村からの必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
- (オ) 市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

エ 中国四国産業保安監督部の措置

経済産業大臣が必要と認める場合は所要の命令等を発するよう措置を講じる。

オ 市町村の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。
- (ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。
- (エ) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (オ) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (カ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (キ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (ク) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について

応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 高压ガス積載車両

高压ガス輸送事業者、県警察、県、中国四国産業保安監督部及び市町村は、それぞれ(1)ーア～オに準じた措置を講じる。

(3) 高压ガス積載船舶

ア 高压ガス輸送事業者の措置

「第3節 海上災害対策」の場合に準じた措置を講じるとともに、水島海上保安部及び玉野海上保安部へ災害発生について直ちに通報する。

イ 水島海上保安部及び玉野海上保安部の措置

「第3節 海上災害対策」の場合に準じた措置を講じる。

(4) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市町村、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高压ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所（整理番号：411（3））

第10節 火薬類災害対策

1 方 針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者

火薬類輸送事業者

県警察

水島海上保安部、玉野海上保安部

県（消防保安課）

中国四国産業保安監督部

中国運輸局（岡山運輸支局）

市町村

3 実施内容

(1) 火薬類関係施設

ア 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

(イ) 火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これに移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。

(ウ) 県・県警察及び市町村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

(オ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

(カ) 事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

(キ) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

(ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活

動に協力する。

ウ 県の措置

(ア) 国が定める即報基準等に基づき、国（中国四国産業保安監督部、消防庁）へ災害発生について速やかに通報する。

(イ) 製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(ウ) 火薬類の所有者・占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。

(エ) 上記（イ）、（ウ）の措置を講じたときは、直ちにその旨を県警察（県公安委員会）へ通報する。

エ 中国四国産業保安監督部の措置

県の措置に準じた措置を講じる。

オ 市町村の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

(イ) 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

(エ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(オ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 火薬類積載車両

ア 火薬類輸送事業者の措置

(1) ーアに準じた措置を講じるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局（岡山運輸支局）へも通報する。

イ 県警察の措置

(1) ーイに準じた措置を講じる。

ウ 中国運輸局（岡山運輸支局）の措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が（1）ーウに準じた措置を講じる。

エ 市町村の措置

1 (1) ーオに準じた措置を講じる。

(3) 火薬類積載船舶

ア 火薬類輸送事業者の措置

(1) ーアー(ア)及び(イ)に準じた措置を講じるとともに、水島海上保安部、玉野海上保安部及び中国運輸局(岡山運輸支局、水島海事事務所)へ災害発生について直ちに通報する。

イ 水島海上保安部、玉野海上保安部の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。

(イ) 輸送機関に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

ウ 中国運輸局(岡山運輸支局)の措置

国土交通大臣が(1)ーウに準じた措置を講じる。

エ 県警察、県、中国四国産業保安監督部及び市町村の措置

必要に応じ(1)ーイ～オに準じた措置を講じる。

(4) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力体制

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市町村又は、県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

市町村等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

(資料編)

第4章 防災上重要な箇所(整理番号:411(2))

第11節 有害ガス等災害対策

1 方 針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

2 実施責任者

特定施設等の設置者

知事（環境文化部、保健福祉部）

大気汚染防止法により委任を受けた岡山市長及び倉敷市長

特例条例により大気汚染防止法に係る事務の委任を受けた新見市長

特例条例により岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る事務の委任を受けた岡山市長、倉敷市長及び新見市長

ダイオキシン類対策特別措置法により委任を受けた岡山市長及び倉敷市長
市町村長

3 実施内容

(1) 特定施設等の設置者の措置

ア 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。

イ 市町村長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。

ウ 市町村長又は知事の措置があった場合、これに従う。

(2) 県、市町村の措置

ア 市町村長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

イ 知事又は岡山市、倉敷市若しくは新見市長は、有害ガス等に係る事故が発生した場合は、法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、当該特定施設等設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため、必要な措置を講じるよう命令する。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編「第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、市町村、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第14章 集団事故災害対策

1 方 針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者

市町村長

(2) 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健福祉部）

県警察

日本赤十字社岡山県支部

岡山県医師会

災害拠点病院

施設管理者等

3 実施内容

(1) 市町村災害対策本部等の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市町村長は、地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地災害対策本部を設置する。

ア 市町村長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 現地災害対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 市町村現地災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救助

イ 現場付近での応急手当て

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 死体の処理

(3) 関係機関の措置

ア 事故発生責任者（企業等）の措置

（ア）事故発生後直ちに市町村（消防）、警察署及び状況に応じて海上保安部に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお、必要に応じて、その他の関

係機関に協力を要請する。

- (イ) 市町村現地災害対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

イ 市町村の措置

- (ア) 市町村長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、地域防災計画の定めるところにより直ちに災害対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、所管の市町村立病院の救護班に出動を命じる。

- (イ) 市町村長は、災害対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

- (ウ) 市町村長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

ウ 市町村（消防）、警察署、海上保安部及び空港出張所の措置

- (ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市町村長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。

- (イ) 市町村災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

エ 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

市町村長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

オ 県の措置

- (ア) 傷病者の発生状況等により必要と判断したとき、又は消防機関からの要請があったとき、協定に基づいて関係機関にDMA Tの出動を要請する。

- (イ) 市町村の救急体制のみでは適切な措置が困難と認めるとき、又は市町村長から要請があったときは、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。

- (ウ) 必要に応じて、他都道府県及び国（厚生労働省）に対して医療救護班の派遣要請を行うとともに、その受入調整を行う。

- (エ) 市町村災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して必要に応じ、救急及び応急活動を実施するとともに、連絡調整を行う。

4 応援協力関係

関係機関は、市町村の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

（資料編）

第7章 避難救護に係る施設・設備（整理番号：703、704）

第15章 自衛隊の災害派遣

1 方 針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知事（危機管理課）
第六管区海上保安本部長
大阪空港事務所長

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長
海上自衛隊呉地方総監
航空自衛隊西部航空方面隊司令

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 炊飯及び給水

炊飯及び給水を行う。

(10) 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、生活必需品等は無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

4 災害派遣要請等手続き

(1) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

ア 知事等は、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

イ 自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。

（ア）災害の情况及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

(2) 市町村長の派遣要請の要求

ア 市町村長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 市町村長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市町村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 知事は、市町村長からア及びイの自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派

遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

エ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

		年		月		日	
知 事 あて							
市町村名							
災 害 派 遣 に 関 す る 要 請							
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。							
記							
1 災害の状況及び派遣を要請する事由							
2 派遣を必要とする期間							
自		年		月		日	
時		から					
至		年		月		日	
災害が終了するまで							
3 派遣を希望する区域及び活動内容							
(1) 派遣を希望する区域							
(2) 活動内容							
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）							
(1) 連絡場所及び連絡職員							
(2) 宿 舎							
(3) 食 料							
(4) 資 材							
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（２部）を提出する。							

注：用紙の大きさは、A４とする。

(3) 撤収要請依頼

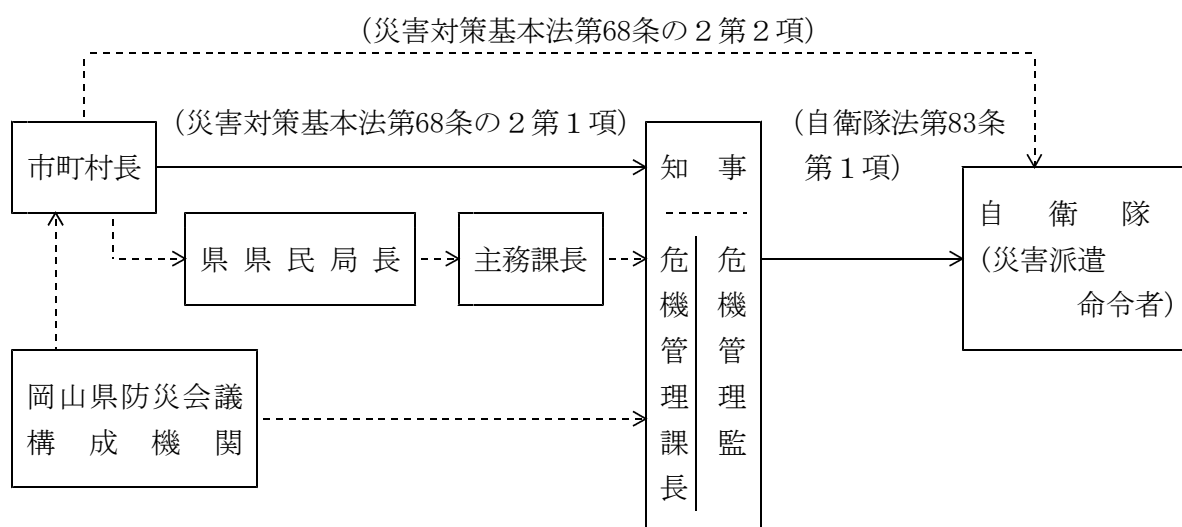
ア 市町村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年 月 日		
知 事 あて		
市町村名		
自衛隊の撤収要請依頼について		
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1	撤収要請依頼日時 年 月 日	
2	派遣要請依頼日時 年 月 日	
3	撤収作業場所	
4	撤収作業内容	

注：用紙の大きさは、A 4 とする。

(4) 災害派遣要請等手続系統



(----- は情報の連絡系統)

(5) 連絡方法 NTT電 話 0868-36-5151 (内線237 夜間等は302)

FAX 0868-36-5151 (内線238)

防災行政無線 6440-031 (事務室)

6440-038 (宿直室)

6440-039 (3科・FAX併用)

(6) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

ウ 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記ア～ウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入態勢を整備させるとともに、必要に応じて、職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

県は、広域災害時には、次の点に留意する。

ア 派遣部隊の移動が迅速に行われるための的確な道路情報を連絡する。

イ 大型輸送機の使用に備えて岡山空港、岡南飛行場の離着陸の対応措置をとる。

(2) 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

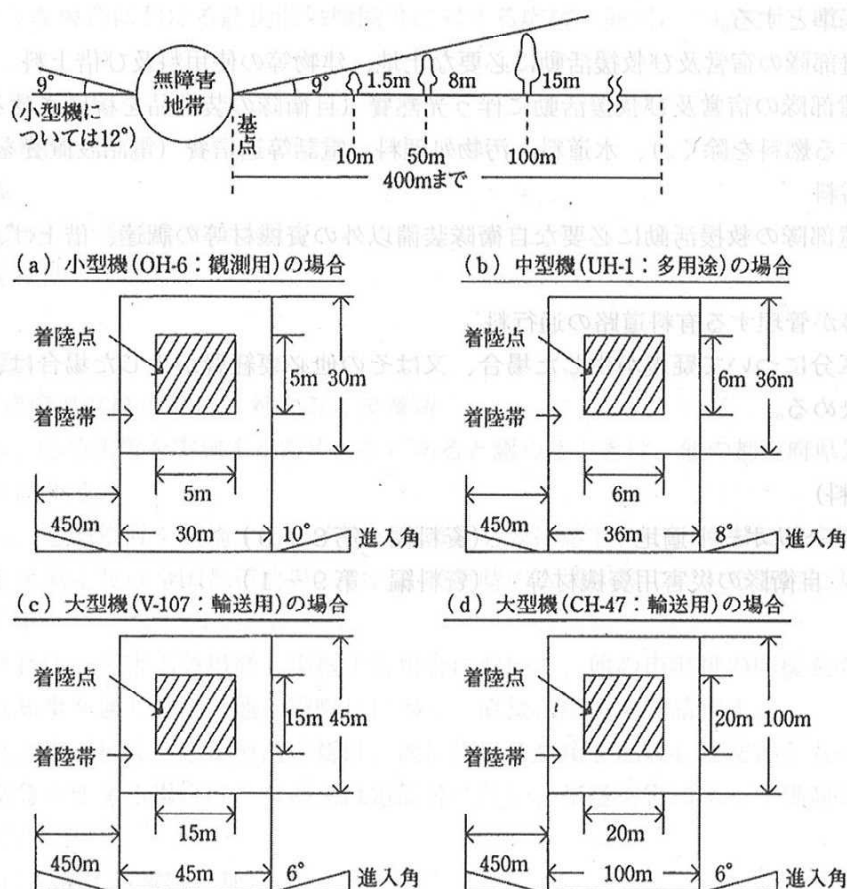
連隊規模 : 約15,000㎡

師団等規模 : 約140,000㎡

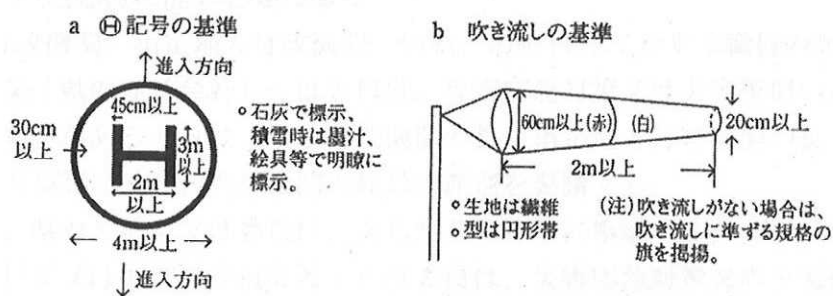
オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

(ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地^{べいたん}を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。
 [着陸地点及び無障害地帯の基準]



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (キ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費

エ 県等が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

(資料編)

第8章 緊急輸送対策（整理番号：803）

第9章 車両・機材等の保有状況（整理番号：909）

第16章 広域応援・雇用

1 方針

大規模な災害が発生した場合、県・市町村等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。

なお、県及び市町村は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、速やかに応援体制を整える。

2 実施責任者

知事（危機管理課、総務部、保健福祉部）

市町村長

県又は市町村の委員会又は委員

防災関係機関

3 実施内容

(1) 他の都道府県又は市町村に対する応援要請

ア 知事は、応急措置を実施するに当たっては、必要に応じ、中国地方、中国・四国地方、関西広域連合及び全国都道府県等における災害等発生時の広域応援に関する協定に基づき、応援を要請する。

なお、中国地方5県及び中国・四国地方9県では、災害等発生時の広域支援に関する協定に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日（基本合意書の締結）から導入している。

イ 県は、大規模災害が発生し、他の都道府県等との協定による応援職員の派遣だけでは被災者の救助等の災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、全国の地方公共団体から応援を受け入れるため、中四国ブロックの幹事県に対し、応援を要請する。

なお、県は全国知事会や国（総務省）と連携し、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく全国の地方公共団体による県内被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

また、県及び県内市町村は、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

[中国 5 県のカウンターパート]

被災県	支 援 担 当 県			
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

[中国・四国のカウンターパート]

グループ 1	鳥取県・徳島県
グループ 2	岡山県・香川県
グループ 3	広島県・愛媛県
グループ 4	島根県・山口県・高知県

ウ 市町村長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

エ 知事は、災害応急対策を行うために必要な場合、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

オ 知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。

カ 知事又は市町村長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

(ア) 被害状況

(イ) 応援を要する救助の種類

(ウ) 応援を要する職種別人員

(エ) 応援を要する期間

(オ) 応援の場所

(カ) その他応援に関し必要な事項

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他県、市町村等に対する職員の派遣要請

ア 知事又は県の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、県の委員会又は委員は、あらかじめ知事に協議する。

イ 市町村長又は市町村委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、市町村の委員会又は委員は、あらかじめ市町村長に協議する。

ウ 知事又は市町村長等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 指定行政機関、指定地方行政機関への応援要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(4) 医療機関に対する応援要請

ア 県は、県医師会と締結した災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、医療関係機関との連携体制を整備する。

イ 県は、DMA Tを保有する関係機関と締結したDMA Tの出動に関する協定等に基づき、災害急性期の救命医療体制を整備する。

(5) 労務者等の雇用

ア 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

イ 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。

ウ 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 罹^{りさい}災者の避難
- (イ) 医療及び助産における移送
- (ウ) 罹^{りさい}災者の救助
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救助用物資の支給
- (カ) 死体の捜索及び処理

(6) 奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

- ア 赤十字奉仕団
- イ 青年団
- ウ 婦人会
- エ 自主防災組織、町内会、自治会
- オ 大学、高等学校（学生、生徒）
- カ 職業訓練校（訓練生）

(7) 中国 5 県及び中国・四国 9 県災害等発生時の広域支援に関する協定

中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定の運用は、実施要領、実施細則、中国 5 県広域支援本部設置・運営要領及び中国 5 県カウンターパート制運用規程（平成 24 年 3 月 1 日作成）により、また、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定の運用は、実施要領（平成 24 年 3 月 1 日作成）により行う。

(8) 関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定の運用は、実施要領（平成 30 年 5 月 9 日施行）により行う。

(9) 災害時における相互協力に関する基本協定

「災害時における相互協力に関する基本協定書」は、中国地方整備局長と岡山県知事にて平成 22 年 12 月 15 日に協定を締結している。これにより大規模災害時において中国地方整備局と初動段階から綿密な連携を図り、県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることとしている。具体的には、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策その他必要と認められる事項について、機材及び人的・技術的支援を受けることである。

(資料編)

第 11 章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1101（10）～（16））

第 12 章 災害時協定等（整理番号：12006、12511、12515、12516）

第17章 ボランティアの受入れ、活動支援計画

1 方 針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、市町村及び日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

2 実施責任者

知事（県民生活部）
市町村長
日本赤十字社岡山県支部
県社会福祉協議会
市町村社会福祉協議会

3 実施内容

(1) 県の措置

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市町村、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申し出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて、報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

(2) 市町村の措置

市町村災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市町村社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

(3) 日本赤十字社岡山県支部の措置

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携をとりながら行う。

(4) 社会福祉協議会の措置

県・市町村社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。

ア 県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。

- (ア) ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
- (イ) 広域的なボランティアの受付、コーディネート等
- (ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- (エ) 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整
- (オ) その他市町村災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

イ 被災市町村の社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- (ア) 被災地のボランティアニーズの把握
- (イ) ボランティアの受付及び登録
- (ウ) ボランティアのコーディネート
- (エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- (オ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- (カ) ボランティア活動の拠点等の提供
- (キ) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
- (ク) 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
- (ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 被災市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

(5) 専門ボランティアの受入れ及び活動の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

(6) ボランティアの健康に関する配慮

ア 市町村、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判

断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ 市町村、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

第18章 義援金の募集・受付・配分

1 方 針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 実施機関

県（保健福祉部）
日本赤十字社岡山県支部
岡山県社会福祉協議会
岡山県共同募金会
NHK岡山放送局及びNHK厚生文化事業団
日本郵便株式会社中国支社（岡山中央郵便局）
その他各種団体

3 実施内容

(1) 義援金の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金を募集する。

(2) 義援金の受付

県及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。

(3) 義援金の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

4 連絡調整事項

義援金の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第4編 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 県及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

県、市町村は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 3 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立

し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書^{りさい}を交付する。また、市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

県は、災害による住家等の被害の程度^{りさい}の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

- 4 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- 5 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。
- 6 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市町村が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

- 7 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。
- 8 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 9 市町村は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。
- 10 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、市町村等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

- 11 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企

業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

- 12 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 13 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 14 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 被災中小企業の復興の支援

県、市町村は、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

- 1 岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。

また、商工会・商工会議所が設置する相談窓口で支援制度についての情報提供を行う。

- 2 被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。
- 3 セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。

第4節 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的にとり入れて施工する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状にかんがみ、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

国及び県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

また、県警察は、県及び市町村と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努める。

〔災害復旧事業の種類〕

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 海岸災害復旧事業
 - (3) 砂防設備災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (7) 道路災害復旧事業
 - (8) 港湾災害復旧事業
 - (9) 漁港災害復旧事業
 - (10) 下水道災害復旧事業
 - (11) 公園災害復旧事業
 - (12) 公営住宅等災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ ^{たいせき}堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス ^{たんすい}湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂たいせきの排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水たんすい排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及父子並びにび寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費りさいの補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第6節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付けを要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市町村は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県、岡山市及び倉敷市は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

5 県税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、県税条例の規定等に基づき、県税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(資料編)

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1003～1005、1008）

7 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

8 県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

第7節 復旧・復興推進本部

1 復旧・復興推進本部の設置

県は、風水害等により被害を受けた地域が県内で相当の範囲に及び、かつ、風水害等からの復旧・復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受け、復旧・復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復旧・復興推進本部を設置する。

復旧・復興推進本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復旧・復興に向けた全体像を県民に明確に示すとともに、復旧・復興事業を計画的に推進する。

2 復旧・復興推進本部の役割及び災害対策本部との関係

復旧・復興推進本部は、復旧・復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に推進する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、復旧・復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、復旧・復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

3 復旧・復興推進本部の組織

本部長 知事

副本部長 副知事

本部員 危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長

上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。なお、災害の状況に応じ、現地復旧・復興推進本部の設置を検討する。

本部員は、本部長の命を受け、復旧・復興に係る事務事業を企画立案し、実施するとともに、担当事務事業の執行状況を本部長に報告する。

(資料編)

第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1101（7））

岡山県地域防災計画（風水害等対策編）作成・修正の経緯

昭和38年 5 月	岡山県地域防災計画策定基本案決定
昭和38年 9 月	岡山県地域防災計画策定承認
昭和45年 8 月	岡山県地域防災計画全面修正の基本方針決定
昭和45年10月	岡山県地域防災計画全面修正を承認
昭和61年 3 月	岡山県地域防災計画全面修正の基本方針決定
昭和62年 1 月	岡山県地域防災計画の全面修正を承認
平成 5 年 3 月	岡山県地域防災計画の一部修正
平成 7 年 2 月	岡山県地域防災計画の一部修正
平成10年 3 月	岡山県地域防災計画の大幅修正を承認
平成11年 3 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成12年 3 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成13年 3 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成14年 3 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成15年 3 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成16年 6 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成17年 6 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成18年 6 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成19年 6 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成20年 7 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成21年 7 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成23年 3 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成24年 3 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成25年 9 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成26年 9 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成27年12月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成28年10月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
平成30年 2 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和元年 7 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正
令和 2 年 2 月	岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の一部修正